

国立歴史民俗博物館所蔵《元秘抄別録》の内容紹介と校注

Bibliographical Introduction and Annotated Reprint of the *Gempisho Beisuroku* preserved in the National Museum of Japanese History
MIZUKAMI Masaharu

水上雅晴

はじめに

我が国の漢籍受容は長い歴史を持ち、漢学の変遷をたどるための資料が膨大に残されている。高い学術的価値を持ちながら、これまでほとんど注目されることがない資料として、年号勘文およびそれに関連する史料が挙げられる。年号勘文は、改元定と称される新年号を決める朝議に先立って提出される文書である。この文書を提出する年号勘者は、朝廷内で紀伝道をつかさどる氏族、具体的には、菅原氏、大江氏、それに藤原氏の南家・式家・北家日野流から選出されるのが通例であった。改元のたびに三〜七名程度の年号勘者から提出される年号勘文には、三つ程度の年号案とそれぞれの典拠となる漢籍の一節、すなわち引文とが記されるのが常であった。日本国内において改元は四、五年に一度の頻度で繰り返されており、《元秘別録》によると、遅くとも延長（九二三〜九三一）改元度には年号勘文の提出が始まっており、その後、慶応（二八六五〜一八六八）改元度まで千年近くの期間、年号勘文が提出さ

れつづけた^①。改元の都度、十から二十程度の引文が提出されていたから、これらの引文の情報を総合すると、漢籍の流通・使用の状況を含め、紀伝道系の漢学の実態の一端を通時的に把握することが可能であり、現にその点に着目した研究がなされはじめている^②。年号勘文の一部は現存するが閲覧は容易でないものの、提出され続けた年号勘文の内容の大部分は高辻長成（一二〇五〜一二八二）原撰の《元秘別録》に集成されている^③。高辻家は菅原氏の嫡流に属し、《元秘別録》は長成の時に一旦完成した後、増補が繰り返されており、現存する諸本は、いずれも江戸時代の年号勘文まで収録している。

書名から容易に推測される通り、《元秘別録》は《元秘抄》の付録である。《元秘抄》は高辻長成が編纂した改元関係資料集であり、内容は和漢の年号、年号の文字に関する議論、年号勘文の書式、年号案の典拠として使われた漢籍、改元された月、年号勘者の人数、年号の読み方や吉凶を含む改元関連の先例などからなる。菅原氏は年号勘者を代々輩出しており、長成は家内に豊富に蓄積された資料をもとに本書をまとめた

と考えられる。《元秘別録》と題する書物には二種類あり、石井行雄によると「勘文集成を内容とするものと、改元定の改元杖座参仕交名を内容とするもの」が伝わっていて、前者は《元秘別録（勘文）》、後者は《元秘別録（交名）》にそれぞれ分類される⁴。

藤原氏北家日野流につらなる広橋家は、しばしば改元定に関わっており、頼資・経光・兼仲・兼綱・仲光・兼宣・親光・綱光の八名が年号勘者を務めている。第三節に示す通り、彼らが年号勘文を提出した改元定は嘉禄（一二二五～一二二七）度から応仁（一四六七～一四六九）度までの三十三度に達しており、年号勘者ではなく参仕公卿として改元定の審議に参加した広橋家の族人も少なくない。かかる状況に鑑みると、広橋家の中に少なからざる年号関係資料が残されていることが予想されるが、実際、本館「広橋家旧蔵記録文書典籍類」のコレクションには、百点を超える年号関係資料が含まれている。さらば《元秘別録》もこのコレクションに含まれていても不思議ではないが、同一名称の書物は含まれていない。現在確認できるのは、類似名称を持つ《元秘抄別録》（資料番号・H—六三—一八八）のみである。本書の書誌については、《広橋家旧蔵記録文書典籍類目録》（国立歴史民俗博物館、二〇一九年）、43頁上に以下のように解説されている。

装丁…冊子（朝鮮綴）。表紙…縹地紙後補表紙。法量…二六、五×二〇。五。紙数…三十九紙。外題…「元秘抄別録」
戸■「初」期云々。四冊「合一冊」。旧外題…「付箋」「元秘抄別録 第一」広橋中納言。記載範囲…大宝元年（七〇一）～文正元年（一四六六）。

本稿は、この《元秘抄別録》の解説篇と翻刻・校注篇とからなる。解説篇においては、《元秘抄別録》の内容を解説しながら、編纂目的につ

いて考察を加えていく。翻刻・校注篇では全文を翻刻した上で本書と広橋家および同家の年号史料、さらには《元秘別録（交名）》との関連を明らかにしていく。なお、本稿では《元秘別録（交名）》に言及することはないので、以下、《元秘別録（勘文）》を《別録》と称することにす。一、《元秘抄別録》と《元秘別録》の概括的な比較

本書と《別録》とは、年号案と引文が収録されている範囲については、いずれも内容の大半を年号案および典拠となる漢籍引文が占める点で共通しているが、内容を比べると異なる点がいくつかある。便宜上、《別録》を基準にして比較してみると、同書に収録されている年号案の数が二千七百余りあるのに対して、本書の中に収録されている年号案の数はわずかに二百三十六（見せ消ちおよび判読不明字になっている四つを除外）にとどまる。記載内容について言うと、《別録》には各改元度の①新年号、②改元日、③改元理由、④年号勘者、⑤年号案引文が記されているのに対して、本書には①～③が記されていない。④については一部だけ記されており、記載されている年号勘者は、いずれも広橋家もしくは同家が属する藤原氏北家日野流の族人に限定されている。⑤だけは《別録》と同様の記載内容が本書に見える。ただし記載方式を比較すると、《別録》が改元度順に年号案を配列するのに対して、本書は次節で説明する通り、時折、改元度順とは逆方向に年号案が配置される。ここまで示した相違点を整理して表にまとめると以下ようになる。

【表一】《元秘別録》と《元秘抄別録》内容比較簡表

比較項目	《元秘別録》	《元秘抄別録》
年号案総数	二千七百条強	二百三十六条
新年号	記載あり	記載なし
改元日	記載あり	記載なし
改元理由	記載あり	記載なし
年号勘者	記載あり	広橋家／藤原氏北家日野流のみ記載
年号案引文	記載あり	記載あり
年号案配列	改元度順	改元度順が基本だが逆順もあり

以上の相違点を見る限り、《元秘抄別録》の中、年号案と引文が収録されている部分、すなわち第一丁表から第二十八丁裏までの記載内容はすべて《別録》と重なっているから、本書を《別録》の節録版と見なしでもほぼ間違いないが、そのように捉えることは正確ではない。なぜなら第七節にて解説する通り、年号案と引文の提示が終わった後の第二十九丁表以降には《別録》に見えない記載が並んでいるからである。

二、《元秘抄別録》の冊次標記

本書の大半の内容の成立状況については、冊次標記とそれに続いて収載される年号案と引文を調べることで一定の理解に到達し得る。冊次標記というのは、第二丁表第一行に見える「元秘別録 勘文部 一」のような小題であり、この小題は本書と《別録》との密接な関連を暗示する。小題に続く行を見ていくと、第二行の「01 天受」（年号案「天受」二字の上にある算用数字は、翻刻部分所掲の年号案を参照する便宜のために付した通し番号。以下同じ）は天曆（九四七〜九五七）度に大江朝綱によつて勘申された年号案であり、第三行の「孟子曰」から始まる《孟子・万章上》の文章はその典拠の引文である。「天受」に続く年号案「02 治安」も朝綱によつて勘申されたものであり、「漢書文帝紀曰」から始まる引文は《漢書》巻四《文帝紀》にもとづく。二つの年号案と引文は《別録》123本（略称表示されている書物の正式名称と書誌は《元秘抄別録》翻刻・校注篇）【凡例】末尾の〈参考文献〉を参照。以下同じ）の「元秘別録 勘文部 第一」と題する冊に収録されており（271〜272頁⁶）、天暦度の年号案と引文を掲載する年号史料が極めて限られていることを勘案すると、本書が《別録》に取材していることを疑う余地がない。

「元秘別録 勘文部 一」と同様の記述を探すと、第五丁表第一行に「元秘別録 勘文部 二」の冊次標記が見つかる。第二行から第六行にかけて「35 天治」・「36 天保」の二つの年号案が並んでおり、典拠として

「易緯曰」と「毛詩曰」から始まる引文がそれぞれ示されていることから、天治（一一二四〜一一二六）度に勘申されたものであることが判明する⁸。123本を調べると、これらの年号案と引文は「元秘別録 勘文部 第二」と題する冊に収録されている（371・379・381頁）。

次の冊次標記は第十丁裏第一行に見える「同三」であり、続いて並んでいる「76 寛元」「77 文暦」「78 嘉観」の三つの年号案と引文から、安貞（一二二七〜一二二九）度に勘申されたものであることが判明する。123本を調べると、これらが収録されているのは「元秘別録 勘文部 第三」と題する冊である（481・508〜510頁）。続く冊次標記は第十二丁裏第一行に見える「同四」であり、次行以下の年号案「99 弘暦」および「後周書曰」と「続漢書曰」から始まる二つの引文から、正中（一三二四〜一三二六）度に勘申されたものであることが判明する。123本を調べると、これらが収録されているのは「元秘別録 勘文部 第四」と題する冊である（589・646〜647頁）。

同様の状況は以後も続き、新たに見える冊次標記は第十七丁表第一行「同五」であり、次行以下の年号案「145 安永」および「文選云」・「唐紀云」とのみ示される二つの引文から、康応（一三八九〜一三九〇）度に勘申されたものであることが判明する。123本を調べると、これらが収録されているのは「元秘別録 勘文部 第五」と題する冊である（693・747頁）。さらに続いて見える冊次標記は第十九丁表第九行「同六」であり、次行の年号案「170 永安」と引文「文選曰 神靈扶其棟宇……長興大漢而久存」から、永祿（一五五八〜一五七〇）度に勘申されたものであることが判明する。123本を調べると、これらが収録されているのは「元秘別録 勘文部 第六」と題する冊である（811・875頁）。

冊次を表す数字が「同六」に至った第二十丁表に、本冊に収録されている中で一番新しい年号案、すなわち文祿（一五九三〜一五九六）度に勘申された「177 寛永」がある。その直後に掲げられる「178 文正」と「179

至安」は、文正（二四六六〜一四六七）度に勘申された年号案であり、以後、改元度が新しくなったり古くなったりするのを繰り返して、第二十四丁裏第二行に至ると「同別録五」の書き入れが認められる。この標記の直後に並んでいる年号案は「203建徳」と「204弘徳」であり、引文がそれぞれ「周易緯曰」と「莊子曰」から始まることに鑑みると、嘉慶（一三八七〜一三八九）度に勘申されたものであることが判明する。123本を調べると、これらが収録されているのは「元秘別録^{勘文}第五」と題する冊である（693・741頁）。

冊次標記の数字が減っていく状況はさらに続き、第二十六丁裏第九行には「同別録之四」の冊次標記が認められる。次行の「勘申 年号事」のさらに次行に記される年号案「221貞徳」と引文の《周易注疏》の文言から、延文（一三五六〜一三六二）度に勘申されたものであることが判明する。123本を調べると、これらが収録されているのは「元秘別録^{勘文}第五」と題する冊である（695・701頁）。本事例については、本書が示す冊次と123本の冊次との間に齟齬が確認される。さらに先に進むと、第二十八丁表第一行に「元秘別録之内當家勘者」と記されているのが確認される。次行の「勘申 年号事」との記述、さらに次行に記される年号案「232貞正」と引文の《周易正義》の文言から、嘉祿度に勘申されたものであることが判明する。123本を調べると、これらが収録されているのは「元秘別録^{勘文}第三」と題する冊であり（481・503頁）、これが本書における最後の冊次標記である。以上の冊次標記を抜き出して本書の年号勘文収録部分の目次を作成すると以下のようになる。

元秘別録 勘文部 一	第二丁表第一行
元秘別録 勘文部 二	第五丁表第一行
同三	第十丁裏第一行
同四	第十二丁裏第一行

同五	第十七丁表第一行
別録同六	第十九丁表第九行
同別録五	第二十四丁裏第二行
同別録之四	第二十六丁裏第九行
元秘別録之内 ^三 當家勘者	第二十八丁表第一行

《元秘抄別録》の冊次標記およびその直後に収録されている改元度の記事が123本と基本的に一致していることから、年号勘文収録部分については、《別録》と同類の書物から節録されたものであることが知られる。123本以外の《別録》を調べてみると、いずれも六冊本の122本・124本・125本は、その冊次と各冊に収録されている改元度が《元秘抄別録》と一致しており、本書作成の際に参照されたのはこれらと同系統の《別録》だと考えられる。しかし本書と右に挙げた六冊本《別録》三種との間には齟齬も認められ、そのことを示す事例を二つ挙げるができる。一つは、正慶（一三三二〜一三三三）度に勘申された年号案「97正観」に関する記事である。この年号案は本書が底本とした《別録》では第三冊に収録されているのに対して、122本・124本・125本においては第四冊に収録されている。もう一つは、康安（一三六一〜一三六二）度に勘申された年号案として本書には「131寛安」が収録されているが、この年号案が三種の六冊本には収録されていないことである。となると122本・124本・125本とは別系統の六冊本《別録》が存在していたに相違ない。本書が底本とした《別録》は現在のところ不明である。

三、《元秘抄別録》に見える「當家」

《元秘抄別録》第二十八丁表第一行に「當家勘者」と記されているのは既述の通りだが、この「當家」はいずれの家を指すのであろうか。この疑問に対しては、次行以下の年号案と勘申者を調べていくと容易に解

答を与えることができる。嘉禄度に「232 貞正」を勘申したのは、広橋頼資である。「貞正」に続く年号案は「233 仁治」であり、123 本によると、これも同じく嘉禄度に頼資によって勘申されている(503頁)。その後の二つの年号案「234 正安」と「235 建長」は寛喜(一二二九～一二三二)度に勘申されたものであり、これも勘者は広橋頼資である(514頁)。さらに続く五つの年号案「236 正嘉」・「237 寛恵」・「238 正安」・「239 延嘉」・「240 仁治」は貞永(一二三二～一二三三)度に勘申されたものであり、勘者はやはり頼資である(518～519頁)。この「仁治」でもって本書の年号勘文採録部分の記事が終わっているから、「當家」が広橋家を指していることはもはや自明である。

ここで広橋家による年号案の勘申状況を確認しておこう。以下に掲げる一覧表は、広橋家が年号勘者として関わった改元度、年号勘者、そして各自が提出した年号案によって構成されている。年号案の中、太字になっっているのは、《元秘抄別録》に採録されているものであり、□で囲まれているのは採用された年号案である。

嘉禄 1225-1227	広橋頼資	貞正・仁治
安貞 1228-1229	同	建長・治建・顕応
寛喜 1229-1232	同	正安・建長
貞永 1232-1233	同	正嘉・寛恵・正安・延嘉・仁治
文暦 1234-1235	同	仁応・延嘉
嘉禎 1235-1238	同	嘉禎・延嘉・仁治・延文・弘長
宝治 1247-1249	広橋経光	元応・正安
建長 1249-1256	同	建長・元応・文安
康元 1256-1257	同	不明
正嘉 1257-1259	同	治建・仁応・元応・延嘉・正安
弘長 1261-1264	同	不明

文永 1264-1275	同	仁応・元応・延嘉
永仁 1283-1289	広橋兼仲	養仁・文安
正安 1299-1302	同	養仁・文安・仁応
延文 1356-1361	広橋兼綱	貞徳・文安
康安 1361-1362	同	文正・文康・康正
応安 1368-1375	同	不明
永和 1375-1379	同	嘉長・寛正・嘉慶
康暦 1379-1381	広橋仲光	承延・文安
永徳 1381-1384	同	永徳
至徳 1384-1387	同	建徳・長嘉・嘉慶
嘉慶 1387-1389	同	(以上、122・124・125本第四冊の範囲内)
康応 1389-1390	同	建徳・弘徳・永宝
明德 1390-1394	同	仁応・長嘉・寛承
心永 1394-1428	同	仁応・弘徳
正長 1428-1429	広橋兼宣	長慶・養仁
永享 1429-1441	広橋仲光	成徳・仁応・永宝
文安 1444-1449	広橋親光	和宝・文安
康正 1455-1457	同	文安・天和・仁応
長祿 1457-1460	同	承慶・文安
寛正 1460-1466	広橋綱光	至安・文康
文正 1466-1467	同	成徳・仁応・寛正
応仁 1467-1469	同	長慶・仁応・文正
	同	永宝・文正・至安
	同	和宝・天和・文建

これらの年号案の中、本書に見えるのは太字の六十四個であり、本

書に採録されている全部で二百三十六の年号のほぼ四分の一を占める。太字が占める割合を見ると、広橋家によって勘申された大半の年号案が本書に採録されていることが了解される。

四、《元秘抄別録》所収の年号案の特徴

本書所収の年号案と勘者の一覧表を作成すると【表二】(13頁)のようになる。表を見ると容易にわかる通り、「178文正」から最後の「240仁治」までの合計六十二個の年号案はすべて広橋家によって勘申されたものである。年号案と引文が収録されている範囲について言うと、冒頭部から全体の四分の三までの範囲に収録されている広橋家勘申の年号案がわずかに五つであるのに対して、残りの四分の一の範囲には広橋家勘申の年号案しか収録されていない。この範囲については、「當家勘者」による年号案勘申の先例を集めていることが明らかである。すると、他家の勘申に係る年号案が大半を占めている残りの範囲については採録の基準があつたのだろうか、という疑問が生まれてくる。少し検討を加えてみよう。

【表二】の01天受から177寛永までに採録されている年号案は、勘者の属する家が一定でない。そこで年号案を構成する文字に着目してみると、特定の文字を含む年号案が多数を占めていることに気づく。「安」を含む年号案が六十一個、「天」を含む年号案が五十一個ある。さらに「寛」・「観」・「永」・「承」・「曆」・「文」を含む年号案がそれぞれ三十二個・十九個・十七個・十四個・十一個・十個ある。この事実を踏まえると、《元秘抄別録》の編輯プロセスには、特定の文字ごとに年号案を分類・整理する意図が働いているかに見える。この意図は、高辻長成《元秘抄》巻一〈未被用年号〉や同巻二〈和漢年号同字類聚〉を継承するものと言えそうである。長成はこれらの篇において、被用・未被用に限らず、上の字もしくは下の字が同じである年号案をまとめている。

改元定において年号案をふるいにかける難陳の中では、年号案を構成する文字と同一の文字を含む年号が使われた時の状況が論じられることが多いので、年号勘者は、参仕公卿たちから賛同が得られそうな文字、彼らから批判を受けそうな文字を見定めた上で年号案を勘申したに違いない。《元秘抄》や《元秘抄別録》において同一字を含む年号案がまとめられているのは、年号案の文字の吉凶やこれまでの使用状況を効率良く検索するための措置であろう。ただし《元秘抄別録》は、年号案を《元秘抄》と同様に文字ごとにグループ分けすることより、年次順に配列することを優先しているようであるが、なぜ《元秘抄》と同様の体裁を取らなかったのか、その意図は不明である。

五、《元秘抄別録》と他の年号史料との関係

広橋家には、年号勘者に任じられる者が多かったが、年号案勘申の際、従うべき家のしきたりがあつた。永仁(一二九三―一二九九)度に年号勘者をつとめた広橋兼仲(一二四四―一三〇八)は、その点について次のように説いている。

初度先例、新字一・古字一、已上二所献也。《兼仲記》正応六年八月二日乙酉条、《改元部類記(自永仁至貞治)》、《続群書類従》210頁

広橋家の族人は、始めて年号勘者として年号案を勘申する際、「新字」すなわち同家によって従来勘申されたことがない案と「古字」すなわち既に勘申されたことがある案とを一つずつ勘申するのが通例であつた。第三節に示した通り、兼仲は永仁度に始めて年号勘者となつて「養仁」と「文安」を勘申しているが、「文安」は建長度に広橋経光が勘申済みなので「古字」に属する。対して「養仁」は広橋家によって勘申されたことがないので「新字」に属する。しきたりに違背していないことを証

するかのようには、「215 養仁」の【考異】に示す通り、《部類記169》永仁度の年号案「養仁」の下に「是ハ新字也」の書き入れがなされている。「古字」と「新字」に関わる広橋家の史料として、以下の二点が挙げられる。

《当家代々勘申未被用字集》(H一六三―一九九)
《年号字 新撰》(H一六三―二二八)

《当家代々勘申未被用字集》は、広橋家によって勘申されたものの、採択されることがない年号案の一覧であり、年号案ごとに勘申時期と勘者が記されている。たとえば同書第一丁裏に年号案「延嘉」が大書されており、その下に「晋書文」と典拠が略記されている。《別録》などの年号史料を参考にすると、「延嘉」は《晋書》卷五十一《摯虞伝》の「會司儀於有始兮、延嘉賓於九乾」に由来する。同書の続く行には以下のよう記されている。

貞永 文曆 嘉禎等度 頼元
康元 正嘉 文永等度 経元

この記述は、貞永・文曆・嘉禎の各改元度に広橋頼資によって年号案「延嘉」が勘申され、康元・正嘉・文永の各改元度に広橋経光によって同じ年号案が勘申されたことを示す。《別録》を見ると、康元度の記録はほとんど失われていて勘者の名前しかわからないが、《当家代々勘申未被用字集》によって経光が「延嘉」を勘申していたことを補足することができる。《元秘抄別録》を調べると、「延嘉」が文曆(223)・嘉禎(225)・正嘉(231)・貞永(239)の各改元度に勘申されていることが記録されているから、本書の編纂者は先例を網羅しきれていないが、「古字」を採

録しようとしていたことが看取される。なお記載範囲を比較すると、《当家代々勘申未被用字集》が長元(一〇二八―一〇三六)度から康正(一四四五―一四五七)度であるのに対して、《元秘抄別録》は「01 天受」が勘申された天曆(九四七―九五七)度から「17 寛永」が勘申された文祿(二五九三―一五九六)度であり、前者より広い。¹²⁾

《年号字 新撰》は「新字」の資料集であり、題箋に「仲光卿自筆」と記されているから、広橋仲光(一三四二―一四〇六)が作成したと見られる。第四丁裏から第五丁表にかけて、「長」字を上を持つ年号案が七つ、それぞれ漢籍の引文を伴って並んでいる。年号案の一つに「長慶」があるが、第三節の一覧表を見るとわかる通り、この年号案は、明德(一二三九〇―一二三九四)度に仲光の息子兼宣(一三六六―一四二九)によって勘申されており、本書所載の引文「毛詩注曰教誨不レ倦曰長慶一賞刑一威一曰君也」(《毛詩》大雅《皇矣》鄭箋による)と同文が《別録》の記録に見える(758頁。訓点無し)。この「長慶」はそれ以前に他家を含めて勘申されたことがないから、まさしく「新字」であり、兼宣は父が作成した資料集を参照して、「長慶」を勘申したかと思われる。

本書の同じ第四丁裏に年号案「長嘉」と引文「君子體于仁足以長人嘉會足以合礼利物足以和義貞固足以幹事」(《易経・乾卦文言伝》による)も見える。「長嘉」は既に曆応(一三三八―一三四二)度に同じ北家日野流に属する藤原行氏(一二八三―一三四〇)によって勘申されていたが、その時の引文は《論語・公冶長》疏であり(《別録》、676―677頁)、年号案自体は勘申されたことがあるものだが、典拠が異なるので「新字」と見なされるのである。

「新字」に関する以上の二書の内容を踏まえると、《元秘抄別録》の年号案と引文が収録されている部分の後ろの方に「当家勘者」による年号案がまとめられているのは、しきたりに従って年号案を勘申する準備のための継続的な営為の延長線上にあると推測される。しかし既述の通

り、《元秘抄別録》に収録されている一番新しい年号案が文禄（一五九三～一五九六）度のものであるのに対して、広橋家は弘仁（一四六七～一四六九）度を最後に年号勘者に任じられることがなくなっていたから、年号案の準備に力を注いでいたとは考えがたい。ただし広橋家は年号勘者として改元に関わることがなくなった後も、参仕公卿の立場で改元定に関与し続けていたから、年号案の文字情報を整理する必要性は依然としてあった。文禄度には広橋兼勝が参仕公卿として改元定に参加しており、その後も慶長（一五九六～一六一五）度に同じく兼勝、江戸時代に入っても、元和（一六一五～一六二四）度に総光、寛永度（一六二六～一六四五）に兼賢、正保（一六四五～一六四八）度に綏光が参仕公卿を務めており、一族最後の参仕公卿は万延（一八六〇～一八六一）度の広橋胤保であった。¹⁴

六、漢籍引文に対する訓点

本書収載の年号勘文を見ていくと、引文の一部に訓点が施されていることに気づく。参仕公卿たちが年号案の典拠の漢文を白文のまま理解できたとは限らないので、難解な引文に対して訓点が施されることがあっても不思議でない。改元定が進行する中、年号案の検討に入る前に年号勘文が読み上げられていたことに着目すると、引文の朗読を担当する参仕公卿がその役目を誤りなく果たすにも訓点が必要であったに違いない。参仕公卿としてしばしば改元定に参加していた広橋家は、年号勘文の読み上げを担当することもあった。広橋経光はその一人であり、寛元（一二四三～一二四七）度に年号案に対する検討が始まる前に、三通の年号勘文を読み上げている。経光が残した改元定の自筆の当事者記録である《経光卿改元定記 寛元・宝治・建長》（本館所蔵。資料番号…H1631203）を見ると、年号勘文の読み上げには作法があったことがわかる。同文書には、寛元度の記録の一節に「至官位姓名（以下准

之可知）、年号字并引文名、各対馬読之、於本文者、任本書読之、無点書籍者、只相計可読之」の文言が確認される。官位・姓名・年号字および引文は「対馬」すなわち呉音で読み、漢籍の引文は、それぞれの書物に対して施されている訓点に従って読み、訓点が無い書物については、適宜判断して読むのがしきたりであった。

本書に収録されている引文の中では、「17安德」、「25天成」、「29天永」、「60承安」、「72元暦」、「89寛正」、「96慶安」、「166観國」、「168天文」、「169天保」、「171天正」、「176永安」、「177寛永」、「230元應」の都合十四条の引文に訓点が施されている。年号勘者が広橋家もしくは藤原氏北家日野流なのは、「17安德」・「60承安」・「230元應」であり、藤原氏の他家なのは「25天成」と「72元暦」、残りはいずれも勘者が菅原氏のものである。以上の諸条の中、しきたりに関連する訓点として挙げられるのは、「166観國」の引文の書名「周易」に付されている「シユヤク」と「168天文」の引文の人名「孔安国」の「孔」に付されている「ク」である。前者は「引文の名」、後者は「姓名」をそれぞれ呉音に読むべきことに対応している。「166観國」と「168天文」の二つの引文が菅原氏によって勘申されており、「別録」所収の引文にも本書と同様の訓点が施されている。ということからは、この二条の訓点については、《別録》付載の菅原氏のものに移点したと考えられ、経光が説明していた作法は、参仕公卿を出す家の間で共有されていた可能性がある。ただし本書に見える訓点が常に《別録》に見出されるわけではない。

訓点に着目して《別録》を比較すると、《別録》の間の差異が浮かびあがってくる。まず本書と七冊である123本を比較すると、本書において訓点が施されている引文の多くが同書では無訓点である。「17安德」、「25天成」、「29天永」、「72元暦」、「89寛正」、「96慶安」、「171天正」、「177寛永」、「230元應」、いずれも123本の引文には訓点が見えない。六冊本の122本と124本も同様である。122本の引文には、句読点、典拠の巻次と篇名、

異文注記、人名・書名の朱引などの書き入れがなされており、124本の引文には、典拠の書物の巻次と篇名や異文注記などの書き入れがなされているが、両本とも添え仮名や返り点などの訓点は一切確認できない。

同じ六冊本でも125本には多くの訓点が施されている。付訓状況の詳細な説明は翻刻部分の【考異】に譲るが、同書の「17安徳」・「25天成」・「29天永」・「89寛正」・「166観國」・「169天保」・「171天正」・「177寛永」・「230元應」の引文に施されている訓点は、本書とほぼ同様である。しかし「72元暦」・「168天文」・「176永安」の引文に見える訓点は本書との間の異同が少なくなく、「60承安」と「96慶安」に至っては、同書の引文が無訓点であるのに対して、本書の引文には訓点が存在する。付訓の状況を見ると、125本には本書の直接の底本と見ながしがい隔たりが存在するが、訓点が共通する割合の高さは、本書に看取される訓点が基本的に広橋家によって加えられたものではなく、《別録》に由来すると断定することを可能にする。

七、年表以下の記録

本書において年号案と引文が収録されている部分が終わった後、第二十九丁表から第三十五丁裏には、大宝から正和に至るまでの年号と在位天皇、改元年月日、改元理由を年次順に並べた年表が掲載されている。年表にはこのように改元に関わる朝廷内の重要事が記されているが、改元に直接関係しない記事も含まれている。たとえば、大宝二年(七〇二)の下には、太上天皇である持統天皇が十二月二十一日に崩御したことが記されているが、この崩御を受けてただちに改元が実施されたわけではなく、慶雲に改元されたのは大宝四年のことである(第二十九丁表)。久安六年(一一五〇)の下には、正月四日に近衛天皇が元服したことが記されている(第三十二丁裏)。年表には、このように天皇の即位・行幸・大嘗会・元服・崩御の記事が日付を伴って記録されているが、その多く

は改元に直接関係する出来事ではない。

年表に収録される記事が改元に関わるものと限らないことは、皇后に關する事柄が含まれていることによっても理解される。正安三年(一一七三)の下には、二条天皇の皇后藤原育子が八月十五日に崩御したことが記されている(第三十三丁表)。貞応二年の下には、女御の藤原有子が二月二十五日に後堀川院の中宮となったことが記されている(第三十三丁裏)。天皇・皇后と無関係の記事もあり、治承五年(一一八一)の下に、閏三月(「三」は「二」の誤)四日に「入道相国」こと平清盛が「入滅」したことが記録されている(第三十三丁表)。寿永三年(一一八四)の下には、正月二十日の「関東兵入洛」から始まる宇治川の戦いの経緯が記録されている(第三十三丁表)。天平九年(七三七)の下には、四月から赤痢瘡が流行し始め、数え切れないほどの死者が出たことが記録されている(第三十丁表)。変わったところでは、宝龜三年(七七二)の下に「今年大唐白居易」と記録されている(第三十丁表)。本年表において中国に関連する記事はこれ一つのみであり、日本の文人にとって白居易が特別な重要性を持っていたことを反映している。

右に例示した具体的な事柄を受けた改元は実施されておらず、《別録》に記録されていないこの種の事件が本書に記録されているのは、いかなる理由によるのであろうか。《別録》の記載内容が主として年号勘者にとって有用なものであることに鑑みると、それに記されていない情報は、年号勘者ではない改元関係者すなわち参仕公卿にとって有用な情報と考えるのが自然である。難陳において年号案を構成する文字に関する議論がなされる際、被用年号に含まれている文字が含まれていれば、その年号が使われていた時に起こった出来事を考え合わせて、年号案の縁起の善し悪しが論じられるのが常であった。

二つ例を挙げてみよう。一つは、天治改元度の難陳において、年号案に「徳」を含むことの可否が問題となり、応徳・年間堀河院の母である

中宮藤原賢子が亡くなっていることが「藤大納言」こと藤原宗忠によって指摘されている¹⁵⁾。もう一つは、広橋兼綱の記録によると、康永(一三四二〜一三四五)度改元の際、大理卿柳原資明から内々の申詞が寄せられ、その中で建長(一二四九〜一二五六)と応長(一三一一〜一三一二)の時に武家にとって好ましくないことがあったので、「長」を含む年号案を避けるべきことが説かれている¹⁶⁾。資明が念頭に置いていたのは、建長三年(一二五一)に起こった了行法師らの謀叛事件に関係したとして、翌年に鎌倉幕府第四代將軍藤原頼嗣が解任されて京都に追放され、建長八年(一二五六)に十八歳で夭逝したこと、それと第十代執権北条師時が応長元年(一三一一)に死去したことであろう。

年表が終わると、第三十六丁の表裏に、後漢の建武(二五〜五六)から唐の大順(八九〇〜八九一)に至るまでの中国年号と持統年数の一覧が示される。同様のデータが《元秘抄》巻一(和漢年号)に収録されており、それを転用したかと推測される。難陳の中ではしばしば中国年号について言及されるので、この一覧も難陳対策のために付載したかと思われるが、江戸初期に成立したと推測される本資料集において参照可能な中国年号が唐末あたりで終わっているのは不自然である。末尾の年号「大順」が第三十六丁裏最終行の最後尾に記されていることに鑑みると、続きがあったのに何らかの理由で一枚しか綴じ込まれなかったのかも知れない。

第三十七丁表から裏の途中までにかけては、日本国内における災異改元の事例と年号に用いられた文字のリストが収録されている。この部分の記載範囲は、天延(九七四〜九七六)から応安(一三六八〜一三七五)までである。第三十七丁裏の残りの部分には、被用年号に使われている文字が並んでおり、ほぼ同文が広橋家旧蔵《年号字》(資料番号・H一六三―二一九)の扉の裏に見える。難陳の記録を調べると、この種のデータも議論に不可欠なものであったことが容易に理解される。

第三十八丁表には、《太平御覽》が未施行であり、それゆえ年号勘文にも議論の証拠にも引かれたことがないことを指摘する広橋仲光の発言が引かれている。この断片的で中途半端な記述一条でもって《元秘抄別録》が終わっている。当該の記述は、何らかの先例をまとめようとした一部と推測されるが、いかなる先例を整理しようとしたかを詳らかにすることはできない。

おわりに

ここまでの解説と考察を踏まえると、《元秘抄別録》の内容は以下のように分類される。

- A. 第一丁表〜第二十八丁裏…年号案と引文
- B. 第二十九丁表〜第三十五丁裏…改元関連年表
- C. 第三十六丁表〜第三十六丁裏…中国年号と持統期間
- D. 第三十七丁表〜第三十七丁裏…災異改元の先例
- E. 第三十七丁裏…年号被用文字一覧
- F. 第三十八丁表…断片的記述一条

Aは《別録》の節録、Cは《元秘抄》の節録と見ることも可能だが、これら以外のBとDとFの部分は、両書に見えない情報が多く含まれているので、本書は《別録》と《元秘抄》の単なる節録版とは言えない。上述の通り、Aの後ろ四分の一ほどに並んでいる年号案はいずれも広橋家によって勘申されたものであること、その範囲内に「當家」の語が見えることから、本書が広橋家に属する者によって作成されたことは間違いない。応仁(一四六七〜一四六九)度を最後に、年号勘者に選任されることがなくなっていた広橋家が文禄(一五九三〜一五九六)度までの年号案が収録されている本書を作成していることは、再登板があるかも

知れないと考えて、準備作業を継続していた可能性も考えられる。断片的な記述しか見えないFを除き、A-Eの内容はいずれも難陳の議論に關わるので、《元秘抄別録》編纂の主たる目的は、改元定における難陳の議論に参加するための準備資料を作成することにあつたと判断するのが妥当であろう。

以上の解説篇に続き、14頁から始まる翻刻・校注篇では、「広橋家旧蔵記録文書典籍類」に属する年号史料の中、唯一、《別録》の系統に属する《元秘抄別録》について、全文の翻刻・校注を提供する。翻刻・校注を作成する主眼は、本書と《別録》および広橋家の年号史料との関係や本書を含む《別録》系統に属する年号史料に見える漢籍引文の価値を明らかにすることにある。したがって年号案と漢籍引文の相互参照、一条ごとの【典拠】【考異】【備考】における議論や考察の提示、これらを底本の形式的再現性より優先する、という編集方針を取った。

【考異】においては、引文に關連する広橋家の年号史料があれば、まずそれとの比較を行い、ついで家外の年号史料、主として《別録》との比較を行う。広橋家の年号史料を参照することで、同家における《別録》利用の実態はもとより、《別録》との比較では明らかにし得ない《元秘抄別録》漢籍引文のテキストの状況が理解可能になる場合がある。【考異】の中では付随的に《別録》間のテキスト比較も実施しており、《別録》各本所収の漢籍引文の文字やそれに対する付訓の状況の隔たりが観察され、《別録》の受容・発展の状況を研究するために参考となる情報が得られる。

第二十九丁表以下には年号勘文とは別種の史料が収録されており、この部分には漢籍の引文が見えないので、【典拠】【考異】【備考】を付していない。その結果、一つの史料の翻刻・校注の体裁が不統一になつてしまつたが、それは本稿の主たる関心が年号勘文の漢籍引文のテキストに

あるためだということを了解されたい。

註

- (1) 日本における年号勘文の書式や内容と改元の頻度については、森本角蔵《日本年号大観》、16～19頁、67頁を参照。改元手続きについては、所功《日本年号大事典》総論第二章《日本年号の選定方法》を参照。《元秘別録》延長度所引《西宮記》に「延長年号、博士所進字不快、有勅以文選白雉詩文被改」とあり、漢籍に典拠を持つ新年号が博士によって勘申されている。《元秘別録》、註(6)所掲本、269頁。
- (2) 水上雅晴《日本年号資料与経学》《中国典籍与文化論叢》第20輯、中華書局、二〇一八年、同《日本年号与《詩経》》《国文天地》第35卷5期、国文天地雜誌社、二〇一九年)など。《元秘別録》が持つ学術的価値については、水上雅晴《年号勘文資料が漢籍校勘に關して持つ意味と限界―経書の校勘を中心とする考察》《中央大学文学部紀要(哲学)》第59号、二〇一七年を参照。
- (3) 東山御文庫に年号勘文の実物が収蔵されている(森本角蔵《日本年号大観》、326頁下など)。本館には年号勘文の写しに類するものが二点収蔵されている。一点は《高辻》長直《年号勘文写》(室町時代後期写。資料番号・H一七四三―四二八―一六)であり、もう一点は《菅原(東坊城)長淳年号勘文写》(柳原忠光卿年号勘文 外十通)所収、資料番号・H一六三―一三三―一三)である。
- (4) 石井行雄《室町時代漢籍訓読の一事例―《元秘別録》という窓から―》《語学文学》第四十六号、北海道教育大学、二〇〇八年)。なお森本角蔵は《元秘別録(交名)》を《元秘別録(異本)》と称している。森本角蔵《日本年号大観》、790頁。
- (5) 森本角蔵《日本年号大観》、68頁。
- (6) 本書において《元秘別録(勘文)》を参照する際、主として国立公文書館内閣文庫所蔵七冊本(請求番号・一四六一―一二三)を用いる。引用・言及にあつては「123本」と称し、水上雅晴・石立善主編《日本漢学珍稀文献集成(年号之部)》第一冊所収影印本(上海社会科学院出版社、二〇一八年)の掲載頁を示す。なお、123本の全頁画像は、現在、国立公文書館デジタルアーカイブにおいて公開されている。
- (7) 《別録》以外の史料を含めて博搜した森鷗外《元号考》も、正暦度の年号案と引文については、《別録》以外の情報を示し得ていない。森鷗外《元号考(稿本)》《鷗外全集》第二十卷、岩波書店、一九七三年、179頁。
- (8) 《元秘抄別録》は改元度を記していないことに加え、同一の年号案が同様の引文を伴って繰り返し勘申されることもあり、所掲の年号案がいつ誰によって勘申

- されたものかを判断するのは必ずしも容易ではない。本稿においては、年号案の並び順と引文の内容を《別録》と比較することによって改元度を定めている。
- (9) 《元秘抄別録》所収の広橋家勘申年号案の総数が六十四であるのに対して、【表二】所掲の広橋家勘申年号案の総数が六十七であるのは、後者に一部重複があるからである。すなわち、延文度広橋兼綱勘申「129文安」、永和度広橋兼綱勘申「142寛正」、康正度広橋綱光勘申「157至安」は、それぞれ「206文安」、「211寛正」、「198至安」と同一である。
- (10) 天治（一一二四～一一二六）の年号案「天治」に対する発言「天字、村上聖主代始天曆上字也。治字、堀川院代始寛治下字也」（《改元部類（自応和至建久）》、《統群書類従》、170頁上）や永万（一一六五～一一六六）度の年号案「安貞」に対する発言に「吾朝年号之内、以安字置上、冷泉院御宇安和之外無此例」（《改元部類（自応和至建久）》、《統群書類従》、177頁下）とあるように、難陳の中では年号案の文字の位置が問題にされることがあった。なお、《統群書類従》所収の年号史料の典拠表示については、《元秘抄別録》翻刻・校注篇【凡例】を参照。以下同じ。
- (11) ここに引く《兼仲記》は、通行本には見えない佚文。
- (12) 《広橋家旧蔵記録文書典籍類目録》は、《元秘抄別録》の記載範囲について「大宝度（七〇一）～文正元年（一一四六六）」と解説しているが、恐らく修正が必要であろう。
- (13) 「觸」は「觸」の誤。
- (14) 各改元度の参仕公卿の調査には、所功編《日本年号史大事典》を利用した。
- (15) 天徳、藤大納言、徳字、弘徳以後皆有不吉事之由、前年定事由了。密語、寛徳天下替、応徳故堀川院母中宮有事、承徳當院母女御有事、三代依有此憚、不可用之由。（《改元部類（自応和至建久）》、《統群書類従》、170頁下～171頁上）
- (16) 大理卿柳原資明内々申詞云……長字、建長・応長、爲武家聊可有憚哉。（《改元部類（自永仁至貞治）》、《統群書類従》、233頁上）難陳の議論における武家への配慮の変遷については、水上雅晴〈年号と難陳―公武関係と宗教的要素を中心として〉（《季刊悠久》第159号、おうふう、二〇一九年）を参照。
- (17) 「施行」については、太田晶二郎〈漢籍の「施行」〉（《太田晶二郎著作集》第一冊、吉川弘文館、一九九一年。原載は《日本学士院紀要》第七卷第三号、一九四九年）を参照。

【表二】《元秘抄別録》所収の年号案と勘者

	改元度	年号案	勘者		改元度	年号案	勘者		改元度	年号案	勘者		改元度	年号案	勘者
1	天曆	天受	大江朝綱	61	安元	安元	藤原俊経	121		安永	菅原在淳	181		天和	広橋綱光
2		治安	大江朝綱	62	文治	万安	藤原光輔	122		寛応	菅原在淳	182		文建	広橋綱光
3	正曆	天保	菅原輔正	63	建久	寛惠	藤原兼光	123		元観	藤原行光	183	康正	文康	広橋綱光
4		皆安	菅原輔正	64	建仁	寛祐	藤原宗業	124		天観	藤原行光	184	長祿	成徳	広橋綱光
5	長元	天祐	善滋為政	65	建永	康安	菅原為長	125		観応	藤原行光	185		仁応	広橋綱光
6	長久	継天	大江挙周	66	建暦	天喜	菅原公輔	126	文和	康安	藤原行光	186		寛正	広橋綱光
7		天寿	橘孝親	67	久寿	承宝	藤原永範	127		文安	藤原行光	187	寛正	長慶	広橋綱光
8	寛徳	天喜	平定親	68		応暦	藤原永範	128		宝安	菅原在成	188		仁応	広橋綱光
9		寛徳	平定親	69	永暦	永暦	藤原永範	129	延文	文安	広橋兼綱	189		文正	広橋綱光
10		寛徳	大江挙周	70	安元	長観	藤原光範	130		建安	菅原長綱	190	文正	永宝	広橋綱光
11	康平	寛治	平定親	71	治承	宝治	藤原永範	131	康安	寛安	*	191	明德	長慶	広橋兼宣
12		天成	藤原実綱	72	元暦	元暦	藤原光範	132		寛正	菅原高嗣	192		養仁	広橋兼宣
13	治暦	承天	藤原明衡	73	文治	仁宝	藤原光範	133		康安	菅原長綱	193	応永	成徳	広橋仲光
14		天祐	藤原正家	74	建永	永宝	藤原宗業	134	貞治	嘉観	藤原忠光	194		仁応	広橋仲光
15		寛祐	藤原正家	75	建暦	建暦	藤原資実	135		寛安	菅原高嗣	195		永宝	広橋仲光
16	承保	天祐	藤原実政	76	安貞	寛元	菅原為長	136		承寛	菅原時親	196	文安	承慶	広橋親光
17	承暦	安德	藤原正家	77		文暦	菅原在高	137	応安	応安	菅原時親	197		文安	広橋親光
18	永保	天成	藤原有綱	78		嘉観	藤原家光	138		大観	藤原氏種	198	康正	至安	広橋綱光
19	寛治	寛治	大江匡房	79	寛喜	寛政	菅原資高	139	永和	観仁	藤原氏種	199	康暦	文安	広橋仲光
20		承安	大江匡房	80		天休	菅原資高	140		寛永	藤原忠光	200	至徳	建徳	広橋仲光
21		太平	藤原成季	81		養寛	大江周房	141	貞治	大観	藤原有範	201		長嘉	広橋仲光
22		承安	大江匡房	82		天正	菅原在高	142	永和	寛正	広橋兼綱	202		嘉慶	広橋仲光
23	嘉保	承安	大江匡房	83		寛喜	菅原為長	143	康暦	安永	藤原資康	203	嘉慶	建徳	広橋仲光
24		承天	藤原成季	84	天福	天順	菅原資高	144	至徳	安永	藤原資康	204		弘徳	広橋仲光
25		天成	藤原敦基	85		康暦	菅原為長	145	康応	安永	藤原資康	205		永宝	広橋仲光
26	永長	天保	藤原敦基	86	文暦	暦仁	藤原経範	146		寛承	広橋仲光	206	延文	文安	広橋兼綱
27	承德	承安	藤原正家	87	建長	嘉暦	藤原経範	147		嘉観	藤原資国	207	康安	文正	広橋兼綱
28	康和	天和	藤原成季	88	正嘉	観仁	菅原公良	148	明德	安永	藤原資国	208		文康	広橋兼綱
29		天永	菅原在良	89		寛正	菅原在朝	149		安長	藤原元範	209		康正	広橋兼綱
30	長治	天祐	藤原正家	90	永仁	暦万	菅原在輔	150		寛寧	藤原元範	210	永和	嘉長	広橋兼綱
31		天仁	大江匡房	91		暦応	菅原在兼	151	応永	嘉観	藤原資衡	211		寛正	広橋兼綱
32	嘉承	承安	菅原在良	92	嘉元	文観	藤原俊光	152		安慶	菅原秀長	212		嘉慶	広橋兼綱
33	天仁	久安	菅原在良	93	徳治	寛久	菅原在嗣	153	正長	寛安	菅原在豊	213	康暦	承延	広橋仲光
34		安治	大江匡房	94		万安	藤原敦嗣	154	永享	天和	広橋親光	214	正嘉	正安	広橋経光
35	天治	天治	藤原敦光	95	延慶	応安	藤原淳範	155	享徳	寛惠	藤原資任	215	永仁	養仁	広橋兼仲
36		天保	藤原行盛	96	文保	慶安	菅原在輔	156	康正	文観	菅原在治	216		文安	広橋兼仲
37	大治	天寿	藤原敦光	97	正慶	正観	菅原公時	157		至安	広橋綱光	217		■応	*
38	天承	天承	藤原敦光	98		(康安)	(菅原在淳)	158	文正	文寛	菅原顯長	218	正安	養仁	広橋兼仲
39		天祐	大江有元	99	正中	弘暦	藤原藤範	159		安慶	菅原長清	219		文安	広橋兼仲
40		安寧	大江有元	100	正慶	康安	菅原在登	160	応仁	安観	菅原継長	220		仁応	広橋兼仲
41		天受	藤原行盛	101		安永	菅原在淳	161		観徳	菅原在治	221	延文	貞徳	広橋兼綱
42	長承	天隆	藤原敦光	102		(大武)	*	162	長享	天定	菅原在永	222	文暦	仁応	広橋頼資
43	保延	天明	藤原敦光	103	延元	天和	菅原長員	163	長享	安長	菅原在永	223		延嘉	広橋頼資
44	天養	長寛	藤原実光	104	暦応	天観	藤原房範	164		寛祐	菅原長直	224	嘉禎	嘉禎	広橋頼資
45		久安	藤原顕業	105		文安	藤原房範	165	延徳	安永	菅原在数	225		延嘉	広橋頼資
46		天養	藤原茂明	106		天保	菅原長員	166	大永	観国	菅原和長	226	建長	文安	広橋経光
47		徳安	藤原茂明	107		寛裕	菅原長員	167		寛安	菅原和長	227		元徳	広橋経光
48	久安	承天	藤原顕業	108		応観	菅原長員	168	天文	天文	菅原長雅	228	正嘉	治建	広橋経光
49		万安	藤原茂明	109		康安	藤原行氏	169		天保	菅原為学	229		仁応	広橋経光
50		徳安	藤原茂明	110		天貞	菅原公時	170	永祿	永安	菅原為康	230		元応	広橋経光
51		久安	藤原永範	111		寛安	菅原公時	171	元亀	天正	菅原長雅	231		延嘉	広橋経光
52	保元	天明	藤原永範	112	康永	康安	菅原在淳	172		安和	菅原長雅	232	嘉祿	貞正	広橋頼資
53	平治	天大	藤原俊経	113		応安	菅原在淳	173	天正	安永	菅原長雅	233		仁治	広橋頼資
54	永暦	承安	藤原長光	114		安永	菅原在淳	174		天正	菅原長雅	234	寛喜	正安	広橋頼資
55	応保	天統	藤原資長	115	貞和	文安	菅原在登	175		寛永	菅原盛長	235		建長	広橋頼資
56	長寛	安貞	藤原永範	116		応寛	藤原言範	176		永安	菅原盛長	236	貞永	正嘉	広橋頼資
57	永万	天恵	藤原永範	117		天和	藤原言範	177	文祿	寛永	菅原盛長	237		寛惠	広橋頼資
58	仁安	天同	藤原永範	118		天明	藤原言範	178	文正	文正	広橋綱光	238		正安	広橋頼資
59		仁安	藤原成光	119		観応	菅原長員	179		至安	広橋綱光	239		延嘉	広橋頼資
60	承安	承安	藤原資長	120		文寛	菅原在淳	180	応仁	和宝	広橋綱光	240		仁治	広橋頼資

《元秘抄別録》翻刻・校注篇

【凡例】

・底本とするのは、本館「広橋家旧蔵記録文書典籍類」所収《元秘抄別録》(資料番号：H一六三一―一八八)である。

・底本の本文の丁数と表・裏の別を記した。「一〇」は第一丁表を指す。

・年号案が勘申された年は、▼「天曆てんりく」度のように標示する。

・同一の改元度に勘申された二つめ以後の年号案については、改元度の標示を省略する。

・参照の便を考え、年号案の文字の上に「63寛惠」のように通し番号を付する。

・本書に収載される年号案は、多くの場合、時系列に沿って並んでいるが、建暦(一一二一)～一二二二年度の「66天喜」の次に久寿(一一五四)～一一五六年度の「67承寶」が来るように、時々、逆順になることがある。このような場合、改元時期の標記中の三角印の向きを▲のように変えて記載順序の方向が変化していることを示す。

・年号案の典拠を示す引文には句読を施していないが、【典拠】において示す通行本の文章には、参考のために句読を施す。同一の漢籍引文が複数の改元度に使われている場合は、初出箇所の【典拠】を参照するように注記する。

・漢字の表記は一律でない。翻刻部分には底本の形態に近い字体、【典拠】に示す漢籍の引用文には旧字体をそれぞれ用い、それ以外の部分は基本的に常用漢字体を用いる。

・漢籍引文と《別録》や「広橋家旧蔵記録文書典籍類」に属する年号関係資料との異同を示すために【考異】を付する。通用字体と正字体の違いについては、特に必要の無い限り指摘しない。

・【備考】では年号勘者を示し、必要に応じて漢籍引文に関連する解説を付する。

・年号勘文以外の記事が収録されている部分には朱筆の文字が使われることがあり、その場合には当該文字の前に「(朱)」と注記する。

・【考異】や【備考】等において参照する資料は、以下の通りである。「↓」に続けて示すのは本稿で用いる略称である。

《参考文献》

【国立歴史民俗博物館「広橋家旧蔵記録文書典籍類」所蔵資料】

《永和一品御記》(資料番号：H一六三一―一四二) ↓ 《御記141》

《改元勘文》(資料番号：H一六三一―一四四) ↓ 《延徳度勘文》

《改元年号勘文 応永度》(資料番号：H一六三一―一四七)

↓ 《勘文 応永度》

《改元勘文》(資料番号：H一六三一―一四八) ↓ 《改元勘文148》

《改元定記 貞永元年・天福元年》(資料番号：H一六三一―二〇〇)

↓ 《改元定記200》

《改元部類記 元暦・文治・建久》(資料番号：H一六三一―一五九)

↓ 《部類記159》

《改元部類記 正治～元久》(資料番号：H一六三一―一六〇) ↓ 《部類記160》

《改元部類記 正治～元仁》(資料番号：H一六三一―一六一) ↓ 《部類記161》

《改元部類記 元久～承元》(資料番号：H一六三一―一六二) ↓ 《部類記162》

《改元部類記 建暦・建保・承久》(資料番号：H一六三一―一六三)

↓ 《部類記163》

《改元部類記 寛喜・貞永》(資料番号：H一六三一―一六四) ↓ 《部類記164》

《改元部類記 天福～仁治》(資料番号：H一六三一―一六五) ↓ 《部類記165》

《改元部類記 仁治～建長》(資料番号：H一六三一―一六六) ↓ 《部類記166》

《改元部類記 暦応～貞治》(資料番号：H一六三一―一六八) ↓ 《部類記168》

- 《改元部類記 建治〜文保》(資料番号: H一六三一―一六九) ↓《部類記 169》
 《改元部類記 嘉元〜延慶》(資料番号: H一六三一―一七〇) ↓《部類記 170》
 《公賢公改元定記》(資料番号: H一六三一―一七八) ↓《公賢公記》
 《新字》(資料番号: H一六三一―一九七)
 《経光卿改元定記 寛元・宝治・建長》(資料番号: H一六三一―二〇三)
 ↓《経光卿改元定記》
 《経光卿記(民経記)》(資料番号: H一六三一―七〇四) ↓《経光卿記 704》
 《経光卿記(民経記)》(資料番号: H一六三一―七一一) ↓《経光卿記 711》
 《天文度改元愚記草》(資料番号: H一六三一―二〇六) ↓《愚記草》
 《年号勘文》(資料番号: H一六三一―二〇九) ↓《年号勘文 209》
 《年号勘文部類 正治〜仁治》(資料番号: H一六三一―二二三)
 ↓《部類 正治〜仁治》
 《年号字 新撰》(資料番号: H一六三一―二二八)
 《日野家代々年号勘文 応保度至応安度》(資料番号: H一六三一―二二七)
 ↓《日野家勘文》
 《頼資卿改元定記 嘉祿・安貞・寛喜》(資料番号: H一六三一―二三九)
 ↓《頼資卿記 239》
 《頼資卿改元定記 貞永・天福・文暦・嘉禎》(資料番号: H一六三一―二四〇)
 ↓《頼資卿記 240》
 《頼資卿年号勘文案 外十三通》(資料番号: H一六三一―二四一)
 ↓《頼資卿勘文案》
 ※広橋家旧蔵年号関係史料の名称は、《広橋家旧蔵記録文書典籍類目録》(国立歴史民俗博物館、二〇一九年)に従う。
- 【国立公文書館内閣文庫所蔵資料】
 《改元記》(請求番号: 一四六一―二八) ↓《改元記 28》
 《元秘別録》(請求番号: 一四六一―二二三) ↓ 122 本
- 《元秘別録》(請求番号: 一四六一―二二三) ↓ 123 本
 ※本稿において主として参照される《別録》は、この本である。引用に際しては、水上雅晴・石立善主編《日本漢学珍稀文献集成(年号之部)》第一冊所収本(上海社会科学院出版社、二〇一八年)の頁数を示す。
- 《元秘別録》(請求番号: 一四六一―二二四) ↓ 124 本
 《元秘別録》(請求番号: 一四六一―二二五) ↓ 125 本
- 【その他】
 小川剛生《迎陽記の改元記事について》(水上雅晴編・高田宗平編集協力《年号と東アジア―改元の思想と文化―》、八木書店、二〇一九年)
 小倉慈司《事典日本の年号》(吉川弘文館、二〇一九年)
 黒板勝美・国史大系編修会編《百練抄》(新訂増補国史大系〈普及版〉、吉川弘文館、一九八三年)
 孫猛《日本国見在書目録詳考》(上海古籍出版社、二〇一五年) ↓《詳考》
 所功編著、久禮且雄・五島邦治・吉野健一・橋本富太郎執筆《日本年号史大事典》(雄山閣、二〇一四年)
 東坊城秀長著、小川剛生校訂《迎陽記 第2》(八木書店、二〇一六年)
 藤原宗忠《中右記》(増補史料大成、臨川書店、一九六五年)
 森本角蔵《日本年号大観》(目黒書店、一九三三年)
 安居香山・中村璋八《重修緯書集成》卷一下(易下)・卷四上(春秋上)・卷四下(春秋下)・卷五(孝経・論語)(明德出版社、一九八五年・一九八八年・一九九二年・一九七三年) ↓《緯書集成》
 《公卿補任前篇》(国史大系第九卷、経済雑誌社、一八九九年) ↓《公卿補任》
 《統群書類従》所収年号史料。本稿において《統群書類従》(統群書類従

完成会、一九六五年版）所収の年号関連資料は、全て第十一輯上・公事部から引かれるので、引用の際は記述の重複を避けて「改元部類 自応和至建久」（《統群書類従》、170頁下）のように典拠を表示する。

（一才）
元秘別録 勘文部 一

▼〔天曆 947-957度〕

01 天受

孟子曰堯薦舜於天而天受暴之於民而受之舜為
天人所受故得天下敢問天民受如何曰使之主祭百
神享也是天受也使之主事而事治百姓安之是民
受也在位五十年年百廿一歲

【典拠】《孟子・万章上》：昔者堯薦舜於天而天受之、暴之於民而民受之。故曰：天不言、以行與事示之而已矣。曰：敢問、薦之於天而天受之、暴之於民而民受之、如何。（趙岐注：孟子言、下能薦人於上、不能令上必用之。舜天人所受、故得天下也。）曰：使之主祭而百神享之、是天受之。使之主事而事治、百姓安之、是民受之也。

【考異】孟子：122本・124本、右に「万章篇」の傍記あり。／天受：122本・124本「受」の下に「之」あり。／而受之：122本・124本・125本「而」の下に「民」あり。／受之舜：122本・124本、三字の右に「此舜已下九字注也」の傍記あり。／舜為天人：122本・124本「為」無し。／百神享也：122本・124本「也」を「之」に作る。／是天受也：122本「受」の下に「之」あり。／是民受也：122本・124本「受」の下に「之」あり。／五十年年：122本・123本（271～272頁）・124本、下の「年」無し。／在位五十年：122本・124本、右に「此已下小字、孟子本文并注無之」の傍記あり。ここに指摘されている通り、該句は《孟子》に見えない。《敦煌變文集》卷二《舜子變》所収《歷帝紀》孔安国注に「舜在位五十年、年一百十二歲」とある。「此舜已下九字注也」の傍記は、122本・124本いずれも「舜」の二つ上にある「受」の右か

ら書き始められているが、指示詞の「此」がある以上、元來は「舜」の右から書き始められていたはずである。《元秘別録》が鈔写を繰り返す中で傍記の位置にずれが生じ、そのずれた形が固定化してしまっただのである。

【備考】 勘者…大江朝綱。

02 治安

漢書文帝紀曰古者殷周國治安皆千歲師古曰治安音治理而且安寧也

有天下者莫長焉師古曰言其上古以來國祚而長久無及殷周者也

【典拠】《漢書》卷四《文帝紀》…有司固請曰…古者殷周有國、治安皆且千歲。(師古曰…治安、言治理而且安寧也。治音丈吏反。)有天下者莫長焉。(師古曰…言上古以來、國祚長久、無及殷周者也。)

【考異】 紀…125本「記」に作る。／殷周…122本・124本、下に「有」あり。／千歲…122本・124本・125本「千」の上に「且」あり。／音…122本・124本「言」に作る。／且…124本「且」に作る。／言其上古…123本(272頁)・125本「言」無し。／長久…122本・124本「長」の上の「而」無し。

【備考】 勘者…大江朝綱。

▼ [正暦 990-995 度]

03 天保

毛詩云天保下報上君能下下以成其政臣歸美

報其上天保定余亦孔之固云保安也天之汝亦固也

【典拠】《毛詩・小雅・天保》…天保、下報上也。君能下下以成其政、臣能歸美、以報其上焉。(以上小序) 天保定爾、亦孔之固。(以上經文)

(毛伝…固、堅也。鄭箋…保、安。爾、女也。女、王也。天之安定、女亦甚堅固。)

【考異】 毛詩…122本・124本、右に「小雅」の傍記あり。／云天…123本(277頁)「云天」の右に「天保篇」の傍記あり。／報其上…125本「報」を「執」に作る。／云保安也…122本「云」を「註曰」に作り、125本「注云」に作る。／天之汝…122本・123本・124本・125本「之」の下に「定」あり。

【備考】 勘者…菅原輔正。

(1ウ)

04 皆安

尚書云官職有序衆政惟和万国皆安所為至治也

【典拠】《尚書・周官》…庶政惟和、萬國咸寧。(孔安国伝…官職有序、故衆政惟和。萬國皆安、所以為正治。)

【考異】 123本(278頁)・125本異同無し。／尚書…122本・124本、右に「周官」の傍記あり、「尚書」の下に「注」あり。

【備考】 勘者…菅原輔正。阮元《十三經注疏校勘記》(以下、阮校)は「古本・岳本・宋板、正作至」と述べ、通行本の「正」を「至」に作る版本があることを指摘している。六朝時代の《古文尚書》テキストに由来する隸古定尚書につらなる、いわゆる内野本は「所以為至治之也」(《統修四庫全書》第41冊、403頁)に作り、本条の漢籍引文テキストの由来の古さを証する。

▼ [長元 1028-1036 度]

05 天祐

周易曰自天祐之吉无不利之大有豊富之世之處

大有之上

【典拠】《周易・大有上九》：自天祐之，吉无不利。（王弼注：大有豊富之世也。處大有之上而不累於位，志尚乎賢者也。）

【考異】123本（288頁）・125本異同無し。／周易：122本・124本、右に「大有卦」の旁記あり。／不利之：122本・124本「之」を「注云」に作る。／世之：122本・124本「之」を「也」に作る。／大有之上：122本・124本、下に「而不累於位志尚乎者也」の十字あり。

【備考】勘者：善滋為政。

▼〔長久1040-1044度〕

06 継天

天皇世記云大昊帝庖犧氏有虞氏有聖德繼

天

【典拠】佚文。《初学記》卷九〈帝王部〉：太昊庖犧氏。帝王世紀曰：庖犧氏、風姓也。蛇身人首、有聖德。燧人氏没、庖犧代之、繼天而王。／《芸文類聚》卷十一〈帝王部一・太昊庖犧氏〉：帝王世紀曰、太昊帝、庖犧氏、風姓也。蛇身人首、有聖德。

【考異】123本（296頁）異同無し。／云：122本・124本「曰」に作る。／昊：125本「昊」に作り、右に「本昊歟」の旁記あり。／有虞氏：125本「有氏」に作り、二字の間に挿入符（○）があり、その右に「本虞歟」の旁記あり。

【備考】勘者：大江拳周。引文中の「有虞氏」は衍字と思われるが、この三字が追加された理由はつまびらかにしたい。

07 天壽

尚書云周公曰着興天壽平格保刃有殷注曰言天壽有平生之君故安治有殷

【典拠】《尚書・君奭》：公曰、君奭、天壽平格、保刃有殷。（孔安国伝：信天壽有平至之君、故安治有殷。）

【考異】着興：125本同じ。122本・123本（297頁）・124本「君奭」に作る。／格：122本・123本・124本「格」に作り、125本「拾」に作る。／刃：125本同じ。122本・124本「又」に作り、123本「又」に作る。／言天壽：122本「言」無し。／平生：125本「生」の右に「至イ」の旁記あり。

【備考】勘者：橘孝親。阮校は、注の「信天壽有平至之君」句に対して、「毛本」「信」作「言」。案「信」字誤」と述べ、「信」は「言」に作るべきであると指摘する。阮元が根拠として挙げるのは、「毛本」すなわち明末の崇禎年間（一六二八～一六四四）に常熟の毛氏が汲古閣で校刻した「汲古閣本」にとどまっており、古鈔本・古刊本の例は引証されていない。本条の漢籍引文の「信」は、十一世紀に提出された年号勘文に記された漢籍引文のテキストを反映しており、阮元が提示する証拠よりはるかに古い。

▼〔寛徳1044-1046度〕

08 天喜

（2才）

抱朴子云人主有道則嘉亨並臻此則天喜也

【典拠】佚文。《太平御覽》卷四百六十七〈人事部・喜〉：抱朴子曰：人主有道、國無虐政、則四序從度、五星不逆、日不蝕朔、月不薄望、霜不夏繁、雷不冬洩、嘉瑞丕臻、災殃寢滅。此則天喜也。

【考異】123本（298頁）異同無し。／云：122本・124本「曰」に作る。／亨：

124本「亭」に作り、125本、判読不明字に作る。／喜：122本・124本「嘉」に作る。

【備考】勘者：平定親。

09 寛徳

後漢書云上下歛欣人懷寛徳

【典拠】《後漢書》卷二十七〈杜林伝〉…海内歛欣、人懷寛徳。

【考異】123本(298頁)・125本異同無し。／云：122本・124本「日」に作る。

【備考】勘者：平定親。《史記》卷十〈孝文本紀〉と《漢書》卷四〈文帝紀〉に「上下驩欣、靡有違徳」とあり。

10 寛徳 或抄 盛徳 治暦 延壽云可尋

【考異】盛：122本「威」に作る。／云：123本(299頁)「云」を欠き、125本「云云」に作る。

【備考】勘者：大江挙周。

▼〔康平 1063-1064 度〕

11 寛治

礼記曰湯以寛治民而降其虐^{象イ}文王以文治武王以武功此皆有功烈於民者也

【典拠】《礼記・祭法》…湯以寛治民而降其虐。文王以文治、武王以武功去民之菑。此皆有功烈於民者也。

【考異】125本異同無し。／礼記：122本・124本「礼」の下に「記」無し。123本(308～309頁)、右に「祭法」の傍記あり。／降：122本・123本・124

本「除」に作る。122本・124本、右に「降」を旁書。／虐：123本「象イ」の異文校語の書き入れ無し。／武功：122本、下に「去民之菑」の四字あり。124本も同様の四字を補うが「菑」を「笛」に作る。

【備考】勘者：平定親。

12 天成

周易曰在天成象正義曰天地之經廣包百物之情在天

成象在地成形象謂懸象則日月星辰又曰天地成

象成形簡易之徳明乾坤之大旨比明聖人敦卦也

【典拠】《周易・繫辭伝上》…方以類聚、物以羣分、吉凶生矣。(疏…

……此經雖因天地之性、亦廣包萬物之情也。……)在天成象、在地成形、變化見矣。(疏…象謂懸象、日月星辰也)。天下之理得而成位乎其中矣。(疏…前章言天地成象成形、簡易之徳、明乾坤之大旨。此章明聖人設卦觀象、爻辭吉凶悔吝之細別。)

【考異】125本異同無し。／成形：122本・124本「形」を「移」に作る。／比：122本・124本「此」に作る。／敦：122本・124本「設」に作る。

123本(309頁)「聖人」二字の下に一字分の空格があり、「敦」を欠く。

【備考】勘者：藤原実綱。年号勘文の引文には、「在天成象」句が二箇所に見えるが、通行本のテキストを参照するとわかる通り、この句は繫辭伝上の経文にしか見えず、正義(疏)には存在しない。この点を含め、本条の引文は経文と疏文の範囲がわかりづらい上に引用が極めて不正確である。

▼〔治暦 1065-1068 度〕

13 承天

(2ウ)

周易曰得主而有常含万物而化光承天而時行積善之家必有餘慶

【典拠】《周易・坤卦文言伝》…後得主而有常、含万物而化光、坤道其順乎、承天而時行。積善之家、必有餘慶。

【考異】122本・123本(312~313頁)・125本異同無し。

【備考】勘者…藤原明衡(式家)。

14 天祐

毛詩曰於万斯年受天之祐
祐福也天下樂仰武王之德欲其壽考
四方來賀
武王受此万年之壽其輔佐之臣宜登其餘福又君臣同福祿

【典拠】《毛詩・大雅・下武》…於萬斯年、受天之祐。(鄭箋…祐、福也。天下樂仰武王之德、欲其壽考之言也。)

受天之祐、四方來賀。於萬斯年、不遐有佐。(毛伝…遠夷來佐也。鄭箋…武王受此萬年之壽、不遠有佐。言其輔佐之臣、亦宜蒙其餘福也。《書》曰…公其以予萬億年、亦君臣同福祿也。)

【考異】123本(313頁)異同無し。／毛詩…122本・124本、右に「下武篇」の傍記あり。／仰武王…125本「王」を「土」に作る。／宣臺…122本・124本「宣」を「宜」に作る。122本・124本「臺」を「蒙」に作る。

【備考】勘者…藤原正家(北家日野流)。

15 寛祐

礼記曰寛祐者仁之作也温良者仁之本也礼節者仁之兒也歌樂者仁之和也①

呂氏春秋曰夾鐘之月寛祐和平行德者利
行仁德② 知刑義②

【典拠】《礼記・儒行》…温良者、仁之本也。敬慎者、仁之地也。寛裕者、仁之作也。孫接者、仁之能也。禮節者、仁之貌也。／《呂氏春秋》

季夏紀第六(音律)…夾鐘之月、寛裕和平、行德去刑。(高誘注…夾鐘、二月也。行仁德、去刑戮也。)

【考異】①122本・123本(314頁)・124本・125本異同無し。／②123本(314頁)異同無し。／呂氏春秋…122本・124本、右に「卷六」の傍記あり。／

者利…122本・124本「去刑」に作る。／行仁德知刑義…122本・124本、本文の他の文字と同様の大ききで記す。125本「徳」の右に「者イ」、

「義」の下に「戮イ」の異文注記あり。

【備考】勘者…藤原正家(北家日野流)。年号案は「寛祐」だが、漢籍引文の原典はいずれの典拠についても「寛裕」に作っている。122本と124本の上層に「按礼記『寛祐』、呂氏春秋『寛祐』、古人鹿(学)〔業〕可笑」との後人による書き入れがあり、年号勘者が「祐」と「裕」を区別していないことを譏っている。建仁(一一〇一〜一一〇四)度にも本条と同じ典拠で年号案「寛祐」が勘申されているから(64 寛祐を参照)、両字の区別が曖昧な状態が長く続いていた。

▼〔承保 1074-1076 度〕

16 天祚

范曄後漢書曰荷天衢於成代兮超千歳而垂績
續曄 豈豈脩德之極致將天祚之攸適

【典拠】《後漢書》卷五十二(崔駰伝)…何天衢於盛世兮、超千載而垂績。豈脩德之極致兮、將天祚之攸適。

【考異】范曄…125本「曄」を「畢」に作る。／成…122本・123本(321頁)・

124本「盛」に作る。／号：123本「号」に作る。／超：122本・124本「起」に作る。／續：123本「続」に作る。125本「續」の右に「続イ」の異文注記あり。

【備考】勘者：藤原実政（北家日野流）。通行本の「世」を年号勘文の引文が「代」に作っているのは、唐太宗李世民的諱を避けたもの。本条の引文は唐鈔本《後漢書》のテキストを反映していると考えられる。この点については、63寛恵・90暦萬・91暦應の【備考】を参照。

(3才)

17 天皇号
▼〔承暦 1077-1080 度〕
安徳

左傳曰樂以政安徳心也義以處之礼以行之信以守之
仁以厲之而後可以殿邦國同福祿來遠人所謂樂也

【典拠】《左伝・襄公十一年》：夫樂以安徳（杜預注：和其心也）、義以處之、禮以行之、信以守之、仁以厲之、而後可以殿邦國、同福祿、來遠人、所謂樂也。

【考異】122本・123本（324頁）・125本異同無し。／安徳：123本、右に「天皇号」の傍記あり。／守：124本「乎」に作る。／125本は後半部に対して「可以殿邦國同福祿來遠人所謂樂也」と付訓。

【備考】勘者：藤原正家（北家日野流）。天治（一一二四～一一二六）度に勘申された年号案「天治」に対して、「藤大納言」こと藤原宗忠が「通天智、天皇號有憚」（《改元部類 自応和至建久》、《統群書類従》、170頁下）と論難を加えているように、年号案の文字や字音と天皇号との関係が難陳の中で問題とされることがあった。本条の年号案「安徳」右旁に書き入れられている「天皇号」三字は、その種の懸念が反映したものであるう。

18 ▼〔永保 1081-1083 度〕
天成

左氏傳曰地平天成成亦平也拳八元使布五教于四方

【典拠】《左伝・文公十八年》：地平天成、（杜預注：成亦平也。）舉八元使布五教于四方。（杜注：製作司徒、五教在寛、故知契在八元之中。）
【考異】122本・123本（327頁）・124本・125本異同無し。／左氏傳：122本・124本、右に「宣公」の傍記あり。

【備考】勘者：藤原有綱（北家日野流）

19 ▼〔寛治 1087-1094 度〕
寛治

礼記曰

【典拠】11寛治を参照。
【考異】122本・123本（333頁）・124本・125本異同無し。
【備考】勘者：大江匡房。同一の年号案が同じ漢籍引文を伴って勘申された時、《元秘別録》などの資料集では、漢文の引用が省略されることがある。引文を省略する場合、22承安のように、書名や篇名に「見上」二字を続けるにとどめることもある。

20 承安

或本舜禹承安任賢能共己無為而天下治

論衡曰舜禹承安健治賢使能苦也無為而天下治

【典拠】《論衡・自然》：舜禹承安繼治、任賢使能、恭己無為而天下治。

【考異】123本(333頁)・125本異同無し。／論衡：122本・124本、右に「十八自然篇」の旁記あり。／健：122本・124本「繼」に作る。／治賢：122本・124本、「治」の下に「任」あり。／苦也：122本「恭」に作る。／「或本」以下の右隣の書き入れ：底本「己」の上に細筆にて「也」を重ね書きしている。122本・123本(333頁)・125本、細書の書き入れを除き、底本と異同無し。124本、冒頭部を「或榮」に作り、「榮」の右に「本」を旁書し、「共」を「天」に作る。

【備考】勘者：大江匡房。

21 太平

毛詩曰得賢則能為邦家立太平之基
之南山之有基也
人君得賢則其德廣大堅固如

【典拠】《毛詩・小雅・南山有台》：得賢則能為邦家立太平之基矣。(毛伝：人君得賢、則其德廣大堅固、如南山之有基趾。)

【考異】123本(333頁)・334頁 異同無し。／則能：125本「能」を欠く。／堅固：122本・124本「固」の下に「也」あり。／如之：122本・124本「之」を欠く。／南山之：122本・124本「之」を欠く。

【備考】勘者：藤原成季(南家)。

(3ウ)

22 承安

尚書曰見上

【典拠】《尚書・洛誥》孔安国伝：言王命我來、承安文德之祖文王所受命之民。(孔穎達疏：周公拜手稽首……言曰：王今命我來居臣位、承安汝文武之祖文王所受命之民、今我繼文祖大業也。……承安者、

承文王之意、安定此民。)

【考異】122本・123本(335頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：大江匡房。《尚書》を典拠とする年号案「承安」は、本書の中では初出であり、「見上」に対応する記述は存在しない。《別録》を見ると、既に天喜(一〇五三〜一〇五八)度において上に引く《尚書正義・洛誥》を典拠とする年号案「承安」が勘申されている(306頁)。

▼〔嘉保1094-1096度〕

23 承安

論衡曰

【典拠】20承安を参照。

【考異】122本・123本(336頁)・337頁・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：大江匡房。

24 承天

江記天字在下殊不聞於本朝

後漢書曰階下聖德承天當隆盛紀

【典拠】《後漢書》卷三十一(陸康伝)：陛下聖德承天、當隆盛化。

【考異】123本(337頁) 異同無し。／階：122本・124本・125本「陛」に作る。

／「江記」云々の書き入れは、122本・123本・124本・125本では年号案「承天」の右に旁記されている。書き入れの文字は、木本好信編《江記佚文集》(国書刊行会、一九八五年)に《別録》を典拠として採録されている(391頁)。

【備考】勘者：藤原成季(南家)。

25 天成

尚書曰地平天成六府三事 允^{マコトニ}治萬世永頼乃功

【典拠】《尚書・大禹謨》：地平天成、六府三事、允治萬世、永頼乃功。

【考異】123本(338頁)異同無し。ただし訓点無し。125本、訓点も含めて異同無し。／天成：122本・123本・124本、右に「江記実範進之但唐年号也曆道者常為口実者故源右府所被難也」の旁記あり。／頼：122本・124本、下に「時」あり。

【備考】勘者：藤原敦基(式家)。

▼〔永長 1096-1097度〕

26 天保

毛詩章曰天保定爾と俾戩穀磬無不宜受天百禄

戩福也穀禄也

【典拠】《毛詩・小雅・天保》：天保定爾、俾爾戩穀。磬無不宜。受天百禄。(毛伝：戩、福。穀、禄。磬、盡也。)

【考異】毛詩章：125本同じ。122本・124本「章」無し。／と俾：125本同じ。122本・123本(341頁)・124本「俾爾」に作る。／磬：125本同じ。122本・123本(341頁)・124本「磬」に作る。／戩福也：125本同じ。122本・124本、上に「注云」二字あり。

【備考】勘者：藤原敦基(式家)。

▼〔承德 1097-1099度〕

27 承安

(4才)

尚書曰①

正義曰②

論衡曰③

【典拠】①22承安を参照。／②22承安を参照。／③20承安を参照。

【考異】122本・123本(344～345頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：藤原正家(北家日野流)。123本によると、承德度には年号案「承安」が藤原正家(344～345頁)と藤原行家(345頁)によって勘申されている。《正義》も併せて《尚書・洛誥》を引用しているのは正家であり、《論衡・自然篇》を典拠として勘申しているのも正家である。

▼〔康和 1099-1104度〕

28 天和

後漢書曰天和於上地治於下

【典拠】《後漢書》卷六十六(陳蕃伝)：天和於上、地治於下。

【考異】123本(350頁)・125本異同無し。／治：122本・124本「治」に作る。

【備考】勘者：藤原成季(南家)。

29 天永

第八召誥

尚書曰欲^ス王^ヲ以^テ小^一氏^ヲ受^レ天^ノ永^一命^ヲ 注曰我欲^ス王^ヲ用^レ小^一氏^ヲ受^レ天^ノ長^一命^ヲ

言^ハ常^ニ有^レレ^ル民^也

【典拠】《尚書・召誥》：欲王以小民受天永命。(孔安国伝：我欲王用小民受天長命、言常有民。)

【考異】「尚書曰」右の旁記「第八召誥」…122本・124本・125本同じ。123本(350頁)「誥」を「詔」に作る。／以小氏…122本・123本「氏」を「民」に作る。／注…123本「註」に作る。／用小氏…122本・123本「氏」を「民」に作る。／125本「尚書曰欲王以小民受天永命」(注曰我欲王用^ス小氏受^テ天長命^ニ言常有^レ民也)と付訓。

論衡曰
【典拠】20 承安を参照。
【考異】122本・124本・125本異同無し。／年号案「承安」下の書き入れ…123本(357頁)「者」を「乎」に作る。
【備考】勘者…菅原在良。

▼〔長治 1104-1106 度〕

30 天祐

毛詩曰①
周易曰②

【典拠】①14 天祐を参照。／②05 天祐を参照。
【考異】122本・123本(353頁)・124本・125本異同無し。
【備考】勘者…藤原正家(北家日野流)。

▼〔天仁 1108-1110 度〕

33 久安

漢書曰建久安之勢成長治之業

【典拠】《漢書》卷四十八(賈誼伝)…建久安之勢、成長治之業。
【考異】122本・123本(361頁)・124本・125本異同無し。
【備考】勘者…菅原在良。

31 天仁

文選曰統天仁風遐揚

【典拠】《文選》卷二十四、潘安仁(為賈謐作贈陸機)…大晉統天、仁風遐揚。
【考異】122本・123本(355頁)・124本・125本異同無し。
【備考】勘者…大江匡房。

34 安治

漢書曰安治天下

【典拠】《漢書》卷七十四(魏相伝)…令羣臣議天子所服、以安治天下。
【考異】122本・123本(361頁)・124本・125本異同無し。
【備考】勘者…大江匡房。

(4ウ)

▼〔嘉承 1106-1108 度〕

32 承安

右大弁云先度所勸之字也依左府御難雖不被用論衡文舜禹健治可謂求難有何事故者

▼〔天治 1124-1126 度〕

35 天治

易緯曰帝者德配天地天子者繼天治物

元秘別録 勘文部 二

【備考】勘者…藤原敦光(式家)。

▼〔天承1131-1132度〕

38 天承

漢書曰聖王之自為動靜周施奉天承親臨臣物

(5ウ)

有節文以章人倫

36 天保

毛詩曰天保下報上君能下と以成其政臣歸美以報

其上焉天保定爾俾介戩罄無不宜受天百禄穀福也 穀禄也

【典拠】03天保と26天保を参照。

【考異】曰天保…122本・124本「天保」の右に「小雅天保篇」の傍記あり。

／報上…122本・124本「上」の下に「也」あり。／罄…122本・123本

(381頁)・124本・125本「罄」に作り、その上に「穀」あり。

【備考】勘者…藤原行盛(北家日野流)。

▼〔大治1186-1191度〕

37 天壽

尚書曰天壽平格保又有殷孔安國曰言天壽有平至之君故安治有殷

【典拠】07天寿を参照。

【考異】尚書曰…122本・124本「曰」の右に「君爽」の傍記あり。123本

(382頁)・125本、続く経文を欠く。保又有殷…122本・124本、この四字

を欠き、当該部分に「一」(省略符号)を引くのみ。／孔安國云々…

122本・124本、いずれもこの注文を欠く。

【備考】勘者…藤原敦光(式家)。

▼〔天承1131-1132度〕

38 天承

漢書曰聖王之自為動靜周施奉天承親臨臣物

(5ウ)

有節文以章人倫

【典拠】《漢書》卷八十一(匡衡伝)…臣又聞…聖王之自為動靜周旋、

奉天承親、臨朝享臣、物有節文、以章人倫。

【考異】漢書…122本・124本、右に「匡衡傳」の傍記あり。／周…125本「周」

を見せ消ちにし、右に「同」を傍書。／施…122本・123本(384～385頁)・

124本「旋」に作る。／臨臣…122本・124本「臨」の下に「朝享」二字

あり。123本・125本「臨」の下に「朝京」二字あり。122本「臣」を「呂」

に作る。

【備考】勘者…藤原敦光(式家)。

39 天祐

春秋繁露曰德侔天地者稱皇帝天祐而子之号曰天子

【典拠】《春秋繁露》卷七(三代改制質文第二十三)…德侔天地者、稱

皇帝、天祐而子之、號稱天子。

【考異】122本・123本(385～386頁)・124本・125本異同無し。／(年号案)天祐…

122本、下に「明月記曰、後聞正家所擇也」の書き入れあり。123本・

124本・125本、書き入れの「曰」を「云」に作る。

【備考】勘者…大江有元。

40 安寧

史記曰成康之際天下安寧

【典拠】《史記》卷四〈周本紀〉…成康之際、天下安寧。

【考異】122本・123本(386頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…大江有二。

41 天受

孟子曰薦舜於天而受之民受之舜天人新受故得

天下曰祭百神享之息天受也治百姓之民受也

【典拠】01天受を参照。

【考異】123本(386頁)・125本異同無し。／民受之…122本・124本「受」

を「愛」に作る。

【備考】勘者…藤原行盛(北家日野流)。124本の上層に「孟子萬章云昔

者堯薦舜於天而天受之暴之於民受之註舜天人所使之主祭百神享之是天受之使之主事治百姓安之是民受之也」の書き入れあり。引文の典

拠の文章を示そうとしているかに見えるが、誤脱がある。

▼〔長承 1132-1135 度〕

42 天隆 引文無天隆字歟

後漢書曰其祐主豊其祿

【典拠】《後漢書》卷六十下〈蔡邕伝〉…天隆其祐、主豊其祿。

【考異】122本・124本異同無し。／年号案「天隆」の下の「引文無天隆

字歟」…122本・123本(381頁)・124本・125本同じ。／曰…123本(389頁)・

125本「云」に作る。／其…122本は「其」の一字前のスペースに「」

が引かれており、124本はその部分が空格になっている。【典拠】を見るにわかるように、元來はそこに「天隆」の二字が入っていたと推察される。

【備考】勘者…藤原敦光(式家)。122本は、一旦、引文を書いた後、それが誤っていることに気づき、削り取ってから引文を書き直したようである。

▼〔保延 1135-1141 度〕

43 天明

孝經曰明王事父孝故事天明事母孝故事地察

(6才)

長幼順故上下治天地明察神明彰矣

【典拠】《孝經・感応章》…明王事父孝、故事天明。事母孝、故事地察。

長幼順、故上下治。天地明察、神明彰矣。

【考異】123本(392頁)・125本異同無し。／事地察…122本・124本「察」を「祭」に作る。

【備考】勘者…藤原敦光(式家)。

▼〔天養 1144-1145 度〕

44 長寛

維城典訓曰長也寛也其功博矣

【典拠】武則天撰《維城典訓》二十卷は佚書。

【考異】123本(401頁)異同無し。／維城典訓…125本、「訓」の位置に人偏と「川」を組み合わせた字を書き入れ、その右に「訓歟」と旁書。

／其…122本・124本、上に「施」あり。

【備考】勘者…藤原実光(北家日野流)。《維城典訓》二十卷は藤原佐世(日

本国見在書目録》に著録されているが、現在は佚書になっている。
《続日本紀》卷二十一、天平宝字三年六月丙辰条を見ると、同日に下された勅諭の中で、「其維城典訓、叙為政之規模、著修身之檢括」と述べた上で、官吏の必読書とすべきことを命じているので、国内で受容されていたことは確実である。《維城典訓》の国内における受容と佚文については、島善高（《維城典訓》考）《古代文化》第三十二巻、古代学協会、一九八〇年）を参照。承暦（一〇七七～一〇八〇）・長寛（一一六三～一一六五）・応仁（一二四六～一二四九）は、同書を典拠とする年号である。

45 久安

漢書曰建久安之勢

【典拠】 33久安を参照。

【考異】 122本・123本（401頁）・124本・125本異同無し。

【備考】 勘者…藤原顕業（北家日野流）。

46 天養

後漢書曰此天之意也人之慶也仁之本也儉之要也焉有應天養人為仁為儉而不降福者乎

【典拠】 《後漢書》卷三十下〈郎顛伝〉…臣愚以為諸所繕修、事可省減、

稟卹貧人、賑贍孤寡、此天之意也、人之慶也、仁之本也、儉之要也。焉有應天養人、為仁為儉、而不降福者哉。

【考異】 122本・123本（404頁）・124本・125本異同無し。

【備考】 勘者…藤原茂明（式家）。

47 徳安

維城典訓曰外不乱内即性得其宜靜不動乱即徳安其位

【典拠】 《維城典訓》は佚書。

【考異】 123本（404頁）異同無し。／静不動乱…122本・124本「動」を欠く。

125本「乱」を「刑」の「リ」を「し」にした字に作る。／即徳安其位…122本・124本、この五字を欠く。いずれも引文が最終行に書かれており、最終行が「静不乱」で終わっていることから判断するに、「即徳」から始まる次の一行を書き落としてしまった形の《元秘別録》が伝わっていたと推測される。

【備考】 勘者…藤原茂明（式家）。《維城典訓》については、44長寛【備考】を参照。

48 承天

（6ウ）

礼記曰承天祐と福也

【典拠】 《礼記・礼運》…故玄酒在室、…以正君臣、…以齊上下、夫婦有所、是謂承天之祐。（鄭玄注…祐、福也。）

【考異】 天祐…122本・123本（405頁）・124本・125本「天」の下に「之」あり。

【備考】 勘者…藤原顕業（北家日野流）。引用原典の「祐」を鄭玄は「祐」に置き換えて解釈している。年号勘文の漢籍引文は、経文を「祐」に作り、注釈の文字はそのままにしている。「祐」と「祐」の異同について、阮校は触れていない。

49 萬安

吳志曰帝王者万國之元首天下所繫也是以存万安之福鎮四海之心也

【典拠】《三国志》卷五十三、吳書八《薛綜伝》：夫帝王者、萬國之元首、天下之所繫命也。是以居則重門擊柝以戒不虞、行則清道案節以養威嚴、蓋所以存萬安之福、鎮四海之心。

【考異】122本・123本(406頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：藤原茂明(式家)。

50 德安

維城典訓曰外不乱内即性得其宜靜不動和即德安其位

【典拠】47德安を参照。

【考異】123本(406頁)異同無し。／維：125本「淮」に作り、右に「維イ」と旁書。／動：122本・124本「動」の上に「乱」あり。

【備考】勘者：藤原茂明(式家)。

51 久安

晋書曰建久安於萬載垂長世於無窮

【典拠】《晋書》卷四十六《劉頌伝》：建久安於萬載、垂長世於無窮。

【考異】122本・123本(407頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：藤原永範(南家)。

▼〔保元 1156-1159 度〕
52 天明

尚書曰克享天心受天明命

【典拠】《尚書・咸有一德》：克享天心、受天明命。

【考異】122本・123本(414頁)・124本異同無し。／受天：125本「天」を「大」に作る。

【備考】勘者：藤原永範(南家)。

▼〔平治 1159-1160 度〕

53 天大

老子曰道者天大地大人亦大

【典拠】《老子》第二十五章：故道大、天大、地大、王亦大。

【考異】122本・123本(418頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：藤原俊経(北家日野流)。

(7才)

▼〔永暦 1160-1161 度〕

54 承安

論衡曰舜禹承安任賢使能共己無為而天下治

【典拠】20承安を参照。

【考異】122本・123本(420頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：藤原長光(式家)。本条で示されている漢籍引文は、20承安において「或本」として提示されている異文とほぼ同文である。

▼〔応保 1161-1163 度〕
55 天統

論語疏曰伏犧為天統神農為地統黃帝為人統周礼曰
以天統親王馭万民

【**典拠**】《論語義疏・為政》「子張問十世可知也」章・伏犧為人統、神農為地統、黃帝為天統。／《周礼・地官・太宰》：以八統詔王馭萬民。
【**考異**】122本・123本（421～422頁）異同無し。／虫損があるため確言できないが、《日野家勘文》は「天統」の「天」を正しく「八」に作っているようである。

【**備考**】勘者・藤原資長（北家日野流）。資長は、年号案「天統」の典拠として、《論語義疏》と《周礼》の二条を提示したのだから、本来、「周礼曰」から改行しなくてはいけないが、底本と122本・124本・125本は改行していない。

原典二書の中、《周礼》の当該句の原文には「天」が存在しないので、本来典拠にはなり得ない。勘申者はテキストが乱れた《周礼》を引用したのであろうが、改元定に参仕した公卿から異論が出なかったようである。

56 ▼〔長寛1163-1165度〕
安貞

周易曰安貞之吉應地之無疆

【**典拠**】《周易・坤卦象伝》：安貞之吉、應地无疆。
【**考異**】122本・123本（425頁）・124本異同無し。／疆：125本「疆」に作る。
【**備考**】勘者・藤原永範（南家）。阮校は「應地无疆」句の「无」に對して、「石經・岳本同。閩・監・毛本『无』誤『無』」と指摘している。

57 ▼〔永萬1165-1166度〕
天惠

文選曰皇佐揚天惠注曰君天也孔子曰君惠天惠

【**典拠**】《文選》卷二十四、曹子建《又贈丁儀王粲》：皇佐揚天惠、四海無交兵。（李善注……左氏傳：箴尹克黃曰：君、天也。家語……孔子曰：君惠臣忠。）

【**考異**】123本（429頁）・125本異同無し。／注：122本・124本「註」に作る。
【**備考**】勘者・藤原永範（南家）。年号案の典拠としては、《文選》李善注の引文の原拠である《左伝・宣公四年》と《孔子家語・賢君第十三》を挙げるべきところ。

58 ▼〔仁安1166-1169度〕
天同

周易注疏曰文王作易称乾元亨利貞之德欲使君子
法之但行此德則与天同功

【**典拠**】《周易・乾卦文言伝》疏：是以文王作易、稱元亨利貞之德、欲使君子法之。但行此四德、則與天同功。

【**考異**】123本（431頁）・125本異同無し。／注：122本・124本「註」に作る。
【**備考**】勘者・藤原永範（南家）。

59 (7ウ)
仁安

毛詩正義曰行寬仁安靜之政以定天下得至於大平

【**典拠**】《毛詩・周頌・昊天有成命》疏：行其寬仁安靜之政、以定天下。

二君既能如此於乎、可歎美也。此二君成王之德、既光明矣。又能篤厚其心而為之不倦。故於其功業、終能和而安之。以此之故、得至於太平。

【考異】大：122本・123本（432頁）・124本・125本「太」に作る。

【備考】勘者：藤原成光（式家）。

▼〔承安 1171-1175 度〕

60 承安

尚書曰王命我来承^{オシム}安汝文德之祖正義承文王之意

安定此民也

【典拠】22承安を参照。

【考異】123本（436頁）異同無し。／祖：122本・124本「祖」に作る。／正義：122本・124本「義」の下に「云」あり、125本「義」の下に「曰」あり。

【備考】勘者：藤原資長（北家日野流）。123本「承^{オシム}安^{オシム}」と付訓。

【備考】勘者：藤原資長（北家日野流）。

▼〔安元 1175-1177 度〕

61 安元

漢書為民除害安元

【典拠】《漢書》卷七十八（蕭育伝）…其於為民除害、安元元而已。

【考異】123本（440頁）異同無し。／漢書：122本・124本・125本「書」の下に「曰」あり。

【備考】勘者：藤原俊経（北家日野流）。

▼〔文治 1185-1190 度〕

62 萬安

漢書曰陛下深留聖思審因機察覽往事戒以折中

取信居萬安之實用保宗廟

【典拠】《漢書》卷三十六（楚元王伝・劉向）…唯陛下深留聖思、審固

幾密、覽往事之戒、以折中取信、居萬安之實、用保宗廟、久承皇太后、天下幸甚。

【考異】123本（457頁）異同無し。／因：122本・124本・125本「固」に作る。

／察：122本・124本「密」に作る。／事戒：《部類記159》・122本・124本「事」の下に「之」あり。125本「戒」の右に「刑」を旁書。

【備考】勘者：藤原光輔（式家）。

▼〔建久 1190-1199 度〕

63 寬惠

後漢書曰文章寬惠遭代康平

【典拠】《後漢書》卷三十四（梁統伝）…文帝寬惠柔克、遭世康平。

【考異】章：123本（460頁）・125本同じ。《日野家勘文》・122本・124本「帝」に作る。／寬惠：122本・124本「惠」の下に「柔克」あり。／代：《部類記159》「伐」に作り、右に「代イ」と旁書。

【備考】勘者：藤原兼光（北家日野流）。引用原典の「遭代」の「代」を年号勘文の漢籍引文が「世」に作るのは、年号勘者が唐太宗の諱を避けた唐鈔本に連なる《後漢書》を参照したからだと考えられる。

この点については、16天祚・90曆萬・91曆應の【備考】を参照。

▼〔建仁1201-1204度〕
64 寛祐

礼記①

呂氏春秋曰夾鐘之月寛祐和平行徳去刑②

【典拠】①②とも15寛祐を参照。

【考異】①礼記…《部類 正治く仁治》・122本・123本(465頁)・124本・125本「記」の下に「見上」の二字あり。《部類記160》は「礼記曰寛祐

者仁之作也温良者仁之本也礼節者仁之貌也歌樂者仁之和也」に作る。
／②《部類記160》・《部類 正治く仁治》・122本・123本(465頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…藤原宗業(北家日野流)。

▼〔建永1206-1207度〕
65 康安

漢書曰天下承民康寧師古云康安

【典拠】《漢書》卷八(宣帝紀)…天下蒸庶、咸以康寧。(顔師古注…康安也。)

【考異】承民…125本同じ。123本(471頁)「承」を「蒸」に作る。《部類記161》・《部類記162》・122本・124本「承民」を「蒸庶咸以」に作る。／云…125本「曰」に作る。／安…122本・123本・124本・125本「安」の下に「也」あり。

【備考】勘者…菅原為長。

▼〔建暦1211-1213度〕
66 天喜

博物志曰承皇天喜祿

【典拠】《博物志》卷八(史補)…陛下離顯先帝光耀、以奉皇天之嘉祿。

【考異】123本(483頁)異同無し。／(年号案)天喜…《部類記163》・《部類 正治く仁治》・122本・124本・125本「天嘉」に作る。／博物志…《部類 正治く仁治》「物」を欠き、その位置に空格あり。／(引文)天喜…《部類記163》・《部類 正治く仁治》・122本・124本・125本「天嘉」に作る。

【備考】勘者…菅原公輔。天喜(一〇五三〜一〇五八)は既に被用の年号であり、引文典拠の原文が「皇天之嘉祿」になっているから、実際に勘申された年号案は「天嘉」だったと考えられる。

(8ウ)

▲〔久寿1154-1156度〕
67 承寶

齊書曰作宝鼎其銘云齊帝万年子孫承寶

【典拠】《南齊書》卷十八(祥瑞志)…銘曰…作寶鼎、齊臣萬年子孫承寶。

【考異】123本(410頁)・125本異同無し。／云…122本・124本「曰」に作る。

【備考】勘者…藤原永範(南家)。

68 應暦

宋書志曰聖皇應暦數

【典拠】《宋書》卷二十二(樂志四)…聖皇應暦數、正康帝道休。

【考異】122本・123本(410頁)・124本異同無し。／曰…125本「云」に作る。

【備考】勘者…藤原永範(南家)。

▼〔永暦 1160-1161 度〕

69 永暦

後漢書曰馳淳化於黎元永歷代而太平①

宋韻曰曆數也又曆日續漢書律曆志云黃帝造曆と与麻同作②

【典拠】《後漢書》卷八十下〈文苑伝下・辺讓〉…馳淳化於黎元、永歷世而太平。／《広韻》入声・二十三錫「歴」…經歷、又次也、數也、近也、行也、過也。又歴日。續漢書律曆志云…黃帝造歴。世本曰…容成造歴。尹子曰…羲和造歴。或作曆。

【考異】① 122本・123本(419頁)・124本異同無し。／太：125本「大」に作る。

／② 曆日：122本・124本「曆也」に作る。123本「日」を「同」に作り、125本「日」に作る。／續漢書律曆志：123本はここで改行しているが、

【典拠】を見るとわかるように、《広韻》(宋韻)の引用は「續漢書律曆志」以下にも及んでいるから、改行の必要はない。／曆と…122本・124本「歴之」に作り、123本・125本「歴と」に作る。／麻：122本・123本・124本・125本「曆」に作る。

【備考】勘者：藤原永範(南家)。「宋韻曰」以下の引文に「永暦」の典拠となる文言が見えず、永範が引用した意図は不明である。《後漢書》の「世」を年号勅文の引文が「代」に作るのは、年号勅者が唐世宗の諱「世」を避ける唐鈔本《後漢書》もしくはそれに連なるテキストを参照したからだと考えられる。

「宋韻」が《広篇》を指すことについては、池田証壽〈院政・鎌倉時代の寺院社会における宋版辞書類の流通とその影響―《類聚名義抄》を例として〉(築島裕博士傘寿記念会編《築島裕博士傘寿記念国語学論集》、汲古書院、二〇〇五年)、347～348頁を参照。

▼〔安元 1175-1177 度〕

70 長観

尚書正義曰上下相承有次序則萬年之道民其世下二字不音勅文長観我子孫而歸其德矣

【典拠】《尚書・洛誥》孔安国伝…王使殷民上下相承有次序、則萬年之道、民其長観我子孫而歸其德矣。／同疏…王使殷民上下相承有次序、則萬年之道、下民其長観我子孫而歸其德矣。

【考異】正義：122本・123本(441頁)・124本・125本、右に「第十」の旁記あり。／道：122本・123本・124本、下に「也」あり。／民其…122本・124本、右に旁記無し。123本、この二字無し。125本「民」の右に「下二焉(字)の誤記か」の旁記あり。／長観：125本「長」の右に「不書勅文」の旁記あり。

【備考】勘者：藤原光範(南家)。右に示す通り、引文の典拠である《尚書・洛誥》の注と疏はほぼ同文である。底本の本文に見られる書き入れは、年号勅文には「萬年之道」に続けて「也」があり、「下二字」すなわち「道其」が無いことを指摘している。このことは、《元秘別録》所収の引文の中には、原拠を参照して字句の修正が施されているものがあることを示唆する。なお内野本は「道」の下に「也」があり、「也」の左に「才無」の旁記あり(《統修四庫全書》第41冊、333頁)。

「第十」の旁記に着目すると、経注疏合刻《尚書正義》の諸本は二十巻本であり、《洛誥》は巻十五に収録されている。単疏本《尚書正義》(《四部叢刊統編》所収)は二十巻本であり、《洛誥》は巻十四に収録されている。旁記の「第十」二字の下に「五」もしくは「四」を脱するかに見える。《元秘別録》の諸本の旁記がいずれも「第十」に作ることに鑑みると、かなり早い段階で「第十」の形で旁記が固

定し、それが踏襲されたのであろう。

▼〔治承 1177-1181 度〕

71 寶治

春秋繁露曰氣之清者為精人之清者為賢治身者以積

(9才)

精為寶治國者以積賢之道

【典拠】《春秋繁露》卷七〈通國身第二十二〉…氣之清者為精、人之清者為賢、治身者以積精為寶、治國者以積賢為道。

【考異】123本(443頁)・125本異同無し。／之道：122本・124本、「之」の右に「為力」の傍記あり。

【備考】勘者：藤原永範(南家)。

▼〔元暦 1184-1185 度〕

72 元暦

尚書考靈耀曰天地開闢元暦シルシケケタリ紀名月首甲子冬至日

月若懸タマ壁タマ五星若編珠メル

【典拠】《太平御覽》卷十七〈時序部二・歳〉…尚書考靈耀曰：天地開闢、元暦紀名、月首甲子冬至、日月五緯、俱起牽牛初、日月若懸壁、五星若編珠。

【考異】《部類記》159・123本(453頁)・125本異同無し。／尚書考靈耀：122本・124本「書」の下に「一」あり。／紀名月：124本「名」を欠き、「紀」と「月」の間に一字分の空格あり。／壁：122本・124本「壁」に作る。／125本は後半部に「若懸壁五星若編珠」と付訓。

【備考】勘者：藤原光範(南家)。

▼〔文治 1185-1190 度〕

73 仁寶

孝經援神契曰四夷賓服金勝見金勝者仁寶也

【典拠】《緯書集成》卷五(孝經・論語) 50頁に《改元部類記》と《年号勘文部類抄》を典拠として同文を引く。《芸文類聚》卷八十三(寶玉部上・金)…孝經援神契…又曰…四夷賓服、則金勝土。／《太平御覽》卷七百十九(服用部二十一・花勝)…符瑞圖曰…金勝者、仁寶也。不斷自成、光若明月。／《唐開元占經》卷百十四(器用休徵・金勝)…晉中興徵祥說曰…金勝者、仁寶也。不斷自成、光若水月。四夷賓服則出。

【考異】《部類記》159・123本(455頁)・125本異同無し。／賓服：122本・124本「服」の下に「則」あり。

【備考】勘者：藤原光範(南家)。

▼〔建永 1206-1207 度〕

74 永寶

後漢書曰萬年子と孫と永寶用

【典拠】《後漢書》卷二十三(竇憲傳)…南單于於漠北遺憲古鼎、容五斗、其傍銘曰…仲山甫鼎、其萬年子子孫孫永保用。

【考異】《部類記》161・《部類記》162・123本(471頁)・125本異同無し。／後漢書：122本・124本、右に「竇憲傳」の傍記あり。／寶：122本・124本「保」に作り、下に「保与宝同」の注記あり。／《年号字新撰》、「後漢書列伝第十三(遺憲古鼎)容五斗其傍銘曰仲山甫鼎其萬年子と孫と永寶用憲乃奏上之」に作り、「列伝」の右に「竇憲傳」の傍記あり、「万」の右に「是以下九ヶ字載勘文了」の傍記あり。

【備考】勘者・藤原宗業（北家日野流）。天治（一一二四～一一二六）度難陳における発言「天保」音通「天寶」〔《改元部類 自応和至建久》、《統群書類従》、174頁下）、久壽（一一五四～一一五六）度の難陳における発言「寶」字・「保」字通用由、見《左伝正義》如何〔《改元部類 自応和至建久》、《統群書類従》、192頁上〕等から知られる通り、「寶」と「保」が通用するという見解が改元定の参仕公卿の間で共有されていた。

▼〔建暦1211-1213度〕

75 建暦

春秋命歴序曰帝顓頊建暦之本必先立元と正然後定日と比定

【典拠】ここの引文は、本書の著者が錯覚して誤写してしまった結果、テキストに混乱を来している。誤写された引文の典拠は以下の二つである。

帝顓頊曰建暦立紀以天元。〔《春秋命歴序》、《緯書集成・春秋下》、126頁〕

建暦之本、必先立元、元正然後定日法、法定然後度周天以定分至。〔《後漢書》卷十二（律暦志中）〕

引文が混乱している状況については、【考異】と【備考】を参照。

【考異】顓頊…《部類 正治（仁治）》・123本（485頁）・125本、「頊」の下に「日」あり。／建暦……《日野家勘文》「建暦立紀以天元尸子之義其和造暦或為暦」に作る。《太平御覧》卷十六（時序部一・暦）に「尸子曰…造暦者、義和之子也」とあるから、「尸子」以下は、《尸子》

の佚文だと推測されるが、各種年号史料を見ると、年号勘者はいずれも《春秋命歴序》の一部だと見ている。

《日野家勘文》の引文を基準にすると、《部類記163》は「尸」を「尸」に作り、右に「尸イ」と旁書し、「其」を欠く。《部類 正治（仁治）》は「造」を「遣」に作り、123本（485頁）・125本は「之」を「云」、「造暦」を「造歴」に作る。125本も「造」を「遣」に作った上で、その右に「造」と旁書し、「暦」の右に「歴歟」と旁書。122本・124本は「尸」を「ア」に作り、「之」を「云」に作り、「暦」を「歴」に作る。

【備考】年号勘者…藤原資実と菅原為長。《別録》によると、建暦度には、藤原孝範・藤原資実・菅原為長の三者によって年号案「建暦」が勘申されている。かりに123本（484～486頁）に即して、三者の年号案「建暦」の引文を提示し、括弧内に典拠を注記すると以下の通り。

春秋命歴序曰帝顓頊曰建暦立紀以天元尸子云義其和造歴或為暦。〔資実。《春秋命歴序》・《尸子》〕

後漢書曰建暦之本必先立元、正然後定日、比定。〔為長。《後漢書》卷十二（律暦志中）〕

同じ年号案が三つ勘申され、引文に共通・類似する語句を含むことが本書の引文の混乱につながる錯覚を引き起こしたと推察される。なお資実の年号勘文引文の「尸子」以下は、《広韻・入声・二十三錫》「歴」の積義と似ている。《広韻》の原文は69永暦の【典拠】を参照。

（9ウ）

（空白頁）

(10才)

(空白頁)

(10ウ)

同三

▼〔安貞 1227-1229 度〕

76 寛元

宋書曰舜禹之際五教在寛元と以平

【典拠】 未見。【備考】 を参照。

【考異】 《部類 正治く仁治》・122本・123本(508頁)・124本・125本異同無し。
／平・《頼資卿記239》、虫損のため不鮮明。

【備考】 勘者・菅原為長。本条の引文は、正史の一たる沈約撰《宋書》百卷には見当たらない。《隋書・経籍志》には、徐爰撰《宋書》六十五卷と孫嚴撰《宋書》六十五卷(いずれも佚書)も著録されており、このいずれから引かれたか。ただし両書とも《日本国見在書目録》に未著録である。

77 文暦

文選曰皇上以勸文承暦

【典拠】 《文選》卷四十六、顔延年(三月三日曲水詩序)・皇上以勸文承暦、景屬宸居。

【考異】 《頼資卿記239》・《部類 正治く仁治》・122本・123本(509頁)・124本・125本異同無し。

【備考】 勘者・菅原在高。

78 嘉観

史記曰從臣嘉観厚念休烈

【典拠】 《史記》卷六(秦始皇本紀)・從臣嘉観、原念休烈、追誦本始。

【考異】 《日野家勘文》・《部類 正治く仁治》・《頼資卿記239》・122本・123本(510頁)・124本・125本異同無し。

【備考】 勘者・藤原家光(北家日野流)。

▼〔寛喜 1229-1232 度〕

79 寛政

左傳曰施^{施字}以寛と以濟猛と寛政其以和

【典拠】 《左伝・昭公二十年》・殘則施之以寛、寛以濟猛、猛以濟寛、政是以和。

【考異】 左傳・122本・124本、右に「昭公二十年」の旁記あり。／施・《部類 正治く仁治》同じ。《部類記164》・122本・124本・125本が「施之」二字に作るのは、本条の異文校語の指摘に対応している。123本(512頁)は「施」を欠き、その位置に空格あり。／と寛・122本・124本「猛以濟寛」に作る。／其・122本・124本「是」に作る。／《部類記164》「左傳曰、施^{ホトコ}之以^{モテス}ニ寛^ニ、^{セイヌ}マウツ^ニ、^{マツリコト}」と付訓。虫損が甚だしい。

【備考】 勘者・菅原資高。

80 天休

晋書曰其侶頤天命率修訓典底綏曰國用保天休

【典拠】《晋書》卷三（武帝紀）…王其欽順天命。率循訓典、底綏四國、用保天休。

【考異】《部類 正治》仁治…123本（513頁）・125本異同無し。／侶…122本・124本「保」に作る。／日國…122本・124本「國」を欠き、「日」の右に「四歟」の旁記あり。／《部類記164》「晋書曰其欽ニ順天命ニ率ニ修訓典ニ底綏四國用保ニ天ニ然」と付訓。

【備考】勘者…菅原資高。

81 養寬

（11才）

周易正義曰益是增益於物能長養寬裕作物皆固物性自然而長養不空

【典拠】《周易・繫辭伝下》疏…益是增益、於物能長養寬裕於物、皆因物性自然而長養、不空虛妄設其法而无益也。

【考異】《部類 正治》仁治…異同無し。／益是…123本（513頁）「益」を「盖」に作る。／増…125本「憎」に作る。／俗作…122本・124本「裕」を「裕」に作り、「作」の右に「於」を旁書。／固…122本・124本「因」に作る。／不空…122本・124本、下に「虚妄設其法而无益也」の九字あり。／《部類記164》「周易正義曰益是増ニ益於物ニ能長養寬裕於物ニ皆因ニ然ニ養ニ空」と付訓。

【備考】勘者…大江周房。

82 天正

文選曰民以食为天正者淳其本善其後

【典拠】《文選》卷七、潘安仁（藉田賦）…高以下為基、民以食为天。正其末者端其本、善其後者慎其先。

【考異】《部類 正治》仁治…123本（515頁）・125本異同無し。／文選…122本・124本、右に「藉田賦」の旁記あり。／正者…122本・124本「正」の下に「其末」の二字あり。／淳…122本・124本、右に「端」を旁書。／後…122本、下に「者慎其先」の四字あり。／《部類記164》、本条を欠く。

【備考】勘者…菅原在高等。

83 寬喜

後魏書曰仁与温良寬与喜樂

【典拠】本条は現行の魏収《魏書》（《北魏書》・《後魏書》とも称す）には見えない。《日本国見在書目録》著録の魏澹《後魏書》（佚書）の一部か。

【考異】《部類 正治》仁治…122本・123本（516頁）・124本・125本異同無し。／与…《部類記164》、二つの「与」をいずれも「而」に作る。／《部類記164》「仁而温良寬而喜樂」と付訓。

【備考】勘者…菅原為長。

84 [天福 1233-1234 度]

天順

後漢書曰天順非他寬祐之福也

【典拠】《後漢書》百十四（列女伝・曹世叔妻）…敬順之道、婦之大禮也。夫敬非它、持久之謂也、夫順非它、寬裕之謂也。

【考異】《部類記165》・《部類 正治》仁治…122本・123本（522頁）・124本。

125本異同無し。／福…《經光卿記71》「謂」に作る。

【備考】勘者…菅原資高。年号案引文の「天順」二字を原典の《後漢書》は「夫順」に作っており、本来「天順」の典拠に使えない文章である。少し上に見える「夫敬」との対偶関係を考えても「夫順」でなくてはならないことは容易に理解されると思われるが、誤ったテキストが正されることなく伝え続けられたのである。

85 康曆

唐書云承成康之曆業

【典拠】本条で引かれる「唐書」が何を指すか不明。引文は新旧《唐書》に見えない。227元徳に例示されるように、「唐書」が《太平御覽》所引の「唐書」を指すことがあるが、本条の文章は《御覽》にも見当たらない。

【考異】《經光卿記71》・《部類記165》・《部類 正治く仁治》・122本・123本（524頁）・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…菅原為長。

▼〔文曆1234-1235度〕

86 曆仁

隋書曰皇明馭曆仁涕海縣

【典拠】《隋書》卷十五《音樂志下》…皇明馭曆、仁深海縣。

【考異】《部類 正治く仁治》・123本（527頁）異同無し。／隋書…122本・124本、右に「卷十志」と旁書。125本、「隋」を「隨」に作る。／涕…《部類記165》・122本・124本「深」に作る。

【備考】勘者…藤原経範（南家）。

(11ウ)

▼〔建長1249-1256度〕

87 嘉曆

唐書曰四序嘉辰歷代增置宋韻曰歷數也

又歷曰續漢書律歷志曰黃帝造歷と与曆同作

【典拠】《旧唐書》卷十三《徳宗紀下》…四序嘉辰、歷代增置、漢崇上巳、晉紀重陽。／69永曆を参照。

【考異】123本（555頁）異同無し。／四序…122本「四」を欠く。／數…122本・124本「教」に作る。／又歴…124本・125本「歴」を「曆」に作る。／續漢書…《改元勘文148》「漢」を欠く。《經光卿改元定記》、「統」と「漢」の間に一字分の空格あり。／歴…125本「曆之」に作る。／与曆…《經光卿改元定記》・《部類記166》「与」を欠く。

【備考】勘者…藤原経範（南家）。「唐書」の表記については、85康曆の【典拠】を参照。《太平御覽》卷三十《時序部十五・中和節》に「唐書云」から始まる文章が収録されており、「四序嘉辰、歷代增置」の句が見える。／「宋韻」以下は、《玉篇》からの引用である。この点については、69永曆の【備考】を参照。

▼〔正嘉1257-1259度〕

88 觀仁

尚書大傳曰五誥可以觀仁

【典拠】《尚書大伝・書序伝》…五誥可以觀仁。

【考異】《改元勘文148》異同無し。／曰…122本・123本（561頁）・124本・125本「云」に作る。

【備考】勘者…菅原公良。

89 寛正

史記曰寛以正ナルスハ 可以比衆

【典拠】《史記》卷六十七〈仲尼弟子列伝〉…寛以正、可以比衆。

【考異】123本(562頁)・125本異同無し。／史記…122本・124本、右に「弟子傳」と旁書。《改元勘文148》「記」を「紀」に作る。／寛以…124本「寛」を欠く。／123本・125本「寛以正、可ナルスハ以比衆」と付訓。《改元勘文148》「正」の添え仮名を「ナル時ハ」に作る。

【備考】勘者…菅原在朝。

▼〔永仁1293-1299度〕

90 暦萬

後漢書傳廿六曰通天然之明建大聖之基改元正曆垂萬代則仁正

【典拠】《後漢書》卷六十六〈賈逵伝〉…陛下通天然之明、建大聖之本、改元正歴、垂萬世則。是以麟鳳百數、嘉瑞雜選。

【考異】後漢書…122本・123本(601頁)・124本・125本、本書と同様に右に「傳廿六」の傍記あり。／仁正…衍字。《改元勘文148》・122本・123本・124本・125本、いずれもこの二字を欠き、原拠にも見あたらない。

【備考】勘者…菅原在輔。引用原典の「世」を年号勘文引文が「代」に作るのは、唐太宗の諱を避けたものと考えられる。この点については、16天祚・63寛惠・91暦應の【備考】を参照。「傳廿六」の書き入れは、年号案引文の典拠である賈誼の伝記が《後漢書》の〈鄭范陳賈張列伝第二十六〉に収録されていることによる。

91 暦應

帝王代紀曰堯時有草夾階而生王者以是占曆應和而生

【典拠】《太平御覽》卷四〈天部四・月〉…帝王世紀曰…堯時有草、夾階而生。…王者以是占歴、唯盛徳之君、應和氣而生。ただし年号勘者は唐写本《帝王世紀》を参照した可能性が高い。この点については、【備考】を参照。

【考異】122本・124本異同無し。／占曆…123本(602頁)・125本「歴」に作る。／《改元勘文148》「帝王代紀曰見上」に作る。

【備考】勘者…菅原在兼。本条の漢籍引文の典拠が皇甫謐《帝王世紀》であることはほぼ確実である。しかし典拠書名の表示が「帝王代紀」になっているのは、《帝王世紀》の唐写本を参照した可能性を示唆する。なぜなら、宋代に編纂された《太平御覽》が唐代の皇帝の諱を避けるはずがないことに加え、同書が「帝王代紀」の表記で既に長久(一〇四〇〜一〇四四)度勘申の年号案「継天」の典拠として用いられているからである(ただし、123本(296頁)や《勘者部類》では書名表示が「帝王世紀」になっている)。《帝王世紀》は《日本国見在書目録》に著録されており、《和名類聚抄》卷四〈琴〉(二十卷本)や《弘決外典鈔》卷一と卷四に引かれている(孫猛《詳考》、630頁)。年号勘文における避諱については、16天祚・63寛惠・90暦萬の【備考】を参照。

▼〔嘉元1303-1306度〕

92 文觀

周易義廣會曰其文觀之

【典拠】引文典拠の《周易義広会》は不明。

【考異】《部類記169》・《部類記170》異同無し。ただし後者は「廣」のつくりの底部の「八」を欠く。／義廣會：123本(617頁)・125本「廣」を欠く。／觀之：122本・124本「之」を欠く。

【備考】勘者：藤原俊光(北家日野流)。本条引文の典拠《周易義広会》は、文暦(一二三四)・一二三五)度と建長(一二四九)・一二五六)度の年号案「応元」の典拠にも使われている。《元秘抄》卷一(未被用年号)に「文觀 周易 義廣會 俊光三」(《続群書類従》、38頁下)と記録されている。

(12才)

▼〔徳治1306-1308度〕

93 寛久

會要曰承寛既久

【典拠】《唐会要》卷六十二(知班)・或笑語誼諱、或行立怠惰、承寛既久、積習如常。

【考異】《部類記169》・《部類記170》：122本・123本(619)・620頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：菅原在嗣。原典の文章の前段を見るとわかる通り、引文の「承寛既久」は、「在朝百僚」の不行跡が長期にわたって放置されていることを表現している句であり、年号案の典拠として用いるのは不適切である。

94 萬安

漢書曰陛下深留聖恩審固機察於見往事之形以折中
取信居萬安之實用保宗廟

【典拠】62萬安を参照。

【考異】123本(623頁)異同無し。／陞：《部類記170》「漢書曰」の下に「階」を見せ消ちにし、その右に「陞」を旁書。／恩：122本・124本「思」に作る。／固：125本「同」に作る。／察：122本・124本「密」に作る。／用保：《部類記169》「用」を欠く。

【備考】勘者：藤原敦嗣(式家)。

▼〔延慶1308-1311度〕

95 應安

毛詩曰王國之内幸應安定

【典拠】《毛詩・大雅・江漢》疏：今四方既已平服、王國之内、幸應安定。

【考異】《改元部類記169》：123本(627頁)異同無し。／毛詩：122本、右に「大雅江漢篇」と旁書。《部類記170》：122本・124本「毛詩」の下に「正義」二字あり。／幸應：《部類記170》「幸」を欠く。

【備考】勘者：藤原淳範(南家)。

▼〔文保1317-1319度〕

96 慶安

周易疏云乃終有慶安貞之吉應地無疆

【典拠】《周易・坤卦象伝》：乃終有慶、安貞之吉、應地无疆。

【考異】122本・123本(638頁)・125本異同無し。／周易：122本・124本、右に「坤卦」と旁書。／《年号字 新撰》「周易曰西南得朋乃与類行東北喪朋乃終有慶安貞之吉應地无疆」と付訓。《部類記169》「周易疏云乃終有慶、安貞之吉應地无疆」と付訓。

【備考】勘者：菅原在輔。／阮校が「應地無疆」句に対して、「石經・岳本同。閩・監・毛本『无』誤『無』」と指摘しており、南北朝期に成立した《年号字新撰》の「无」は、古いテキストを反映している可能性がある。

▼〔正慶1332-1333度〕

97 正観
周易曰中正以觀天下

【典拠】《周易・觀卦彖伝》：中正以觀天下。

【考異】122本・123本（663頁）・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：菅原公時。122本・123本・124本・125本、いずれも本条を第三冊ではなく、第四冊に収録している。

98 康安

【備考】正慶度に菅原在淳によって、《尚書・文侯之命》疏と《文選》卷十一、何平叔《景福殿賦》注を典拠とする年号案「康安」が勘申されている（《別録》、664頁）が、それが見せ消ちにされた理由は不明。

（12ウ）

同四

▲〔正中1324-1326度〕

99 弘暦
後周書曰恩隆國本用弘天歷①
續漢書曰黃帝造歷と曆同作②

【典拠】《周書》卷七《宣帝紀》：思隆國本、用弘天曆。／69永曆を参照。
【考異】①122本・123本（647頁）・124本・125本異同無し。／恩隆：《年号字新撰》「恩」を欠く。／②123本（647頁）異同無し。《年号字新撰》、この条を欠く。／續漢書曰：122本・124本・125本「曰」を欠く。／歴と曆：125本「曆」の上に「与」あり。
【備考】勘者：藤原藤範（南家）。引文の中、「續漢書曰」以下には「弘」が見えないから、年号案「弘暦」の典拠として提示するのは不適当である。

▼〔正慶1332-1333度〕

100 康安
尚書正義曰遠近保安然後國安惠順也康安也①
文選注曰庶衆康安秩祿礼其也②

【典拠】《尚書・文侯之命》疏：能柔遠者、必能柔近。遠近俱安、然後國安。惠、順也。康、安也。／《文選》卷十一、何平叔《景福殿賦》注：銑曰：庶、衆。康、安。秩、祿。礼、甚也。

【考異】①123本（664頁）・125本異同無し。／順：122本・124本「施」に作る。

／②注：122本・124本・125本「註」に作る。／秩：122本・124本「秩」に作り、その右に「秩歟」と旁書。ただし「秩」・「秩」の二字、いずれも示偏に従う字形になっている。／礼其：125本同じ。122本・123本・124本「礼」を「禮」に作る。122本・124本「其」の右に「具歟」と旁書。123本は「其」に相当する位置に一字分の空格がある。《改元部類 自元亨至文和》、正しく「孔甚」に作る（《続群書類従》、246頁上）。

【備考】勘者：菅原在登。122本・123本・124本に見える「禮」は、原拠の「礼」が「礼」に書き誤られた後、「礼」がさらに旧字体の「禮」

に書き直される、という二段階のテキスト変容を経た結果の誤字だと推測される。

101 安永

唐紀曰可保安社稷永奉宗祧

【典拠】《旧唐書》卷八〈玄宗紀上〉…居尊而無私之懷、必推功業為首。

然後可保安社稷、永奉宗祧。

【考異】122本・123本(664～665頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…菅原在淳。

▼〔建武1334-1336度〕

102 大武

不依本文之善惡可有元号之沙汰異朝之例叶當

時之義可計申之由被仰儒卿藤範長員等在淳又

【考異】123本(669頁)には、「又」以下に左の文が続く。

為翰林可撰申云々仍面々注進之處重と被經御沙汰此三字建武武功大以
天長之例兩翰林加連署可付職之事之由以按察大納言宣房被仰出其
後書整付奉行藏人右衛門佐國候今日上卿右大臣也

122本・124本・125本にも同様の文あり。

【備考】勘者…菅原在淳。

(13才)

▼〔延元1336-1340度〕

103 天和

尚書曰奉答天命和恒四方民居師

【典拠】《尚書・洛誥》…奉答天命、和恆四方民、居師。

【考異】122本・123本(672頁)・124本・125本異同無し。ただし122本・124本・125本は「恒」の立心偏がくずれ、字形が「垣」のようになっている。

【備考】勘者…菅原長員。

104 天觀

尚書正義曰天觀人所為以授命

【典拠】《尚書・洛誥》…今天觀人所為、以授之命。其命者、智與愚也。

其命、吉與凶也。其命、歷年與不長也。

【考異】《部類記168》・122本・123本(676頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…藤原房範(南家)。

105 文安

尚書曰尊文安漢社稷①

脩文殿御覽曰放助欽明文思安安②

【典拠】《晋書》卷五十八〈周繼傳〉…周勃誅呂尊文、安漢社稷、忠莫尚焉。／類書の《修文殿御覽》は佚書。

【考異】①《部類記168》・123本(674頁)・124本・125本異同無し。／②《部類記168》・123本・124本・125本異同無し。／助…122本「勲」に作る。

【備考】勘者…藤原房範(南家)。少し後の延文(一三五六～一三六二)度に同じ年号案「文安」が勘申された。改元定参仕公卿の近衛道嗣

は、「誅呂尊文、安漢社稷」云々、雖不載勘文、連文不快。呂氏之乱者、漢室之安危在此時、可有其懼歟（《愚管記》延文元年三月二十八日条）と述べ、漢の王室を存亡の危機に陥れた呂氏を誅伐したことを示す文言が《晋書》の引文の直前にあり、典拠とするのは不適当であることを指摘している。《修文殿御覽》の引文については115文安の【備考】を参照。

106 天保

礼記曰嘉樂君子憲憲令德宜民宜人受祿于天保
佑命之自天申之故大德者必受命

【典拠】《礼記・中庸》…詩曰…嘉樂君子、憲憲令德。宜民宜人、受祿于天。保佑命之、自天申之。故大德者必受命。／（参考）《毛詩・大雅・仮楽》…假樂君子、顯顯令德。宜民宜人、受祿于天。保右命之、自天申之。干祿百福、子孫千億。

【考異】《部類記168》・123本（675頁）異同無し。／憲憲…125本は「憲」が一字しかない。／佑…122本・124本「祐」に作る。／大德…122本・124本・125本「大」を欠く。

【備考】勘者…菅原長員。【典拠】に示すように、年号案「天保」の典拠は《礼記》だが、「天保」二字はその中で引かれる《毛詩・仮楽》に見える。長員が《礼記》を典拠として年号案を勘申したのは、詩の引用に続いて「故大德者必受命」の一句があるからであろう。

107 寛裕

尚書注曰天下被寛裕之政則我民無遠用來

【典拠】《尚書・洛誥》孔安国伝…彼天下被寛裕之政、則我民無遠用來、

言皆來。

【考異】《部類記168》・122本・123本（675頁）・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…菅原長員。

108 應觀

周易注曰行其吉事則獲嘉祥之應觀其象事則知制器之方玩其占事則觀方來之驗之也

【典拠】《周易・繫辭伝下》注…夫變化云為者、行其吉事、則獲嘉祥之應、觀其象事、則知制器之方、玩其占事、則觀方來之驗也。

【考異】《部類記168》・122本・123本（676頁）・125本異同無し。／象…124本「家」に作る。

【備考】勘者…菅原長員。

109 康安

毛詩曰自被成康有四方正義曰康安也

【典拠】《毛詩・周頌・執競》…自被成康、奄有四方。

【考異】被…《部類記168》・122本・123本（677頁）・124本・125本「彼」に作る。

【備考】勘者…藤原行氏（北家日野流）。《執競》疏に「康、安也」の句無し。

110 天貞

周易云王侯得一以為天下貞

【典拠】《周易・繫辭伝下》注…老子曰…王侯得一、以為天下貞。／（参

考)《老子》第三十九章・侯王得一、以為天下貞。

【考異】《部類記168》異同無し。／云：122本・124本・125本「日」に作る。

／候：123本(677頁)「候」に作る。

【備考】勘者：菅原公時。年号勘文の引文は「周易云」から始まるが、実際は王弼《周易注》(繫辭伝の注は韓康伯の作)を経由した《老子》の文である。

111 寛安

毛詩注疏云行寛安之意其下効之

【典拠】《毛詩・周頌・昊天有成命》疏：又解二后行寛安之意。寛者、體度弘廣、性有仁恩。已上行既如此、則其下効之、不復為苛虐急刻。

【考異】《部類記168》・123本(678頁)・125本異同無し。／云：122本・124本「日」に作る。

【備考】勘者：菅原公時。

▼〔康永 1342-1345 度〕

112 康安

春秋緯曰陽理七十内懷聖明知第在己宋均曰有

聖明之徳故知己應録第當代之康安也

【典拠】《緯書集成》で探しても本条と同様の文章は見つからない。《緯書集成》卷四上(春秋上)所収《春秋演孔図》に「湯池七十、内懷聖明、白虎戲朝」(12頁。典拠：《芸文類聚》卷九十九《祥瑞部下・騶虞》)とあるのが一番近いが、宋均注が無いことを含め、本条とかなりの隔りがある。

【考異】125本異同無し。／懷：122本・124本「聽」に作る。／均：123本「韻」

に作る。／録第：部類記168は「第」が虫損のため判読しがたくなっ

ている。／《改元部類 自元亨至文和》は、「春秋緯曰：陽理七十、内懷聖明、知第在己。宋韻曰：有聖明之徳、故知己應録第、當代之康安也」に作る(《統群書類従》、251頁下)。

【備考】勘者：菅原在淳。

(14才)

113 應安

毛詩正義曰王國之内應安定

【典拠】95應安を参照。

【考異】122本・123本(679頁)・124本・125本異同無し。／應安定：《部類記168》、「應」の上に「幸」あり。

【備考】勘者：菅原在淳。

114 安永

唐紀曰可保安社稷永奉宗祧

【典拠】101安永を参照。

【考異】《部類記168》・122本・123本(679頁)・124本・125本異同無し。【備考】勘者：菅原在淳。

▼〔貞和 1345-1350 度〕

115 文安

尚書曰欽明文思安安

【典拠】《尚書・堯典》：放勳、欽明文思、安安。

【考異】《部類記168》・122本・123本（683頁）・124本・125本異同無し。

【備考】勘者・菅原在登。105文安の典拠の一つは《修文殿御覽》であつたが引文が本条と重なるから、実際には《修文殿御覽》を経由して《尚書・堯典》を間接引用していたことになる。本年号案勘者の菅原在登はこのことに気づき、漢籍の引用を直接引用に改めたのであろう。

116 應寛

周易正義曰居中得直得其應乃寛緩修其道德則得

喜

【典拠】《周易・困卦九五象伝》疏…居中得直、不貪不暴、終得其應、乃寛緩修其道徳、則得喜説。

【考異】《部類記168》・122本・123本（685頁）・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…藤原言範（南家）。

117 天和

後漢書曰天和於上地洽於下

【典拠】28天和を参照。

【考異】《部類記168》異同無し。／於下…122本・123本（686頁）・124本・125本「於」を欠く。

【備考】勘者…藤原言範（南家）。

118 天明

(14ウ)

孝經曰明王事父孝故事天明

【典拠】43天明を参照。

【考異】《部類記168》異同無し。／（年号案）天明…122本・123本（686頁）・124本・125本、いずれも年号案の「天明」二字を欠く。

【備考】勘者…藤原言範（南家）。

119 ▼〔観心1350-1352度〕

天和

尚書曰奉荅天命和恆四方民居師

【典拠】103天和を参照。

【考異】《部類記168》・122本・123本（688頁）・124本・125本異同無し。／天和…《公賢公記》は「天」が虫損のため判読しがたくなっている。

【備考】勘者…菅原長員。

120 文寛

唐書曰觀哲温文寛和仁恵

【典拠】《旧唐書》卷十四（順宗紀）…皇太子純睿哲温文、寛和仁恵。

【考異】《部類記168》・122本・123本（689頁）・124本・125本異同無し。／（年号案）文寛…《公賢公記》は「文寛」二字が虫損のため判読しがたくなっている。／書…《公賢公記》「書」が虫損のため判読しがたくなっている。

【備考】勘者…菅原在淳。

121 安永

唐紀曰可保安社稷永奉宗祧

【典拠】101安永を参照。

【考異】《部類記168》・122本・123本(689頁)・124本異同無し。／(年号案)

安永・《公賢公記》は「安永」二字が虫損のため欠落している。／奉・125本「保」を見せ消ちにし、右に「奉」を旁書。

【備考】勘者・菅原在淳。

122

寛應

後周書曰寛仁遥應叡哲博聞

【典拠】《周書》卷四《明帝紀》・世宗寛仁遠度、叡哲博聞。

【考異】《部類記168》・123本(689頁)異同無し。／(年号案)寛應・《公賢公記》は「寛」が虫損のため判読しがたくなっている。／遙・《公賢公記》「遠」に作る。／聞・122本・124本・125本「開」に作る。

【備考】勘者・菅原在淳。《周書》は《北周書》・《後周書》とも称す。

123

元觀

白虎通曰虞者守也成元為觀新虞樂也①

唐書曰司天造新歷成詔題為元和觀象曆②

【典拠】①《白虎通》の引文は現行本に見えない。／②《旧唐書》卷

十四《憲宗紀》・司天造新曆成、詔題為元和觀象曆。

【考異】(年号案)元觀・《公賢公記》は「元」が虫損のため判読しがたくなっている。／①《部類記168》・122本・123本(689頁)・124本・125本異同無し。／新・《公賢公記》「訴」に作る。／②《部類記168》・

122本・123本・124本異同無し。／歴・125本「曆」に作る。

【備考】勘者・藤原行光(北家日野流)。

(15才)

124 天觀

周書曰庖犧氏之王天下仰則觀象於天俯則觀法於地

【典拠】《周易》繫辭下・古者包犧氏之王天下也、仰則觀象於天。俯則觀法於地。

【考異】(年号案)天觀・《公賢公記》、下に「繫辭下」の書き入れあり。／周書・《部類記168》「周」を「同」に作る。《公賢公記》・122本「書」を「易」に作る。／也・《部類記168》・《公賢公記》・122本・123本(690頁)・124本・125本「地」に作る。

【備考】勘者・藤原行光(北家日野流)。

125

觀應

莊子曰玄古之君天下無為也疏曰以虛通之理觀應

物之數而無為

【典拠】《莊子》外篇・天地・玄古之君、天下無為也、天德而已矣。

以道觀言而天下之君正。(郭象注・無為者、自然為君、非邪也。成玄英疏・以虛通之理觀應物之數而無為因任之君、不用邪僻之言者。)

【考異】《部類記168》・123本(691頁)・125本異同無し。／觀應物・《公賢公記》は「觀」が虫損のため判読しづらくなっている。／天下無為・122本・124本、「為」の下にさらに「為」を重ねる。

【備考】勘者・藤原行光(北家日野流)。成玄英疏は、「玄古之君、天下無為也」句に対するものではなく、年号勘文では引かれていない「以道觀言而天下之君正」に対するもの。また、成玄英疏の引用を「無為」で区切るの、原文の文脈を無視した断句。

▼〔文和1352-1356度〕

126 康安

唐紀^三曰作治康凱安之舞

【典拠】《旧唐書》卷二十八〈音樂志一〉…又郊廟祭享、奏化康・凱安之舞。

【考異】122本・123本(697頁)・124本・125本異同無し。123本・125本「紀」の右に「三」の傍記あり。この「三」の意味する所は不明。／凱安：

《部類記168》「安」を「樂」に作り、「樂」の右に「安」と傍書。

【備考】勘者：藤原行光(北家日野流)。

127 文安

尚書曰欽明文思安安

【典拠】115文安を参照。

【考異】122本・123本(691頁)・124本・125本異同無し。／曰：《部類記168》「曰」の右に「一」を傍書。引文が収録されている《堯典》が《尚書》の第一篇であることを意味すると思われる。

【備考】勘者：藤原行光(北家日野流)。

128 寶安

後漢書^{五十三李固傳}曰養身者以練神為寶安國者以積賢為道

【典拠】《後漢書》卷六十三〈李固伝〉…養身者以練神為寶、安國者以積賢為道。

【考異】《部類記168》・123本(700頁)異同無し。／曰：123本・125本、底本

と同様に右に「五十三李固傳」の傍記あり。《李固伝》は《後漢書》の「列伝第五十三」にあり。／練：125本「陳」に作る。／積：122本・124本「獲」に作る。

【備考】勘者：菅原在成。

▼〔延文1356-1361度〕

129 文安

(15ウ)

晋書曰尊文安漢社稷

【典拠】115文安を参照。

【考異】《部類記168》・122本・123本(701・703頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：広橋兼綱・菅原長綱。

130 建安

晋書曰建久安於万歳垂長世於無窮

【典拠】51久安を参照。

【考異】《部類記168》・122本・123本(703頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：菅原長綱。

▼〔康安1361-1362度〕

131 寛安

荀子曰^九生民寛而安

【典拠】《荀子・致仕》…節奏陵而文、生民寛而安。

【考異】《部類記168》異同無し。《年号字 新撰》には続いて「注日生

民謂以德教生養民也」とあり、「荀子」の右に「第九致仕篇」の旁記あり。／曰：《部類記168》、右に「九」の旁記あり。／122本・123本・124本・125本は本条を収載せず。

132

寛正

史記曰寛^{弟子傳}以正可以比衆

【典拠】 89寛正を参照。

【考異】 《部類記168》・122本・123本（707頁）・124本・125本異同無し。／《部類記168》・123本・125本「弟子傳」の旁記あり。

【備考】 勘者・菅原高嗣。

133

康安

史記正義曰天下衆事咸得康安以致天下太平

【典拠】 不明。

【考異】 《部類記168》・122本・123本（707頁）・124本・125本異同無し。／《部類記168》のみ「本紀二」の旁記あり。

【備考】 勘者・菅原長綱。《史記》の「本紀二」は《夏本紀》であるが、《史記》全書および張守節《正義》を調べても当該の文は見当たらない。

134

嘉観

〔貞治1362-1367度〕

史記曰從臣嘉観厚念休烈

【典拠】 78嘉観を参照。

【考異】 122本・123本（710頁）・124本・125本異同無し。《日野家勘文》は「嘉観見上」とのみ。／（年号案）嘉観：《部類記168》、右に「參議左大臣忠光」の旁記あり。／史記曰：《部類記168》「曰」を欠く。／從臣嘉観：《部類記168》、右に「第六 秦始皇本紀」の旁記あり。／《御記141》「從臣嘉・観^{シテウツチ}・烈^{オモフ}」と付訓。《改元記28》所引《御記》もほぼ同様に付訓するが、「休烈」二字の間の音合符を欠く。

【備考】 勘者・藤原忠光（北家日野流）。

135

寛安

毛詩注疏曰行寛仁安静之政以定天下

【典拠】 59仁安を参照。

【考異】 122本・123本（712頁）・125本異同無し。／注疏：《部類記168》「注」を欠き、「疏」の右に「十九」と旁書。124本「注」を「註」に作る。

【備考】 勘者・菅原高嗣。引文の典拠の《昊天有成命》は、二十卷本《毛詩正義》では卷十九に収録されている。

136

承寛

礼記正義曰民皆承寛裕無澆詭也

【典拠】 《禮記・表記》疏：昔時恒先祿後罰、則民皆承寛裕、無澆詭也。

【考異】 《部類記168》・122本・123本（714頁）・124本・125本異同無し。／正義：《部類記168》、右に「五十四」と旁書。

【備考】 勘者・菅原時親。引文の典拠の《表記第三十二》は、六十三

卷本《礼記正義》では卷五十四に収録されている。

傍例今度有存旨勘申云々陳謝之分存可然歟

毛詩曰考槃在澗碩人之寬獨寐寤言永矢弗諼

注曰碩大寬廣永長矢誓也

(16ウ)

権中納言藤原忠光

▼〔応安 1368-1375 度〕
應安

毛詩正義曰今四方既已平服王國之内幸應安定

【典拠】95 應安を参照。

【考異】123 本 (71 頁) 異同無し。／定：122 本・124 本・125 本「之」に作る。

【備考】勘者：菅原時親。

138 大観

周易曰大観在上注曰下賤上貴也

【典拠】《周易・観卦象伝》：大観在上（王弼注：下賤而上貴也）。

【考異】122 本・123 本 (718 頁)・124 本・125 本異同無し。

【備考】勘者：藤原氏種（北家日野流）。

▼〔永和 1375-1378 度〕

139 観仁

莊子曰委之以財而觀其仁

【典拠】《莊子・雜篇・列御寇》：委之以財而觀其仁。

【考異】122 本・123 本 (721 頁)・124 本・125 本異同無し。

【備考】勘者：藤原氏種（北家日野流）。

140 寛永

朱熹新注初引之例迎陽記云藤中納言雖為勘申之字類述所存朱注引文
雖珍敷様候凡可然之字難得問於朱文公者近代名人向後年号引文為

之美而可觀也。豕曰：大觀在上（王弼注：下賤而上貴也。疏：謂大為在下所觀）。138大觀を参照。

【考異】123本（71頁）「正義曰大觀在上謂大為在下所觀」句を欠く。／正義曰：125本、続く「大觀在上」の「在上」二字を見せ消ち。／王者：122本・123本・124本・125本「者」を欠く。／可觀：122本「可」の下に「可」を重ねる。

【備考】勘者：藤原有範（南家）。

142 ▼〔永和1375-1378度〕
寛正

孔子家語曰外寬而内正

【典拠】《孔子家語・弟子行》：外寬而内正、自極於隱括之中、直己而不直人、汲汲於仁、以善自終、蓋蓬伯玉之行也。

【考異】122本・123本（72頁）・124本・125本異同無し。／孔子家語：《年号字新撰》「孔子」を欠き、「家語」の右に「第三弟子行」と旁書。

【備考】勘者：広橋兼綱。

143 ▼〔康暦1379-1381度〕
安永

文選曰壽安永寧

権中納言藤原資康

【典拠】《文選》卷三、張平子《東京賦》：其内則含德・章臺・天祿・宣明・温飭・迎春・壽安・永寧。

【考異】《頼資卿勘文案》・123本（72頁）異同無し。123本は「唐紀曰保安社稷永可奉宗祧」の引文も並べる。この引文については101安永を参

照。／壽：122本・124本・125本「壽」の上に「久」あり。

【備考】勘者：裏松資康（藤原氏北家日野流）。《文選》張銑注によると、「含德」以下は宮殿の名。

144 ▼〔至徳1384-1387度〕
安永

唐紀云見上

【典拠】101安永を参照。

【考異】122本・123本（73頁）・124本異同無し。／云：125本「日」に作る。

【備考】勘者：藤原資康（北家日野流）。

同五
（17才）

145 ▼〔康応1389-1390度〕

安永

文選云 唐紀云

【典拠】143安永と101安永を参照。

【考異】文選云：123本（74頁）「云」を「日」に作る。／唐紀云：123本（74頁）「云」を「日」に作る。／122本・123本・124本・125本は「文選云（日）」と「唐紀（日）」を横並びに配列。

【備考】勘者：藤原資康（北家日野流）。

146 寛承

漢書云聖德寛仁敬承祖宗奉順神祇宜蒙福祐

【典拠】《漢書》卷十一〈哀帝紀〉：陛下聖德寬仁、敬承祖宗、奉順神祇、宜蒙福祐子孫千億之報。

【考異】云：《年号字 新撰》・《頼資卿勘文案》・122本・123本（748頁）・124本・125本「日」に作る。／蒙：122本・124本「象」に作る。

【備考】勘者：広橋仲光。

147 嘉観

史記云

【典拠】78 嘉観を参照。

【考異】122本・124本・125本異同無し。／云：123本（751頁）「日」に作る。

【備考】勘者：藤原資国（北家日野流）。

▼〔明德1390-1394度〕

148 安永

文選曰壽安永寧

唐紀曰保安社稷永可奉宗祧

【典拠】143 安永と101 安永を参照。

【考異】122本・123本（753～754頁）・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：藤原資国（北家日野流）。

149 安長

五行大義曰國家安寧長樂無事

(17ウ)

貞觀政要曰安人之長筭

【典拠】《五行大義》卷一、第三之第五〈論九宮數〉：康寧者、國化安寧、長樂無事。／《貞觀政要》卷十〈慎終第四十〉：豈安人之長算。

【考異】122本・123本（757～758頁）・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：藤原元範（南家）。

150 寬寧

毛詩注曰基始命信宥寬密寧也

【典拠】《毛詩・周頌・昊天有成命》小序：夙夜基命宥密（毛伝：基、始、命、信、宥、寬、密、寧也）。

【考異】注：122本・124本「註」に作る。／宥寬：122本・123本（758頁）・124本・125本「寬」を欠く。

【備考】勘者：藤原元範（南家）。元範は、經文を示さぬまま毛伝の訓詁を並べ、それを年号案の典拠としている。

▼〔応永1394-1428度〕

151 嘉観

史記曰從臣嘉観原念休烈

【典拠】78 嘉観を参照。

【考異】《勘文 応永度》：122本・124本・125本異同無し。／123本（751頁）「史記曰」のみ。

【備考】勘者：藤原資衡（北家日野流）

152 安慶

毛詩注疏曰祭祀文王諸侯來助神明安慶孝子之多

福皆是禘文王之事也

【典拠】《毛詩・周頌・離》疏…經言祭祀文王、諸侯來助、神明安慶孝子愛、予之多福、皆是禘文王之事也。

【考異】《勘文 応永度》・123本(76頁)異同無し。／注…122本・124本・125本「註」に作る。／候…124本「候」に作る。

【備考】勘者…菅原秀長。

▼〔正長 1438-1439 度〕

153 寛安

毛詩正義曰行寛仁安静之政以定天下得至於太平

【典拠】59 仁安を参照。

【考異】125本異同無し。／政…123本(77頁)「故」に作る。／得至…122本・124本「至」を欠く。

【備考】勘者…菅原在豊。

▼〔永享 1429-1431 度〕

154 天和

莊子曰與人和者謂之人樂天和者謂之天樂

【典拠】《莊子・外篇・天道》…與人和者、謂之人樂。與天和者、謂之天樂。

【考異】人樂…123本(75頁)「樂」を欠く。／天和…《年号字 新撰》・122本・123本・124本・125本「天」の上に「與」あり。／《頼資卿勘文案》「莊子曰與人和者謂之人樂」與「天和者謂之天樂」と付訓。

【備考】勘者…広橋親光。181天和を参照。

(18才)

▼〔享徳 1452-1455 度〕

155 寛恵

後漢書曰文帝寛恵柔克遭代康平

【典拠】63 寛恵を参照。

【考異】122本・123本(79頁)・125本異同無し。／後漢書曰…124本「曰」を欠く。

【備考】勘者…藤原資任(北家日野流)。

▼〔康正 1455-1457 度〕

156 文觀

太平御覽曰天文以觀其象天日月星辰是也

【典拠】《太平御覽》卷七百五十五(工芸部十二・象戲)…周武帝造象戲王褒為象經序曰…一日天文以觀其象、天日月星辰是也。

【考異】122本・123本(79頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…菅原在治。《芸文類聚》卷七十四(巧芸部・象戲)に本年号案の引文と同じ文が既に収録されている。

157 至安

貞觀政要曰階下弘至理以安天下功已成矣

【典拠】《貞觀政要》卷一(政体第二・第十二章)…陛下弘至理以安天下、功已成矣。ただしこの第十二章は、原田種成が「刊本に無く、舊鈔本だけにある」(解題)、《貞觀政要 上》、明治書院、一九八一年版、5頁

と指摘しているように、通行本には無く、我が国に伝わる唐鈔本にもとづく旧鈔本のみにある章。なお、唐・王方慶撰《魏鄭公諫録》卷三〈对為政之要務全其本〉に「陛下弘至化、安天下、可謂功已成矣」とある。

【考異】階：122本・123本（80頁）・124本・125本「陞」に作る。
【備考】…広橋綱光。

▼〔文正 1466-1467 度〕

158 文寛

礼記

【典拠】《礼記・表記》：其君子尊仁畏義、恥費輕實、忠而不犯、義而順、文而靜、寛而有辨。《礼記》を典拠とする年号案「文寛」が勘申されたのは、この文正度が始めてでありながら、《元秘別録》や森鷗外《元号考》には典拠の文章が示されていない。そこで右に引く《礼記・表記》の一節が典拠であったと推測した。

【考異】122本・123本（820頁）・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：菅原顕長。

159 安慶 毛詩曰祭礼文王護侯来助神明安慶

【典拠】152安慶を参照。

【考異】122本・123本（820頁）・125本異同無し。／神：124本「補」に作る。

【備考】勘者：菅原長清。典拠の引文は、通常、年号案の次行に一字下げで記されるが、本書において本条は年号案と同じ行に記されている。

▼〔応仁 1467-1469 度〕
160 安観

文選曰宅土所安樂觀聽之所踊躍也

【典拠】《文選》卷四、左太冲《蜀都賦》：斯蓋宅土之所安樂、觀聽之所踊躍也。

【考異】122本・123本（827頁）・124本・125本異同無し。／文選：123本、右に「蜀都賦」と旁書。

【備考】勘者：菅原継長。

161 観徳

(18ウ)

礼記樂行而民嚮方可以観徳矣

【典拠】《礼記・楽記》：是故君子反情以和其志、廣樂以成其教、樂行而民嚮方、可以観徳矣。

【考異】122本・124本・125本異同無し。／礼記：123本（827頁）「記」の下に「曰」あり。

【備考】勘者：菅原在治。

▼〔長享 1487-1489 度〕

162 天定

文選云天保^{テイヤウ}「定^{テイ}」靡^シ「徳不^ハ」鏖^{ヨミンセ}

【典拠】《文選》卷二十四、陸士衡《贈馮文龍遷斥丘令》：天保定子、靡徳不鏖。

【考異】云：122本・123本（836頁）・124本・125本「曰」に作る。／125本文

選云天保ニ定子^テ一靡^シニ德^{トシ}不^レ録^{ヨミ}と付訓。
【備考】勘者…菅原在永。

163 安長

五行大義曰①
漢書曰建久安之勢成長治之業②

【典拠】①149安長を参照。／②33久安を参照。

【考異】①122本・123本(836頁)・124本異同無し。／五行大義曰：125本「曰」を欠く。／②123本異同無し。／漢書曰：122本・124本・125本「曰」を「云」に作る。

【備考】勘者…菅原在永。

164 寛祐

礼記曰寛祐者仁之作也 以下見上①
尚書注云天下被寛祐之政則我民無遠用來②

【典拠】①15寛祐を参照。／②107寛裕を参照。

【考異】(年号案) 寛祐：123本(837頁)「祐」を「裕」に作る。／①曰：122本・124本・125本「云」に作る。／祐：123本「裕」に作る。／②注：122本・124本「註」に作る。／云：122本・123本・124本・125本「曰」に作る。

【備考】勘者…菅原長直。

165 ▼〔延徳1489-1492度〕
安永

唐紀曰保安社稷永可奉宗祧①

左氏傳注曰寧安也永長也②

【典拠】①101安永を参照。／②《左伝・襄公十三年》：書曰：一人有慶、兆民頼之、其寧惟永。其是之謂乎(杜預注：寧、安也。永、長也)。

【考異】①《延徳度勘文》異同無し。／永可：122本・123本(839頁)・124本・125本「可」を欠く。／②《延徳度勘文》異同無し。／注：122本「註」に作る。／寧安也永長也：122本・124本・125本「永」を欠く。123本、この六字を欠く。

【備考】勘者…菅原在数。

(19才)

166 ▼〔大永1521-1528度〕
觀國

周易曰觀^ニ國^ノ之^ヲ光^ヲ 尚^レ賓^ヲ也^ニ
シユヤク ルト云ハ私

【典拠】《周易・觀卦象伝》：觀國之光、尚賓也。

【考異】122本・123本(858頁)・124本・125本異同無し。／易曰：123本、右に朱筆による「觀卦」の傍記あり。／123本「周易曰觀^ニ國^ノ之^ヲ光^ヲ」尚^レ賓^ヲ也^ニ。「周易」の左訓「シユヤク」、「觀」の左訓「ルト云ハ私」と付訓し、125本「周易曰觀^ニ國^ノ之^ヲ光^ヲ」尚^レ賓^ヲ也^ニ。「觀」の左訓「ルト云ハ私」と付訓。

【備考】勘者…菅原和長。

167 寛安

毛詩注疏曰二后行寛安之意其下效之

【典拠】111寛安を参照。

【考異】注：122本・124本「註」に作る。／123本（860頁）と125本の引文は底本と異なる。さらに123本は付訓して「毛詩注疏曰行^{シヨニ}寛^{クワ}仁安^ニ静^{シヨク}之政^テ以^テ定^ム天^ノ下^ヲ」に作る。125本も付訓して「毛詩注疏曰行^{シヨク}寛^{クワ}仁安^ニ静^{シヨク}之政^テ以^テ定^ム天^ノ下^ヲ」に作る。125本も付訓して「毛詩注疏曰行^{シヨク}寛^{クワ}仁安^ニ静^{シヨク}之政^テ以^テ定^ム天^ノ下^ヲ」に作る。

【備考】勘者：菅原和長。

▼〔天文 1532-1555 度〕

168 天文

尚書注孔安國曰舜^ニ察^ス天^ノ文^ヲ一^ニ齊^ス七^ノ政^ヲ 舜典第一

【典拠】《尚書・舜典》孔安國伝：舜察天文、齊七政、以審己當天心與否。

【考異】《愚記草》・123本（868頁）・125本異同無し。／尚書注：122本・124本「書」の下に「曰」あり、「注」を「註」に作る。123本、「注」の右に朱筆による「舜典」二字の傍記あり。／舜典第一…この付記が見えるのは125本のみ。／《愚記草》「尚書注孔安國曰舜^ニ察^ス天^ノ文^ヲ一^ニ齊^ス七^ノ政^ヲ」と付訓。123本「尚書注孔安國曰舜^ニ察^ス天^ノ文^ヲ一^ニ齊^ス七^ノ政^ヲ」と付訓。125本は「尚書注孔安國曰舜^ニ察^ス天^ノ文^ヲ一^ニ齊^ス七^ノ政^ヲ」と付訓し、年号案の「文」と引文の「書」の左下に濁音表示記号「〇」が添えられている。

【備考】勘者：菅原長雅。《古文尚書》における「第一篇」は《堯典》であり、《舜典》は「第二」である。

169 天保

孟子曰樂^ム天^ノ者保^ツ天^ノ下^ヲ一^ニ畏^ル天^ノ者保^ツ其^ノ國^ヲ

【典拠】《孟子・梁惠王下》：樂天者保天下、畏天者保其國。

【考異】《愚記草》・122本・123本（869頁）・124本・125本異同無し。／《愚記草》・123本（869頁）・125本は「孟子曰樂^ム天^ノ者保^ツ天^ノ下^ヲ一^ニ畏^ル天^ノ者保^ツ其^ノ國^ヲ」と、「孟子曰樂^ム天^ノ者保^ツ天^ノ下^ヲ一^ニ畏^ル天^ノ者保^ツ其^ノ國^ヲ」とそれぞれ付訓す。

【備考】勘者：菅原為学。

同六

▼〔永祿 1558-1570 度〕

170 永安

文選曰神靈扶其棟宇歷千載而彌堅永安寧以

(19ウ)

祉福長興大漢而久存

【典拠】《文選》卷十一、王文考《魯靈光殿賦》：神靈扶其棟宇、歷千載而彌堅。永安寧以祉福、長興大漢而久存。

【考異】123本（875頁）・125本異同無し。／歴：122本・124本「曆」に作る。

【備考】勘者：菅原為康。

▼〔元龜 1570-1573 度〕

171 天正

文選藉田賦曰高^{キハ}以下^ニ為^レ基^ニ民^ヲ以^テ食^ス為^レ天^ノ正^ニ 其末^ハ一^者端^ニ其本^ニ善^ニ 其後^ニ者慎^ニ其先^ニ ①

老子經曰清^ク静^ク者為^レ天^ノ下^ノ正^ニ 註曰能清則為

天下長持正則無有終已時也②

【典拠】①82天正を参照／②《老子》第四十五章：清静為天下正（河

上公注：能清静則為天下長、持正則無終已時也。）

【考異】①122本・123本(878頁)・124本・125本異同無し。／125本「文選藉田賦曰高^{キハ}下^{キハ}為^{キハ}基^{キハ}民以^{キハ}食為^{キハ}天正^{キハ}」其末^{キハ}者端^{キハ}其本^{キハ}善^{キハ}ニ其後^{キハ}者慎^{キハ}其先^{キハ}と付訓。②註・125本「注」に作る。／能清則^{キハ}122本・124本・125本「清」の下に「静」あり。123本(878頁)「能清」の下にさらに「能静」二字あり。／125本「老子經曰清^{キハ}静者為^{キハ}天下^{キハ}正^{キハ}」と付訓。

【備考】勘者・菅原長雅。

172

安和

御註孝經曰礼所以正君臣父子之則明男女長幼之序也故可以安上化下矣

【典拠】《御註孝經・広要道章》…安上治民莫善於禮(唐明皇御注…禮所以正君臣父子之別、明男女長幼之序也。故可以安上化下矣)。

【考異】122本・123本(878頁)・124本・125本異同無し。／(年号案)安和…123本(878頁)・125本「安化」に作る。典拠の原文に「和」は見えず、「安上化下」とあるから、年号案の表記は「安化」が正しい。／御註孝經…123本、右に「廣要道章」の傍記あり。

【備考】勘者・菅原長雅。

▼〔天正 1573-1593 度〕
安永 切無形

唐紀曰保安社稷永可奉宗祧

【典拠】101安永を参照。

【考異】123本(881頁)・124本・125本異同無し。／紀…122本「記」に作る。

【備考】勘者・菅原長雅。年号案「安永」下の「切無形」の注記は、「安

永」二字の組み合わせによって形成される反切音に相当する文字が存在しないことを示す。この状況は、175寛永の反切音には、それに相当する漢字「憬」があるのと異なる。改元定における難陳の議論の中では、年号案の文字の吉凶を判断するために反切音を取り上げられることがあり、「切無形」の注記は、年号勘者が年号案を考案する際、反切音にも留意していたことを示唆する。

管見によると、天仁(一一〇八〜一一一〇)度の改元定において参仕公卿の藤原宗忠が「正治ハ反音詞也、頗有忌諱音也」(《中右記3》、374頁下、天仁元年八月三日条)と指摘しているのが反切音に対する最初の言及であり、年号案「正治」は反切音が「シ(詞)」であるから縁起が悪いと退けられている。なぜ縁起が悪いかというと、宗忠が長承(一一三二〜一一三五)度において、年号案「政治」について「政治、反音死也」(《中右記》長承元年八月十一日条、《史料綜覧》第三編第九〇三冊所収、《大日本史料総合データベース》)による。《資定卿改元定記(永祿)》、《続群書類従》、357頁上も参照)と説明しているのが参考になる。「政治」の反切音は「正治」と同じく「シ」であり、それは「死」を連想させるのである。

なお康暦(一一三七九〜一一三八一)度の改元定において洞院公定が「天曆・延喜之比、韵鏡未渡朝、仍不及反音沙汰歟」(《迎陽記2》、78頁)と述べており、南宋に刊行された《韻鏡》が渡来する前は、参仕公卿が反切音を問題にすることは無かったと考えているが、上の天仁度の事例は《韻鏡》が初めて刊行された紹興三十一年(一一六一)より前の話である。

ここで注意すべきは、反切は元来、中国語において漢字の字音を定めるための方法であって、日本の漢字音によって定めた反切音は中国語の反切音と基本的に一致しないことである。日本の漢字音によると「死」と「正治」「政治」の反切音とはいずれも「シ」であ

るが、中国語だと「死」の声母が「歯頭音」に属するのに対して、「正治」と「政治」の反切上字の声母は「正歯音」に属し、両者の音には隔たりがある。そのため、便宜上、現代中国語のピンインを用いると前者の発音が「zī（スー／ス）」となるのに対して、後者の反切音は「zhi（チー／ヂ）」となる（発音のカタカナ表記は、池田巧氏作成の〈中国語音節表記ガイドライン〉による。http://cn.heibonshaco.jp/edu.pdf）。

難陳の議論に用いられる反切音の問題点については、東坊城和長が《元号字抄》において、以下のように論じている。

如中右記者反死字云々。如當世所用韻鏡者、大相違畢。引勘韻鏡并韻書等、死字上聲韻也。治字不入上聲韻、尤相違也。若又雖為上聲、可反姊字也、不可為死字。但古人非韻鏡切者、不能是非也。
（《統群書類従》第十一輯上、20頁上）

和長は、参仕公卿たちは《韻鏡》など中国の韻書を活用することができないから、反切音の議論がおかしなことになっていることを指摘している。難陳の中で指摘される反切音の事例を見ていくと、中国語の字音に従っている場合と日本語の字音に従っている場合とがある。その違いは漢字音に関する参仕公卿の知識水準によるわけである。

174 天正 切無形 遷候也
韻會類音問也又遷候也左傳注誤者曰
游傾或作遠庚
(20才)

文選曰高以下為基民以食为天正其末者端其本善
其後者慎其先①
老子經曰清静者为天下正②

【典拠】①82天正を参照。／②171天正を参照。

【考異】（年号案下注記）遠庚：123本「庚」の下に「韻」あり。①②122本・123本（881～882頁）・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…菅原盛長。年号案「天正」の下に小字で記されている文字は、反切音に関わる記述である。まず「切無形」とあるのは、173安永と同様、中国語の発音だと「天正」の反切音に相当する漢字が存在しないことを示す。次に「遷候也」は「天正」二字の日本語の漢字音による反切音「テイ」から導きだされた「遠」字の積義だと考えられ、《広韻》巻四（去声・四十五勁）に「遠、遷候也」とある。さらにその下にある小字双行の文は、元・黄公紹編《古今韻会举要》巻八（平声下・八）「偵」の積義を転記したもの。そこに示されているように、偵と遠は同義に用いられる。《古今韻会举要》は中世漢学に大きな影響を与えており、その点については、住吉朋彦《中世日本漢学の基礎研究—韻類篇》総説〈中世日本漢学における韻類書の受容〉（汲古書院、二〇一二年）を参照。

175 寛永 切儼

毛詩朱氏註曰寛廣永長

【典拠】140寛永を参照。

【考異】122本・123本（880頁）・124本異同無し。／註：125本「注」に作る。

【備考】勘者…菅原盛長。

176 永安 切無形

文選曰為_{トス}無_ヲ為_{トス}事_ヲ永_{モテ}有_レ氏_ヲ以_テ孔_ヲ安_シ

【典拠】《文選》巻三、張平子《東京賦》…為無為、事無事、永有民以

孔安。

【考異】123本(880頁)異同無し。／氏：122本・124本・125本、正しく「民」に作る。／123本と125本は「文選曰為_レ無_レ為_レ事_{トス}無_レ事_{トス}永_レ有_レ氏_ヲ以_レ孔安」文選曰為_レ無_レ為_レ一_{トス}支_{トス}無_レ事_{トス}永_レ有_レ民_ヲ以_レ孔安」とそれぞれ付訓。

【備考】勘者…菅原盛長。

▼〔文禄 1593-1596 度〕

177 寛永

毛詩曰考_レ槃_ヲ在_レ澗_ノ碩_ノ一_ノ人_ノ之_レ寛_ヲ独_ニ寐_ス寤_ニ言_フ永_ク矢_ク弗_スレ_ヲ諫_ス

【典拠】140寛永を参照。

【考異】122本・124本・125本異同無し。／矢：123本(885頁)「失」に作る。／125本「毛詩曰考_レ槃_ヲ在_レ澗_ノ碩_ノ一_ノ人_ノ之_レ寛_ヲ独_ニ寐_ス寤_ニ言_フ永_ク矢_ク弗_スレ_ヲ諫_ス」と付訓。

【備考】勘者…菅原盛長。

(20ウ)

(空白頁)

(21オ)

▲〔文正 1466-1467 度〕

178 文正

荀子曰積_ム文_ヲ学_ブ正_シ身_ヲ行_フ

【典拠】《荀子・王制》：雖庶人之子孫也、積_ム文_ヲ学_ブ正_シ身_ヲ行_フ、能_ル於_テ禮_ノ義_ニ、

則歸_ル之_ヲ卿_ノ相_ノ士_ノ大_ノ夫_ト。

【考異】122本・123本(821頁)・124本・125本異同無し。
【備考】勘者…広橋綱光。

179 至安

貞觀政要曰陛下弘_ク至_リ理_ヲ以_テ安_ク天_下功_ヲ已_ル成_ス矣

権中納言藤原綱一光

【典拠】157至安を参照。

【考異】122本・123本(821頁)・124本・125本異同無し。
【備考】勘者…広橋綱光。

▼〔応仁 1467-1469 度〕

180 年号事

和寶

文選

【典拠】《文選》卷五十一、王子淵《四子講徳論》：良_ク工_ノ砥_ノ之_ヲ、然_レ後_ニ知_ル其_ノ和_ノ寶_ト。本条は引文が記されていないが、正長(一四二八)一四二九)度に同じ「和寶」が勘申されており、右の《文選》の文が典拠として示されている。

【考異】122本・124本・125本異同無し。／文選：123本(826頁)下に「曰_クあり。／「新字」勘申用の資料集《新字》は、年号案「和寶」を大書した下に「文選廿六卷 四子講徳論 王子淵」と注記し、「美_ニ玉_ヲ蓋_ス於_テ砥_ノ一_ノ硯_ト、凡_レ一_ノ人_ノ視_ク之_ヲ快_ク焉。良_ク一_ノ工_ノ砥_ノ之_ヲ、然_レ後_ニ知_ル其_ノ和_ノ寶_ト也」と付訓した引文を収録する。

【備考】勘者…広橋綱光。

181 天和
莊子

【典拠】154天和を参照。

【考異】122本・124本・125本異同無し。／莊子…123本(826頁)下に「日」あり。

【備考】勘者…広橋綱光。

182 文建

後漢書曰深惟守文之主必建師傅之宦

權中納言藤原綱一元

【典拠】《後漢書》卷三〈章帝紀〉…深惟守文之主、必建師傅之宦。

【考異】惟…122本「帷」に作る。／傳…123本(826頁)・125本「傳」に作る。

／宦…122本・124本「宦」に作り、123本・125本「官」に作る。／《年号字 新撰》は付訓して「後漢書帝紀第三曰深^ク惟^{ルニ}守文之主必建^テ師^ハ傳之宦」に作り、「第三」の右に「孝章帝」と旁書。

【備考】勘者…広橋綱光。

(21ウ)

(空白頁)

(22オ)

▲〔康正 1455-1457 度〕

183 文康

毛詩曰彼作矣文王康之注曰皆築作宮室以為常
居文王則能安之①
文中子曰以謂孝文有康世之意②

參議左大弁藤原綱一元

【典拠】①《毛詩・周頌・天作》…彼作矣、文王康之(鄭箋…彼萬民居岐邦者、皆築作宮室、以為常居、文王則能安之)。／②《文中子》

卷十〈閔朗篇〉…以謂孝文有康世之意。

【考異】①123本(800頁)・125本異同無し。／注…122本・124本「註」に作る。

／②122本・123本(800頁)・124本・125本異同無し。《年号字 新撰》は付訓して「以^テ謂^フ孝文有康世之意而經制不^レ立^レ從^ル容閑宴多^ク所^ニ奏議^{スル}」(「謂」左訓…テ「添え仮名」に作り、「文中子」の右に「第一」の旁記あり。

【備考】勘者…広橋綱光。

▼〔長祿 1457-1460 度〕

年号事

184 成徳

荀子曰積善成徳①

余雅曰人須學問以成徳②

【典拠】①《荀子・勸学》…積善成徳、而神明自得、聖心備焉。／②《爾雅・釈詁》…如切如磋、道學也(郭璞注…骨象須切磋而為器、人須學問以成徳)。

學問以成徳。

【考異】①122本・123本(803頁)・124本・125本異同無し。／②123本・125本異同無し。／人須…122本・124本「人」を欠く。／《年号字 新撰》

は「余雅曰如切如磋道學也(人須學問以成徳)」に作る。

【備考】勘者…広橋綱光。

185 仁應

北齊書曰舉世思治則仁以應之

【典拠】《北齊書》卷十三〈清河王岳子勸伝〉・舉世思治、則顯仁以應之。

【考異】122本・123本(803頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…広橋綱光。

186 寛正

孔子家語曰外寛内正

(22ウ)

権中納言藤原綱光

【典拠】142寛正を参照。

【考異】122本・123本(804頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…広橋綱光。

▼〔寛正 1460-1466度〕

年号事

187 長慶

毛詩注疏曰教誨不倦曰長慶賞刑威曰君也

【典拠】《毛詩・大雅・皇矣》…其德克明、克明克類、克長克君(鄭箋…

教誨不倦曰長、賞慶刑威曰君)。

【考異】123本(806頁)・125本異同無し。／毛詩注疏…《年号字 新撰》「疏」

を欠く。／刑威…122本・124本「刑」を「則」に作り、124本「威」を「威」

に作る。／《年号字 新撰》「教」誨テ不レ倦レ曰レ長慶賞刑威ス曰レ君也」と付訓。

【備考】勘者…広橋綱光。「教誨不倦曰長、賞慶刑威曰君」句は《左伝・昭公二十八年》に見える。

188 仁應

北齊書曰拳世思治則仁以應之

【典拠】185仁應を参照。

【考異】122本・124本・125本異同無し。／之…123本(806頁)「也」に作る。

【備考】勘者…広橋綱光。

189 文正

荀子曰積文学正身行

権中納言藤原綱光

【典拠】178文正を参照。

【考異】122本・123本(807頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…広橋綱光。

後土御門院

文正元年改寛正七年 二月廿八日 代始

年号事

▼〔文正 1466-1467度〕

190 永寶

後漢書

【典拠】 74 永寶を参照。

【考異】 122本・123本(821頁)・124本・125本異同無し。

【備考】 勘者…広橋綱光。

(23才)

▲〔明德1390-1394度〕

勘申 年号事

191 長慶

毛詩注曰教誨不倦曰長慶賞刑威曰君也

【典拠】 187長慶を参照。

【考異】 125本異同無し。／注…122本・124本「註」に作る。／刑…123本

(758頁)「形」に作る。／威…124本「威」に作る。

【備考】 勘者…広橋兼宣。

192 養仁

隋書曰養之以仁使之以義

右――

藏人左少弁兼文章博士藤原朝臣兼一^(宣)

【典拠】 《隋書》卷七十三〈循吏伝〉…古之善牧人者、養之以仁、使之

以義、教之以禮。

【考異】 123本(758頁)・125本異同無し。／隋書…122本・124本「隋」を「随」

に作る。

【備考】 勘者…広橋兼宣。

▼〔応永1394-1428度〕

193 成徳

孔子家語曰司徒之官以成徳①

尔雅曰人須学問以成徳②

【典拠】 ①《孔子家語》卷六〈執轡〉…冢宰之官以成道、司徒之官以成

徳、宗伯之官以成仁、司馬之官以成聖、司寇之官以成義、司空之官

以成禮。／②184成徳を参照。

【考異】 ①②《勘文 応永度》…122本・123本(759頁)・124本・125本異同無

し。【備考】 勘者…広橋仲光。

194 仁應

(23ウ)

北齊書曰拳世思治則仁以應之①

莊子曰利仁以應宜②

【典拠】 ①185仁應を参照。／②《莊子・外篇・天地》…方且應衆宜(郭

璞注…將遂使後世不能忘善而利仁以應宜也)。

【考異】 ①122本・123本(760頁)・125本異同無し。《勘文 応永度》もほぼ

同様。ただし虫損のため「應之」二字が判読しがたくなっている。

／則仁以…124本「仁」を欠く。／②《年号字 新撰》…122本・123本

(760頁)・124本・125本異同無し。／莊子…《年号字 新撰》、右に「天

地篇注疏文」の旁記あり。

【備考】 勘者…広橋仲光。

195 永寶

後漢書曰萬年子子孫孫永寶用

權大納言藤原仲光

【典拠】 74 永寶を参照。

【考異】 《年号字 新撰》・122本・123本(76頁)・124本異同無し。／子子・125本「子」を重ねず一字のみ。

【備考】 勘者…広橋仲光。

196 ▼〔文安 1441-1449 度〕
承慶

晋書曰順祖宗下念臣吏万邦承慶

【典拠】 《晋書》卷三十二〈后妃伝下・康献褚皇后〉…上順祖宗、下念

臣吏、推公弘道、以協天人、則萬邦承慶、羣黎更生。

【考異】 122本・123本(78頁)・124本・125本異同無し。

【備考】 勘者…広橋親光。

197 文安

晋書曰尊文安漢社稷

權中納言藤原兼郷

【典拠】 105 文安①を参照。

【考異】 122本・123本(78頁)・124本・125本異同無し。ただし123本・124本は、引文の左に「尚書曰欽明文思安安」と旁書(124本・125本は「思」の下に「而」もあり)。

【備考】 勘者…広橋親光。

▼〔康正 1455-1457 度〕

年号事

198 至安

貞觀政要曰陛下弘至理以安天下功已成矣

【典拠】 157 至安を参照。

【考異】 122本・123本(80頁)・124本・125本異同無し。
【備考】 勘者…広橋綱光。本条の記載は、改元度・年号案・引文・勘者、いずれも157至安と同じ。ただし引文の文字が一部異なる。

(24才)

▲〔康曆 1379-1381 度〕

199 文安

晋書曰尊文安漢社稷①

尚書欽明文思安安②

權中納言藤原仲光

【典拠】 ① 105 文安①を参照。／② 115 文安を参照。

【考異】 ①② 122本・124本異同無し。／② 尚書…123本(77～728頁)・125本、下に「曰」あり。

【備考】 勘者…広橋仲光。

▼〔至德 1384-1387 度〕

200 建徳

周易緯云天地成位君臣道生君有五期輔有三名

以建德通万靈

【典拠】《易緯通卦驗》卷上…天地成位、君臣道生、君五期、輔三名、以建德、通萬靈（《緯書集成》卷一下（易下）、23頁）。／（参考）《周易正義》序…是以易通卦驗云…天地成位、君臣道生、君有五期、輔有三名。

【考異】《年号字 新撰》・122本・123本（736頁）・125本異同無し。／緯…《年号字 新撰》、右に「第七」の傍記あり。／云…124本「日」に作る。

【備考】勘者…広橋仲光。

201

長嘉

周易云君子體于仁足以長人嘉會足以合

礼

迎陽記云帥中納言勘文長嘉引文君子體于仁于字ハ周易經文ニ

不置之為避近衛院御諱置之自由之至也任雅意或直文字或改

文字勘進之不可有期盡期希代事也永徳之時如然出之今度

同前不甘心事也云々

【典拠】《周易・乾卦文言傳》…君子體仁足以長人、嘉會足以合禮。

【考異】123本（736頁）・125本異同無し。／周易云…《年号字 新撰》、

右に「第一」の傍記あり。《年号字 新撰》122本・124本「云」を「日」に作る。123本、「云」の右に「文言傳」の傍記あり。／合礼…《年号字 新撰》、下に「利物足以和義貞固足以幹事」が続く。

【備考】勘者…広橋仲光。《周易》の原文は「君子體仁」に作る。本条の引文に「于」が加えられているのは、注記所引の《迎陽記》（至徳元年二月廿七日条。《迎陽記 第2》、102頁）において東坊城秀長が説明している通り、近衛天皇の諱「躰仁」を避けた日本独自の措置であり、妄改である。

202 嘉慶

(24ウ)

莊子云見上

兼太宰權帥
權中納言仲一光

【典拠】《莊子・内篇・人間世》…瞻彼閔者、虛室生白、吉祥止止（成玄英疏…吉者、福善之事。祥者、嘉慶之徵）。

【考異】122本・123本（737頁）・125本異同無し。／云…124本「日」に作る。

【備考】勘者…広橋仲光。右の《莊子》の引文を典拠とする年号案「嘉慶」は永和（二三七五～二三七八）度に勘申されている。

同別録五

▼〔嘉慶1387-1389度〕

年号事

203 建徳

周易緯曰天地成位君臣道生君有五期輔有三名

以建德通万靈

【典拠】200建徳を参照。

【考異】122本・123本（741頁）・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…広橋仲光。

204 弘徳

庄子曰撫着生於仁壽弘至徳於聖朝①

後漢書曰奉順聖旨勉弘徳化②

【典拠】①《莊子・外篇・天道》…以此進為而撫世、則功大名顯而天下

一也（成玄英疏：故能撫蒼生於仁壽、弘至德於聖朝、著莫測之功名、顯阿衡之政績）。／②《後漢書》卷四（和帝紀）…其申勅刺史二千石、奉順聖旨、勉弘德化、布告天下、使明知朕意。

【考異】①122本・123本（74頁）・124本・125本異同無し。《年号字 新撰》「莊子日進為而撫世則功大名顯而天下」也注故能撫蒼生於仁壽弘至德於聖朝」に作る。／②123本・125本異同無し。／旨…122本・124本「自

に作る。／《年号字 新撰》付訓して「申勅刺史二千石」奉順聖旨、勉弘德化、布告天下、使明知朕意」に作る。

【備考】勘者…広橋仲光。

205 永寶

後漢書曰萬年子子孫孫永寶用

權中納言兼太宰權帥藤原仲光

【典拠】74永寶を参照。

【考異】122本・123本（74頁）・124本・125本異同無し。／後漢書曰…123本、右に「寶憲傳」の傍記あり。

【備考】勘者…広橋仲光。

(25才)

▲〔延文1356-1361度〕

206 文安

晋書曰尊文安漢社稷

右依——

造東大寺長官參議大藏卿左大弁阿波權守藤原朝臣兼——

【典拠】105文安①を参照。

【考異】《部類記168》…122本・123本（701頁）・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…広橋兼綱。本条は改元度・年号案・引文・勘者、いずれも129文安と同じ。

▼〔康安1361-1362度〕
年号事

207 文正

荀子曰積文学正身行

【典拠】178文正を参照。

【考異】《部類記168》異同無し。122本・123本・124本・125本、本条を欠く。／（年号案）文正…《部類記168》、右に「勘解由小路前中納言」の傍

記あり。

【備考】勘者…広橋兼綱。123本（705頁）は康安度における兼綱の肩書を「前権中納言」に作る。

208 文康

文中子曰以謂孝文有康世之意

【典拠】183文康②を参照。

【考異】《部類記168》異同無し。122本・123本（705頁）・124本・125本もほぼ

同様だが、年号案の「文康」二字を脱す。これらの中、122本と124本は、《別録》康安度の一つ前に並んでいる年号案「元寧」の引文に続けて「文中子曰」以下の引文を記している。

【備考】勘者…広橋兼綱。

209 康正

文中子曰不聞洪範之言乎平康正直夫如是
故全注曰正直必平康故全身全道

(25ウ)

前権中納言藤原朝臣兼綱

【典拠】《文中子》卷八〈魏相篇〉…汝不聞洪範之言乎。平康正直、夫如是故全（既逸注…正直必平康、故全身全道）。

【考異】《年号字 新撰》…123本（705～706頁）・125本異同無し。ただし《年号字 新撰》は「言乎」で改行し、「故全」と「注曰」の間に一字分の空格を置く。／注…《部類記168》…122本・124本「註」に作る。

【備考】勘者…広橋兼綱。123本の記録によると、康安度に広橋兼綱が勘申したのは元寧・文康・康正の三案であるが、《部類記168》によると、兼綱は本書と同様に文正・文康・康正の三案を勘申している。

▼〔永和 1375-1378 度〕

年号事

210 嘉長

文中子曰嘉謀長策勿慮不行

【典拠】《文中子》卷十〈録関子明事〉…嘉謀長策、勿慮不行。

【考異】《年号字 新撰》…123本（724頁）・124本・125本異同無し。／文中子…

《年号字 新撰》、右に「第二」と旁書。／勿…122本「而」に作る。

【備考】勘者…広橋兼綱。

211 寛正

孔子家語曰外寛而内正

【典拠】142寛正を参照。

【考異】122本・123本（724頁）・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…広橋兼綱。本条は改元度・年号案・引文・勘者、いずれも142寛正と同じ。

212 嘉慶

莊子注疏曰吉者福善之事祥者嘉慶之徵

前権中納言藤原朝臣兼綱

【典拠】202嘉慶を参照。

【考異】123本（724頁）異同無し。122本・124本、引文の書き出しが「莊子曰注疏曰」になっている。／莊子注疏…《年号字 新撰》「注疏」二字を欠き、「莊子」の右に「第二注疏文」と旁書。／徵…125本「微」に作る。

【備考】勘者…広橋兼綱。

▼〔康暦 1379-1381 度〕

年号事

213 承延

迎陽記云新藤中納言新字進位信通祖父之間其趣嚴君今度商量申之時被仰此難之間已付勘文於奉行職事取返承延歟

孝經鈞命決注曰承慶延期三百

【典拠】本条の引文は、《緯書集成》卷五（孝経・論語）、76頁に《孝経鈞命決》の佚文として収録。典拠として「康暦度・承応度」が示されている。つまり年号勘文の引文としてのみ伝わっている文章。

【考異】122本・123本（727頁）・124本・125本異同無し。／孝経鈞命決…《年号字 新撰》「孝経緯」に作り、右に「鈞命決第一」の旁記あり。

【備考】勘者・広橋仲光。年号案「承延」二字の下に引かれる《迎陽記》の原文は、《迎陽記 第2》、82頁を参照。

(26才)

▲〔正嘉 1257-1259 度〕

214 正安

周書曰——

勘解由少路前中納言藤經(光)

【典拠】「周書」は「晋書」の誤。《晋書》卷五十五〈張載伝〉論贊・

正叔含咀藝文、履危居正、安其身而後動、契其心而後言。

【考異】122本・124本・125本は引文を「周書曰居正安其身」に作り、123

本(560頁)は「周書曰居安其身」に作る。

【備考】勘者・広橋経光。

▼〔永仁 1293-1299 度〕

勘申

年号事

215 養仁

隋書三九曰養之以仁使之以義

【典拠】192養仁を参照。

【考異】《改元勘文148》・122本・123本(598頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者・広橋兼仲。《部類記169》年号案「養仁」の下に「是ハ新字也」の書き入れあり。／「隋書」の右の傍記「傳三十八」は、122

本・123本・124本・125本に見え、この傍記は本条の引文が《隋書》卷七十三〈列伝第三十八・循吏伝〉に収録されていることを意味する。

216 文安

晋書曰——

右依——

参議右大弁藤(朝)(臣)——兼(臣)

【典拠】105文安①を参照。

【考異】《改元勘文148》・123本(599頁)・125本は「晋書曰尊文安漢社稷」に作る。122本・124本は「尊文」の「文」を「之」に作る。

【備考】勘者・広橋兼仲。《部類記169》、年号案「文安」の下に「是ハ先人可献給字也」の書き入れあり。

(26ウ)

217 ■應

【備考】勘者・菅原在兼。本条は年号案の文字が摺り消されているが、下の一字は「應」に判読される。他の諸条と異なり、年号案を示す文字の左旁に典拠を示す文字が記されていない。

▼〔正安 1299-1302 度〕

218 養仁

隋書

【典拠】192養仁を参照。

【考異】122本・123本(606頁)・124本・125本異同無し。／隋書・《改元勘文148》、下に「曰」あり。

【備考】勘者・広橋兼仲。

219 文安

晋書傳

【典拠】105文安①を参照。

【考異】122本・123本(606頁)・124本・125本異同無し。／晋書傳…《改元勘文148》、下に「曰」あり。

【備考】勘者…広橋兼仲。

220 仁應

北齊書

前中——(納)(言)(建)——(仲)(卿)——

【典拠】185仁應を参照。

【考異】122本・124本・125本異同無し。／北齊書…123本(606頁)「書」を欠く。《改元勘文148》、下に「曰」あり。

【備考】勘者…広橋兼仲。

同別録之四

勘申 年號事

▼〔延文1356-1361度〕

221 貞徳

周易注疏曰亨之與貞其德特行若元之与利

【典拠】《周易・乾卦文言伝》疏…凡四徳者、亨之與貞、其德特行、若

元之與利、則配連他事。

【考異】《部類記168》123本(701頁)・125本異同無し。／注…122本・124本「註」に作る。／亨…122本・124本「亭」に作り、124本は右に「亭」を旁書。

／《年号字 新撰》、「周易曰」の三字のみ。年号案「貞徳」の上に「延文度被載先公御勘文了」の書き入れあり。

【備考】勘者…広橋兼仲。第二十六丁裏の221貞徳と第二十七丁表の222仁應・223延嘉とは、あたかも同一人物によって勘申された年号案であるかに見えるが、123本を通覧しても三つの年号案を続けて収載する年号勘文の記録は存在しない。《周易・乾卦文言伝》疏「亨之與貞…若元之與利」の引文を持つ年号勘文は延文度に広橋兼仲によつて提出されたものしか存在せず、仁心と延嘉が掲載された年号勘文は文暦度の広橋頼資によつて提出されたものしか存在しない。第二十六丁裏と第二十七丁表の間には落丁があるか。

(27才)

▲〔文暦1234-1235度〕

222 仁應

北齊書曰拳世思治則仁以應之

【典拠】185仁應を参照。

【考異】《頼資卿記240》・《部類記165》・《部類 正治仁治》…122本・123本(527頁)・124本・125本異同無し。

【備考】勘者…広橋頼資。／《頼資卿記240》の「仁以應之」の両側に「本文頭仁以應之云々、而頭仁為崇徳院御諱、仍頭字略而不書之也」の旁記があり、《北齊書》の原文を見ると、「仁」の上に「頭」字があるのに、年号勘文に記されないのは、「頭仁」が崇徳天皇の諱であるから、それを避けたためだと説明している。

223 延嘉

晋書

權中納言頼一

【典拠】《晋書》卷五十一〈摯虞伝〉…會司儀於有始兮、延嘉賓於九乾。

【考異】122本・123本(527頁)・124本・125本異同無し。《頼資卿記240》は「晋書曰會司儀於有始兮延嘉賓」に作り、《部類記165》は「晋書曰會刀儀出有始兮延嘉賓」に作り、《部類記165》は「晋書曰見上」に作る。

【備考】勘者…広橋頼資。123本(525頁)は文暦度における広橋頼資の肩書を「前中納言」に作る。

224 ▼〔嘉禎 1235-1238度〕
嘉禎

北齊書曰蘊千祀彰明嘉禎

【典拠】《北齊書》卷四〈文宣帝紀〉…圖謀潛蘊、千祀彰明、嘉禎幽秘、一朝紛委、以表代德之期、用啓興邦之迹、蒼蒼在上、照臨不遠。

【考異】《部類》正治「仁治」異同無し。／曰…《部類記165》「云」に作る。／千…122本・123本(533頁)「于」に作る。／祀…125本「礼」に作る。／124本、落丁があつて本条を欠く。

【備考】勘者…広橋頼資。

225 延嘉

晋書—

前權中納言頼一

【典拠】223延嘉を参照。

【考異】《部類記165》「晋書曰會司儀於有始延嘉賓」に作り、《部類正治「仁治」》「晋書曰見上」に作る。124本、落丁があり、本条を欠く。／—…122本・123本(533頁)・125本、省略を示す縦棒無し。

【備考】勘者…広橋頼資。

226 ▼〔建長 1249-1256度〕
文安
晋書曰

【典拠】105文安①を参照。

【考異】122本・123本(553頁)・124本・125本異同無し。《改元勘文148》…《頼資卿勘文案》《「日」の下に「見上」二字のみあり。《経光卿改元定記》…《部類記166》「晋書曰尊文安漢社稷」に作る。

【備考】勘者…広橋経光。

(27ウ)

227 元徳

唐書曰陛下富教安人務農敦本光復社稷

康濟黎元之應也

【典拠】新旧《唐書》に見えず。《太平御覽》卷八百三十九〈百穀部三・禾〉所引「唐書」…陛下富教安人、務農敦本、光復社稷、康濟黎元之應也。

【考異】《経光卿改元定記》…《部類記166》…《頼資卿勘文案》…122本・123本(553頁)・124本異同無し。／(年号案)元徳…《経光卿改元定記》…《部類記166》…122本・123本(553頁)・124本・125本「徳」を「應」に作る。《頼

資卿勘文案》、「元德」を「文應」に作る。／光：125本「先」に作る。

【備考】勘者：広橋経光。引文中に「徳」は見当たらず、123本等に従って年号案は「元應」に作るべきである。本条の年号案の漢籍引文が《太平御覧》から引かれたものであることは、123本の元応度の年号案「元應」の下に「唐書無此文也云」と。太平御覧百八十卷有此文云と（640頁）と記されていることから明らかである。ただし、《太平御覧》巻百八十〈居処部八・宅〉に同様の文は見当たらない。

228 ▼〔正嘉 1257-1259 度〕

治建

周礼曰以治建國之學政

【典拠】《周礼・春官・大司楽》：大司楽掌成均之灋、以治建國之學政、而合國之子弟焉。

【考異】《改元勘文 148》：122本・123本（559頁）・124本・125本異同無し。

【備考】勘者：広橋経光。

229

仁應

北齊書曰——

【典拠】185仁應を参照。

【考異】《改元勘文 148》：122本・123本（559頁）・124本・125本「北齊書曰舉世思治則仁以應之」に作る。125本「思治」と付訓。

【備考】勘者：広橋経光。

230

元應

唐書曰陛下富_テ教安人務_レ農敦_レ本光_ニ復_シ社稷_一

康濟黎元之應也

【典拠】227元徳を参照。

【考異】《改元勘文 148》：122本・124本・125本異同無し。／光：123本（560頁）「先」に作る。／125本「唐書曰陛下富_テ教安人務_レ農敦_レ本光復_シ社稷_一康_ニ濟_ス黎元之應也」と付訓。

【備考】勘者：広橋経光。

231

延嘉

晋書曰——

【典拠】223延嘉を参照。

【考異】《改元勘文 148》：122本・123本（560頁）、いずれも「晋書曰會司儀於有始兮延嘉賓」に作る。125本はこの句の「兮」を欠く。124本は「晋書曰會司儀於有始兮」に作る。

【備考】勘者：広橋経光。

(28才)

元秘別録之内_三 當家勘者

▲〔嘉祿 1225-1227 度〕

勘申 年号事

232 貞正

周易正義曰比者筮決其情唯有元大永貞貞正

【典拠】《周易・比卦卦辭》疏：原筮、元永貞、无咎者、欲相親比、必能原窮其情、筮決其意、唯有元大永貞貞正、乃得无咎。

【考異】《部類 正治・仁治》・123本(503頁)・124本・125本異同無し。／比・122本「昆」に作る。

【備考】勘者・広橋頼資。

233 仁治

新唐書曰太宗以寛仁治天下

【典拠】《新唐書》卷五十六《刑法志》・初即位、有勸以威刑肅天下者。魏徵以為不可、因為上言王政本於仁恩、所以愛民厚俗之意。太宗欣然納之、遂以寛仁治天下、而於刑法尤慎。

【考異】《部類 正治・仁治》・122本・123本(503頁)・124本異同無し。／太・125本「大」に作る。

【備考】勘者・広橋頼資。本書の年号案「仁治」二字を覆う位置に「元秘抄別録第二」と書いた付箋が貼られている。

右依 宣旨勘申如件

造東大寺長官参議左大辨兼遠江權守藤原朝臣頼資

▼〔寛喜 1230-1232 度〕

234 正安

晋書曰居正安其身

【典拠】214正安を参照。

【考異】《頼資卿記 239》・《部類 正治・仁治》・《頼資卿勘文案》・122本・123本(514頁)・124本・125本異同無し。／《部類記 164》「晋書曰居正安ナクムスノヲ其身」と付訓。

【備考】勘者・広橋頼資。

235 建長

後漢書

權中（輔）言——頼（資）

【典拠】《後漢書》卷九十五《段熲伝》・故臣奉大漢之威、建長久之策、欲絶其本根、不使能殖。

【考異】122本・123本(514頁)・124本・125本異同無し。《頼資卿記 239》「後漢書曰建長久之策」に作る。《部類 正治・仁治》「後漢書 見上」に作る。《頼資卿勘文案》「後漢書曰建長久之策」に作る。／《部類記 164》は付訓して「後漢書曰建タツ長久之策ハカリコトヲ」に作る。

【備考】勘者・広橋頼資。

(28ウ)

▼〔貞永 1232-1233 度〕

236 正嘉

漢書佻正嘉古弘以昌

【典拠】《漢書》卷二十二《礼楽志》・佻正嘉吉弘以昌、休嘉辟隱溢四方。

【考異】漢書・《経光卿記 704》・《部類 正治・仁治》・《部類記 164》・《頼資卿記 240》・124本・125本、下に「曰」あり。／佻・122本「俳」に作る。123本(518頁)には「漢書□正」と一字分の空格がある。／正・122本「王」に作る。／古・《経光卿記 704》・《改元定記 200》・《頼資卿記 240》・122本「吉」に作る。

【備考】勘者・広橋頼資。

237 寛惠

後漢書曰——①
晉書曰每 寬惠②

【典拠】①63寬惠を参照。／②《晋書》卷七十三〈庾希伝〉：初、導輔政、每從寬惠、冰頗任威刑。

【考異】①124本・125本異同無し。／《経光卿記704》・《頼資卿記240》「後漢書曰文帝寬惠遭代康平」に作り、《部類記164》「後漢書曰文章寬惠遭代康平」に作り。《改元定記200》「後漢書云文帝寬惠遭代康平」に作り、そのまま改行せずに「晋書云每從寬惠」を続ける。122本「後漢書曰文帝寬惠——」に作り。／後漢書曰：《部類 正治〳仁治》、下に「見上」二字あり。123本(519頁)は「曰」以下無し。／②《部類 正治〳仁治》・122本・123本(519頁)・124本・125本異同無し。《経光卿記704》・《部類記164》・《頼資卿記240》「晋書曰每從寬惠」に作り。

238 正安
晋書曰——

【典拠】214正安を参照。

【考異】《経光卿記704》・《部類 正治〳仁治》・《部類記164》・《頼資卿記240》・122本・123本(519頁)・124本・125本「晋書曰居正安其身」に作り、《改元定記200》「晋書云居安其身」に作り。

【備考】勘者：広橋頼資。

239 延嘉

晋書曰會司儀於有始号延嘉

【典拠】223延嘉を参照。

【考異】《部類記164》・《部類 正治〳仁治》・《頼資卿記240》・123本(519頁)・124本・125本異同無し。／曰：《改元定記200》「云」に作り。／号：《経光卿記704》・《改元定記200》・122本「号」に作り。／嘉：122本、「嘉」の右に「喜」を旁書。

【備考】勘者：広橋頼資。

240 仁治

書義曰

權中——
頼——

【典拠】宋・陳暘《樂書》卷七十九〈尚書訓義・虞書・益稷〉：人君以仁治天下、法度彰、禮樂著、則鳳凰為之應、亦各從其類也。

【考異】122本・123本(519頁)・124本・125本異同無し。《経光卿記704》・《部類記164》・《頼資卿記240》「書義曰人君以仁治天下」に作り、《改元定記200》はこの句の「曰」を「云」に作り。《部類 正治〳仁治》・《日野家勘文》は「仁治見上」のみ。

【備考】勘者：広橋頼資。

(29才)

文武 元年 西丁 大化三 大宝三 慶雲

大宝元年 丑辛 三月廿一日改文武天皇五年為大宝元年

同二 壬寅 十二月廿一日太上天皇崩 持統天皇也

同三 卯癸

同四 辰甲 五月十五日改為慶雲元年

慶雲元年

同二 乙巳 四月十七日大納言四人内者二人置中納言三人

同三 丙午

同四 未丁 六月十四日文武天皇崩

同五 申戊 正月十一日改為和銅元年 二月四日行即位儀 武藏國秩父郡獻和銅

和銅元年

(29ウ)

同二 西己

同三 戌庚 同四 亥辛 同五 子壬 同六 卯癸 同七 寅甲

元正

和銅八年 卯乙 九月三日改為靈龜元年 左京職獻靈龜 十二月四日元明崩

靈龜元年

同靈龜二年 辰丙 同靈龜三年 巳丁 十一月十七日改為養老元年

養老元年 同二 午戊 同三 未己 同四 申庚

同五 酉辛 十二月太上天皇崩 天明天皇女帝也 同六 戌壬

同七 亥癸 同八 子甲 二月四日改為神龜元年 左京職獻白龜

神龜元年 同二 丑乙 同三 寅丙 同四 卯丁

同五 辰戊 同六 巳己 改八月五日為天平勝寶元年 左京職貢背文龜其文云 天王貢平知百年

(30才)

天平元年 同二 午庚 同三 未辛 同四 申壬 同五 酉癸 同六 戌甲

同七 亥乙 同八 子丙 同九 丑丁 今年自四月赤痲瘡之發公卿已下没者無可勝計

同十 寅戊 同十一 卯己 同十二 辰庚 同十三 巳辛 同十四 午壬 同十五 未癸

同十六 申甲 同十七 酉乙 同十八 戌丙 同十九 亥丁 同廿 子戊 四月庚子日本上天皇崩 淨足姬元正天皇也

同廿一 丑己 改七月二日為天平勝寶元年 天平勝寶元年

同二 寅庚 同三 卯辛 同四 辰壬 同五 巳癸 同六 午甲 同七 未乙 同八 申丙 同九 酉丁 同十 戌戊 同十一 亥己 五月乙卯太上天皇崩 聖武也

同九 酉丁 改八月廿七日為天平寶字元年 駿河國獻蠶產 同二 戌戊 同三 亥己

同四 子庚 同五 丑辛 同六 寅壬 同七 卯癸 同八 辰甲 同九 巳乙 改正月七日為天平神護

天平神護二年 丙午 同三 未丁 改八月十六日為神護景雲元年

神護景雲二年 戊申 同三 酉己

神護景雲四年 戊庚 改十月己丑為寶龜元年 肥後國獻白龜 同二 亥辛

寶龜三年 壬子 今年大唐白居易生 (2) 同四 丑癸 同五 寅甲 同六 卯乙 同七 辰丙 同八 丁

同九 午戊 同十 未己 同十一 申庚 同十二 酉辛 改正月一日為天應元

天應二年 戌壬 改八月十九日為延曆元年

(30ウ)

延曆三年 子甲 十一月朔旦冬至 延曆 (3) 同三月九日皇后崩

同廿五 戊丙 改五月十八日為大同元年 三月辛巳天皇崩

大同五年 寅甲 九月廿一日改為弘仁元年 弘仁十五年 辰甲 改正月五日為天長元年 十一月甲寅奈良太上天皇崩

天長十一年 寅甲 正月三日改為承和元年

承和十五年 申戊 (4) 六月十三日改為嘉祥元年 嘉祥三年 午庚 三月廿二日天皇崩

嘉祥四年 未辛 四月廿八日改為仁壽元年

仁壽四年 戌甲 十一月廿九日改為齊衡元年 同四 丑丁 二月廿二日改為天安元年 齊衡

天安二年 寅戊 八月廿七日天皇崩 文德也 同三 卯己 四月十五日改為貞觀元年 依御即位

貞觀二年 辰庚 十一月朔旦冬至 同十九 酉丁 四月十一日改為元慶元年

元慶九年 巳乙 二月廿一日改為仁和元年 同三 未丁 八月廿六日天皇小松崩

昌泰元年 午戊 寬平十年八月十六日改元

延嘉元年 酉辛 七月十五日改元 (5)

(31才)

延長元年 未癸 閏正月十一日改元 承平元年 辛卯 四月廿六日改元

天慶元年 戌戊 五月廿三日改元 依地震 天曆元年 未丁 四月廿四日改元

天德元年 巳丁 十月廿七日改元 依水害也 應和元年 辛酉 二月十六日改元 西依火災也

康保元年 子甲 七月十日改元 依旱魃也 同四 五月十四日天皇不豫 廿五日崩

同五 辰戊 八月十三日改為安和元年 安和二 巳己 八月十三日天皇祚位於皇太弟 (朱)冷泉院 (泉)院

同三 午庚 月日改為天祿元年 同四 酉癸 十二月廿八日改為天延元年 (朱)院院 (院)院

同四 子丙 七月十三日改為貞元々々 同三 寅戊 四月十五日改為天元々々 十一才

同六 癸未 四月十五日改為永觀元年 依內裏大事也

同三 乙酉 四月廿日改為寬和元年 同三 丁亥 四月五日改為永延元年

同三 己丑 八月八日改為永祚元年 同二 庚寅 十一月七日改為正曆元年 依風水也

同六 乙未 二月廿二日改為長德元年 同五 己亥 正月十三日改為長保元年

(31ウ)

同長保六年 甲辰 七月廿日改為寬弘元年

(朱) 二條院

寬弘九年 壬子 十二月廿五日改為長和元年

(朱) 後一條院

寬仁元年 丁巳 四月廿三日改長和六年為寬仁元年

同五 辛酉 二月二日改為治安元年 依當革命 同四 七月十三日改為萬壽元年

同五 辰戌 七月五日改元長元 年疫旱

同十 丁巳 四月廿一日改元為長曆元年 依御即位也 同四 庚申 十一月十日改元為

同五 甲申 改元為寬德元年 十一月 同三 丙戌 四月十四日改元為永承元年 依御即位也

同五 庚寅 朔旦冬至 同八 癸巳 正月十二日 壬子 改為天嘉元年

同六 戊戌 八月廿九日改為康平元年 依火災也

同八 乙巳 八月二日改為治曆元年 同五 西己 四月十三日改為延久元年 依即位也

同六 甲午 八月廿三日改為承保元年 同四 丁巳 十一月十七日甲子改元承曆

同五 西辛 二月十日 丁卯 改元為永保元年 依辛酉也

同四 甲子 二月七日丙子改元應德元年 同四 丁卯 四月七日改為寬治元年

同八 戊申 十二月十五日改為嘉保元年 同三 丙子 十二月十七日改為

同二 丁丑 十一月廿一日改為承徳元年 同三 卯己 改為康和元年 月日ナシ

同六 甲申 二月十日改為長治元年 同三 丙戌 四月十日改為嘉承元年

同三 子戌 月日改元為天仁 同三 庚寅 七月十三日改為天永元年 同四 癸巳 七月十三日改為

同六 戊戌 四月三日改為元永元年 同三 庚子 改為保安元年 同四 癸卯 御讓位 二月二日為太

上天皇

同五 辰甲 壬午正月廿八日受禪 同二月十九日御即位 同二 乙巳 十月九日石清水行幸 賀茂行幸

同三 午丙 正月廿二日改為大治元年 依痲瘡也 同五 庚戌 二月廿一日女御藤原聖子為皇后

同六 亥辛 正月廿九日改為天承元年 同二 壬子 八月十一日改為長承元年

同三 寅庚 三月十九日改皇后令子內親王為太皇太后宮從四位下藤原泰子為皇 六月

十日行幸石清水 同十九日行幸賀茂社

同四 卯乙 四月廿七日改為保延元年 同七 辛酉 七月十日改為永治元年 依革命也 三月十日太

上天皇 御出 卅九 十二月七日禪位於皇太弟 三歲 同

廿七日新帝即位 同日改中宮藤原聖子為皇太子

后宮以女御藤原得子為皇后宮

同二 戌壬 四月廿八日改為康治元年 代始 同三 甲子 二月廿三日改天養元年 革命

(32ウ)

同二 乙丑 七月廿二日改為久安元年 依慧星也 同四 辰戌 六月廿三日內裏燒亡

同五 己巳 八月三日停得子皇后宮職号美福門院 同六 庚午 正月四日天皇加元服 二月廿七日上

同七 未辛 正月廿七日改為仁平元年 同四 甲戌 十月廿八日改為久壽元年

同二 乙亥 七月廿三日 天皇晏駕 春秋十七 同廿五日上法皇第四皇子三品雅一親王

踐祚 春秋廿九 十月廿六日即位於大極殿 九月廿三日

立守仁親王為皇太子

同三 丙子 四月廿七日改元為保元 依代始也 七月二日太上法皇崩 年四十四

以無品妹子內親王為中宮 十二月十日太上天皇御所

燒亡 同廿六日主上幸太宰大貳 盛朝臣六波羅宅逆

虜伏誅

同二 庚辰 正月十日改為永曆元年 二月廿日上皇御幸內裏八条殿有事

同二 辛巳 九月四日改為應保元年 同二 壬午 二月五日中午宮為高松院 十九日女御育子為中宮

同三 未癸 三月九日改為長寬元年 同三 乙酉 六月六日改為永萬元 廿五日讓位

同二 丙戌 八月廿七日改為仁安元年 同三 戊子 二月十九日主上遜位 童帝 太子受禪 春秋

八歲 三月十一日上皇太后宮職為九條院 同廿日即位於大極殿 同日立女御平
滋子為皇太后宮 十一月廿二日大嘗會

(33才)

同四 己 四月八日改為嘉應元 同十二日上皇太后宮為建春門院

同三 卯 辛 正月三日天皇元服 春秋十一 四月十一日改元承安 同二 辰 壬 二月十日以皇后
宮為皇太后宮 中宮為皇后宮 冊女御從三位平德子為中宮

同三 癸 巳 八月十五日 皇后宮藤育子崩

同五 乙 未 七月廿八日 改為安元々々 同三 丁 酉 八月四日改為治承元

同五 丑 辛 正月十四日高倉院崩 廿一 閏三月四日入道相國入滅 六十四 七月
十四日改元為養和元 大嘗會以前改元其例雖希依東國亂并

天下飢饉天變地搖事等也

同二 寅 壬 五月廿七日改為壽永元 同三 辰 甲 正月廿日 刻 關東兵入洛 義仲雖相支之義
經自宇治路破入之義仲於六条河原一旦合戰無程敗北欲付勢多之乎義經即徒逃北

於粟津邊梟義仲首多 四月十六日改元為元曆元年依代始也

同二 乙 巳 八月十四日改為文治元 同六 庚 戊 四月十一日改為建久元 明年依
當三合也

(33ウ)

同二 亥 辛 十二月廿六日守貞親王元服 十三 加冠 左大臣

同三 壬 子 三月十三日太上法皇崩 六十六 雖為御祖父有時議天下諒闇

同九 午 戊 正月十一日遜位於 同日宣旨云勅授帶鉞牛車輦車如舊

同十 未 己 四月廿七日改為正治元 同三 辛 改為建仁元

同四 子 甲 改為元久元 同二 丙 四月廿七日改為建永元

同二 卯 丁 十月廿五日改元承元 同五 辛 未 十二月九日改為建曆元

同三 癸 酉 十二月六日改為建保依天變地妖也

同七 卯 巳 四月十二日改為承久元 依去年三合并變異也

同承久 四年 壬 四月十三日改為貞應元

同二 未 癸 二月廿五日立女御藤有子為中宮 五月十四日太上法皇崩諒闇

(34才)

同三 申 甲 十一月廿日改為元仁元 依天下疾病也

同二 乙 酉 四月廿日改為嘉祿元 十二月廿日止皇后宮職為安福門院

同四 辰 壬 四月二日改為貞永元 同二 巳 癸 四月十五日改為天福

同二 午 甲 十二月五日改為文曆依天變地妖也 八月五日上天皇
崩御春秋廿三

同二 未 乙 九月十九日改為嘉禎元 十月御禊行幸 十一月廿日大嘗會

同四 戌 戊 十一月廿三日 改為曆仁元 依天變也

同二 亥 己 二月七日改為延應元 二月廿三日 前太上天皇於隱岐國崩

十一月十二日以皇后宮職為式乾門院

同二 子 庚 七月十六日改為仁治依天變也 正月四日自西刻彗星出坤方

十一月日太神宮兩宮外宮炎上

同三 寅 壬 正月九日天皇崩 春秋十二 去七日御不豫 同十九日追号四條院在直廬議定
之有伏議 同廿日新帝踐祚 八月九日以女御從三位藤原姑子為中宮職

同四 卯 癸 二月廿六日改為寬元 依代 三月卅日 明義門院崩 廿七 八月十日以久仁
親王為春宮

同四 卯 癸 二月廿六日改為寬元 依代 三月卅日 明義門院崩 廿七 八月十日以久仁
親王為春宮

(34ウ)

同四 午 丙 正月廿九日讓位於皇太子久仁 同日宣旨云勅授帶鉞牛車輦車如元

同五 改為寶治元 無之色々可尋之

同三 己 酉 三月十八日改為建長

同三 亥 辛 三月廿七日皇后宮為仙花門院

同二 卯 丁 四月十三日改為文應依代始也

同二 辛 酉 二月廿日改為弘長元 依辛酉也

同四 子 甲 二月廿八日改為文永

同十二 亥 乙 四月廿五日改為建治元 同四 戊 戊 二月廿九日改為弘安元

同六 未 癸 正月六日日吉神輿入洛 二月二日重入洛

(35才)

同十一 子戌 後深草院皇子 御母 支體門院 四月廿八日改為正應元 代始 三月十五日即位於太政大臣廳

同二 子立太 御二 四月廿五日胤仁親王 同六 子立太 御二 八月五日改為永仁元

同六 子立太 御二 七月廿二日讓位於皇太子 十月十三日即位 同廿六日御禊 十一月廿日

大嘗會

同七 四月廿五日改為正安元 同三 正月廿一日讓位 三月廿四日新帝 即位於太政官廳

同四 子立太 御二 六月十七日今上二宮立親王 十月一日今林准后薨

十一月廿一日改為乾元々依代始也

同二 癸卯 改元為嘉元々院拜礼以下依神也遷座事停止之小朝 拜依天皇御抱瘡同

無之五日 親位儀同前 十二月二十日尊治親王元服叙三品 八月五日改元九

月廿八日立后 子為中宮

同二 甲申 正月廿一日東二条院崩 三月七日三品尊治親王任太宰帥

七月十六日後深草院崩 八月十日御

同三 九月十五日龜山院法 五月廿六日渡朱器臺盤 五月三日賜兵杖隨身聽

牛車 同日拜賀 七月廿六日氏院參賀 十一月廿八日着陣辭大臣後授一上例花

園左府花山曉左府兼雅

(35ウ)

同四 子立太 御二 十二月十四日改為德治元 十二月廿八日春宮卿所炎上 在嗣卿勸進

同二 子立太 御二 七月廿四日丑刻遊義門院崩年卅八國母也 同廿六日寅刻院御出家 四十

同三 子立太 御二 十月九日改為延慶元代始 七月十二日神木婦座 八月廿八日天皇崩讓位於

皇太子 八月廿六日踐祚新帝春秋廿二歲

伏見院第二皇子 後伏見院御猶子云云 皇居土御門東洞院先帝春

秋廿四才皇居二條東洞院皇子 九月中務卿

尊治親王立坊廿五才 十一月十六日於太政

官廳即位

同四 子立太 御二 四月廿八日改為應長元 在兼卿擇申之

同應長 子立太 御二 三月二十日改元正和元

(36才)

後漢 建武卅一 中元二 永平十八 章帝建初八 元和五

章和二 永元十六 元興 延平 永初七 元初六 永寧

建光 延光四 永建六 陽嘉四 永和六 漢安二 建康

永嘉本初 建和五 和平 元嘉二 永興二 永壽五

延熹九 永康 建寧四 熹平六 光和六 中平六 初平四

興平二 建安廿四 魏 黃初七 太化六 青龍四 景初三 正始九

嘉平五 正元 甘露四 景元四 咸熙 泰始十 咸寧五

太康十 永熙九 永康 永寧 太安二 永興二 光熙 永嘉六

建興四 建武 大興四 永昌 大寧三 咸和九 咸康八 建元二

永和十二 升平五 隆和 興寧三 大和五 咸安二 寧康三 太元廿一

隆宜五 元興三 義熙十四 元熙 永初三 景平 元嘉卅

孝建三 大明八 景和 泰始七 泰豫 元微四 景明二

(36ウ)

建元四 永明十一 建武四 永泰 永元二 中興 天監十八

普通七 大通二 中大下 通六 大同十一 中大同 大清三 大寶二

承聖三 天成 紹泰 太平 永定三 天嘉六 天康二

大建十四 至德四 禎明三 開皇廿 仁壽四 大業十二

義寧 皇泰 武德九 貞觀廿三 永徽六 顯慶五

龍朔三 麟德二 乾封二 擒章二 咸亨四 上元二

儀鳳三 調露 永隆 開耀 永淳 弘道 嗣聖廿一 神龍二

上元二 寶應 廣德二 永泰 大曆十四 建中四 興元 貞元廿

永貞 元和十五 長慶四 寶曆二 太和九 開成五 會昌十三

咸通十四 乾符六 廣明 中和 四光 啓三 文德 龍紀 大順二

(37才)

〇〇〇〇例 へ行類抄

〇彗星 (朱)鳥羽 天永 (朱)同 元永 (朱)同

へ元秘抄別録例 〇天変

(朱)因融 天祿 (朱)同 天延 (朱)一棟 永延 (朱)同 永祚 (朱)同 已上以同字改歟

へ三ヶ事改元例 近例

改元正(朱)後西曆二度メノ年号中三年為嘉曆 〇天変 へ地震 へ疾疫也

改曆應五年為康永 (朱)光明二ヶ度メ 〇天変 へ地震 へ病革也

改康永四年為貞和 (朱)同 〇天変 へ水害 へ疾疫也

改延文六年為康安 (朱)後光厳 〇天変 へ地妖 へ疾疫也

(37ウ) 改康安二年為貞治 (朱)同 天変 地妖 兵革也

改貞治七年為應安 (朱)同 天変 地妖 病患也

已上之例同字連續如此

(本朝歴代元號之字)

へ大 へ宝 へ慶 へ雲 へ和 へ銅 へ靈 へ龜 へ養 へ老

へ神 へ天 へ平 へ勝 へ字 へ護 へ景 へ應 へ延 へ曆

へ同 へ弘 へ仁 へ長 へ承 へ嘉 へ祥 へ壽 へ齊 へ衡

へ安 へ貞 へ觀 へ元 へ寛 へ昌 へ泰 へ喜 へ德 へ康

へ保 へ祿 へ永 へ祚 へ正 へ治 へ万 へ久 へ福 へ禎

〇〇〇〇 へ へ中 へ至 へ享 へ吉 へ建 へ武 へ明

(38才)

へ後円融院 康暦度 新中納言 仲光

⁽⁵⁰⁾ 曰太平御覽本朝未施行書也被引年号勘文歟
証拠ニモ不引中院ハ用也尙謂

註

- (1) これより上は「元秘抄別録 第三」と記された付箋で文字が覆われている。
- (2) 「白居易」の「生」字と次行の「同十二」の「同」を結ぶ線が引かれているが、その意図は不明。ちなみ白居易が生まれたのは大暦七年(七七二)であり、日本の宝龜三年に相当する。
- (3) 《公卿補任》延暦九年条によれば「曆」の下に「九」があるべし(70頁下)。
- (4) 《公卿補任》嘉承元年条によれば「戊申」は「戊辰」の誤(119頁上)。
- (5) 「嘉」は「喜」の誤。
- (6) 《公卿補任》天祿元年条によれば天祿に改元されたのは「三月廿五日」(212頁上)。
- (7) 《公卿補任》天喜元年条によれば「二」は「一」の誤(310頁上)。
- (8) 「嘉」は「喜」の誤。
- (9) 《公卿補任》康和元年条によれば康和に改元されたのは八月二十八日(366頁下)。
- (10) 《公卿補任》嘉承元年条によれば「十」は「九」の誤(374頁下)。
- (11) 《公卿補任》天仁元年条も「月日」に作る(377頁上)。小倉慈司《事典日本の年号》によれば天仁への改元は「八月三日」(135頁)。
- (12) 《公卿補任》長承三年条によれば「皇」の下に「后宮」二字を脱す(409頁上)。
- (13) 「太」の下に「皇」があり、それを見せ消ちにして「上」に改めている。《公卿補任》保延七年条に「太上天皇御出家」とある(420頁下)。
- (14) 「卅九」は鳥羽天皇が出家した時の年齢。
- (15) 「十」を書いた後、縦棒を一本引いて見せ消ちになっているかに見える。ただし《公卿補任》永治元年条によれば、鳥羽天皇が顕仁親王(崇徳天皇)に讓位したのは、「十二月七日」(420頁下)。
- (16) 《公卿補任》久安元年条によれば「慧」は「慧」の誤(426頁下)。
- (17) 《公卿補任》平治元年条によれば「清」は「清」の誤(450頁下)。
- (18) 《公卿補任》養和元年条は「閏三」を「壬三」に作る(503頁下)この「壬」は「閏」の略字体か。
- (19) 《公卿補任》建久九年条によれば「鈕」は「釧」の誤(548頁下)。
- (20) 《公卿補任》元久元年条によれば空格部分には「二月廿日」が入る(569頁下)。
- (21) 「同」の右旁に「建保元」の三字が墨書されているが、《公卿補任》建保元年条に従って、「建保三」に作るべし(605頁下)。
- (22) 《公卿補任》貞永元年条によれば、「同四」は安貞四年ではなく、寛喜四年を指

- す(673頁下)。
- (23) 《公卿補任》延慶元年条によれば「三」は「二」の誤(702頁上)。
- (24) 《公卿補任》仁治元年条によれば「兩」は「内」の誤(706頁上)。
- (25) 明義門院逝去の日について、《公卿補任》寛元元年条は三月三十日(718頁下)とするのに対して、《百鍊抄》第十五(後醍醐院)は三月二十九日(198頁)とする。
- (26) 建長に続く康元(一二五六～一二五七)・正嘉(一二五七～一二五九)に関する記録が無い、ということだが、《元秘別録》には、いずれの改元についても改元年月日と年号勘者が記されており、正嘉度に関しては年号勘文と引文までもが記録されている(123本、557～563頁)。
- (27) 「三」を見せ消ちにして「二」に改めている。
- (28) 「丑」の三画目まで書いて見せ消ちにし、「寅」に改めている。
- (29) 「御」の下に「歳」を脱するか。
- (30) 《公卿補任》嘉元元年条によれば「叙」は「叙」の誤(965頁下)。
- (31) 《公卿補任》嘉元元年条によれば「八」は「四」の誤(965頁下)。
- (32) 《公卿補任》嘉元二年条によれば「御」の下に「室(性仁法親王)薨」が続く(971頁下)。
- (33) 虫損のため不鮮明で「曉」に見えるが、「院」の誤記と思われる。《公卿補任》嘉元三年条は「花園左府花園左府兼雅」に作り、「院」を欠く(976頁下)。
- (34) 「御」を見せ消ちにして「卿」に改めたが、「御」が正しい。《公卿補任》徳治元年は「春宮御所炎上」に作る(983頁上)。
- (35) 《公卿補任》徳治元年条に記されている通り、「在嗣卿勘進」は「改為徳治元」に続くべき記述(983頁上)。
- (36) 《公卿補任》徳治二年条に従って「院」の上に「一」を補うべし(988頁上)。「一院」は後宇多上皇を指す。この時、他に伏見上皇と後伏見上皇がいたが、後宇多上皇は彼らより先任の上皇であった。
- (37) 《公卿補任》延慶元年条によれば「八」は「五」の誤(993頁上)。
- (38) 《公卿補任》延慶元年条には、「東洞院」の下に「後宇多院第一皇子」の注記あり(993頁上)。
- (39) 《公卿補任》延慶元年条には、「九月」の下に「十九日」の三字あり(993頁上)。
- (40) 《公卿補任》延慶元年条は「廿五才」を「廿二才」に作る(993頁上)が、親王(後の醍醐天皇)は正応元年(一二二八)生まれであり、延慶元年(一二三〇)の時点では、「廿一才」である。
- (41) 「成」の下には「三」を含む楷定できない文字が一つ記されている。景元に続く年号の文字なので「熙」を記そうとしたのだと判断した。
- (42) 「上中大トアリ」の墨書の傍記は、「大通」の次の年号が「中大通」であることを示している。
- (43) 《元秘抄》は「太」を「大」に作る(《統群書類従》、27頁下)。
- (44) 《元秘抄》は「捨」を「總」に作る(《統群書類従》、27頁下)。
- (45) 《元秘抄》は「廿」の下に「二」あり、さらに「廿歟」と注す(《統群書類従》、28頁上)。
- (46) 《元秘抄》は「會昌六 大中十三」に作る(《統群書類従》、28頁下)。
- (47) 《元秘抄》は、続いて「景福二 乾寧四 光化三 天復三 三年景福景天祐四 濮王天壽一」と唐の年号を最後まで記している(《統群書類従》、28頁上)。
- (48) 「天祿」の上に「元秘抄別録 第四」と書いた付箋が貼られている。
- (49) 二つの「西」は半角文字で記されており、右側はいずれも空格になっている。半角の空格を埋めると「醍醐」になる。
- (50) 以下の広橋仲光と同様の発言は《迎陽記》康暦元年三月廿二日条において「新藤中納言云」に続いて見える。《迎陽記》、79頁。
- (51) 「太平御覽」四字の左に朱の傍線が引かれている。
- 〔付記〕本稿に用いた館蔵資料の熟覧に際しては、本館研究部歴史研究系の小島道裕氏、および資料係のスタッフ、とりわけ専門職員の森谷文子氏からひとかたならぬ協力をたまわった。資料の調査に当たっては、研究班のメンバー、とりわけ頻繁に調査に参加された福島金治氏・石井行雄氏・近藤浩之氏・石立善氏・高田宗平氏から多くの教示をたまわった。ここに記して謝意を表する。
- (中央大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
二〇二二年三月一六日受付、二〇二二年七月二七日審査終了